

第3章 移住希望人気上位県・市町の移住支援施策

田中 淳志・佐藤 真弓・平形 和世

1. 人気上位県における移住支援施策

現地調査を実施した移住希望者人気上位県における移住支援施策をまとめたので以下に紹介する。

(1) 山梨県の移住支援施策

1) 地域概況

山梨県は27市町村(13市8町6村)からなり、東京圏に隣接していながらも、北東部に秩父山塊、西部に赤石山脈、南部に富士山、また北部には八ヶ岳、茅ヶ岳と周囲を急峻な山々に囲まれている。栽培面積、生産量ともに日本一であるぶどう、もも、すももや、ミネラルウォーターは全国の約4割を生産している。また、貴金属製装身具出荷額が全国の約3割を占めており、全国第1位である。中央自動車道やJR中央線等の交通網が整っており、東京圏からの利便性が高い上、リニア中央新幹線の開業等も予定されており、さらなる利便性向上が期待されている。2015年末時点の人口は834,930人となっている。

2) 移住支援施策と実施体制

山梨県では、平成25年6月、山梨県への移住や二地域居住を考えている者に、住宅情報、生活情報、就職情報等をワンストップで提供する総合相談窓口「やまなし暮らし支援センター」を開設した。相談内容は、住宅情報(古民家などの空き家に関する情報)、生活情報(医療、福祉、教育、交通などに関する情報)、就職情報(山梨県やハローワークの求人情報)のほか、市町村窓口の紹介、市町村パンフレット等を提供している。場所は東京・有楽町のふるさと回帰支援センター内で、開設当時、都道府県で同センター内にブースを設けていたのは山梨県と福島県のみであった。また、山梨県での田舎暮らし実践者による体験談などが聞けるセミナーも年10回程度開催している。

移住担当窓口として平成25年に観光振興課に移住・交流推進担当を設置し、平成26年からは市町村が実施する空き家実態調査・サテライトオフィス整備モデル事業に要する経費の一部を補助、平成27年からは、空き家バンクに登録した空き家の所有者等が移住者と売買契約又は賃貸借契約を成約する際に、当該空き家の所有者等に対して市町村長が交付する奨励金の一部を助成してきた。観光振興課内で移住・交流推進担当者が対応していた移住支援は、平成27年には人口問題対策室の対応となり、平成28年からは地域創生・人口対策課が設置され、そちらで対応することとなった。

また、やまなし移住・定住総合ポータルサイトを平成26年に開設し、市町村と連携して

運営し、県と市町村の移住情報を提供している。さらに、山梨県に移住や二地域居住をしている者 100 人が、やまなし暮らしの魅力をインタビュー形式で語った話をまとめた冊子「JoYFuL」を発行し、Web サイトでも公開している。移住前の生活、移住のきっかけ・動機、移住を成功させるコツ、山梨の魅力等を紹介している。平成 26 年に官民共同で設立された富士の国やまなし移住・交流推進協議会は、山梨県や市町村、民間事業者が会員となっており、同協議会の移住定住推進部会（甲斐適生活応援隊）が運営するポータルサイト「甲斐適生活」では、移住相談会の情報や移住体験談、物件情報等を提供するほか、同協議会の農山村交流推進部会が運営するポータルサイトでは、農産物の収穫体験や自然観察等のプログラムを紹介している。

やまなし暮らし支援センター等に相談があった件数、同センターを通じて移住を決めた人数を把握しており、実績は第 3－1 表のとおりである。また、平成 28（2016）年度の実績では、移住前の都道府県は東京都が最も多く、次いで、神奈川県、千葉県、埼玉県で、相談者の年代は、移住相談では 30 代、40 代が各 2 割、就農相談では 20 代が 6 割、就職相談では 20 代が 5 割、30 代が 3 割で、全体では 20～40 代の相談が約 6 割を占める。なお、山梨県のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、同センターを通じた平成 32 年まで 5 年間の移住者数 1,300 人を目標としている。

第 3－1 表 やまなし暮らし支援センターにおける移住相談件数等について

年度	移住決定者数		相談件数
平成 25（2013）年度	52 人	22 世帯	1,742 件
平成 26（2014）年度	199 人	100 世帯	2,075 件
平成 27（2015）年度	210 人	108 世帯	2,445 件
平成 28（2016）年度	154 人	91 世帯	2,986 件
平成 29（2017）年度	117 人	77 世帯	-

注. 平成 25 年度は、平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月までの実績。相談件数は、やまなし暮らし支援センターへの移住相談、県への就農相談、ハローワークへの就職相談を合わせた件数。

資料：やまなし暮らし支援センターヒアリング調査（2016 年 11 月）及びその後の公表資料より筆者作成。

（２）長野県の移住支援施策

１）地域概況

長野県は 77 市町村（19 市 23 町 35 村）からなり、新幹線沿線で首都圏へのアクセスの良い北信・東信、中央本線の特急あずさや特急しなの、中央自動車道などで首都圏、中京圏と結びつきのある中信、首都圏からのアクセスは良くないが中央自動車道や飯田線などで中京圏との結びつきが強い南信に分けられる。

農産物では川上村などの東信でレタス、松本市や茅野市を含む中信ではセロリやパセリの栽培が盛んで、県内全域をまとめるとそれぞれ全国 1 位の生産量となっている。また、りんごとぶどうの生産量で全国 2 位となっている。

戦時中に航空機部品・光学機器などの工場が疎開してきたことから現在でも製造業が盛んで、情報通信機器の出荷額が全国1位（2017年工業統計調査）となっている。他には温泉やスキー場といった余暇施設が多く、それぞれ全国2位の数となっている。

南信の飯田市では2027年のリニア中央新幹線長野県駅（仮称）の開業が予定され、東京の品川駅から45分程度でアクセスできるようになるため、北信や中信との経済格差縮小や、地域の新しい発展が期待されている。2015年末時点の人口は2,098,804人となっている。

2）移住支援施策と実施体制

長野県での移住専門部署は、2006年近辺までは農政部が担い、その後2007年からは観光部が窓口となり、2012年からは観光部移住・交流課が作られ、2016年からは企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室（2019年4月には企画振興部信州暮らし推進課に改組）ができ、移住業務を担っている。

長野県では、一般社団法人長野県宅地建物取引業協会と連携協力し、移住者への住宅情報「楽園信州空き家バンク」を設置し、移住希望者に対する住まいの情報提供を行っている。

仕事に関しては、Webサイト「Iターン信州」を作成し、移住したい個人が仕事を探すために登録し、人材がほしい企業とマッチングできるようにしている。またWebサイト「楽園信州」では、「Iターン信州」を含む様々な仕事求人サイトにリンクが張られており、厚生労働省の「ハローワークインターネットサービス」や、地域の転職エージェント・人材紹介サービス会社などが掲載されている。

生活情報に関しては、「楽園信州」で、長野県への移住を考える者に対して、長野県内の市町村情報、様々な移住セミナーや地域でのイベント、利用できる移住支援制度などを紹介したり、先輩移住者の体験談を掲載したりしている。

移住支援ポータルサイト「楽園信州」は、県内への移住相談窓口を一元化する目的があり県内の自治体が紹介されている。

県外の移住相談窓口としては、東京に2か所、大阪、名古屋に1か所を設けている。東京は、2012年に長野県東京観光情報センターを、2014年に農産物販売などを行う銀座NAGANOの4階に長野県移住・交流センターを、2015年には有楽町のNPO法人ふるさと回帰支援センター内に相談デスクを設置した。2013年には大阪府の長野県大阪観光情報センター内に「長野県大阪移住・交流サポートデスク」と名古屋の長野県名古屋観光情報センター内に「長野県名古屋移住・交流サポートデスク」を設置した。移住者はここで、住宅情報、生活情報（医療、福祉、教育、交通などに関する情報）、就職情報（ハローワークの求人情報）のほか、市町村窓口の紹介、市町村パンフレット等を閲覧できる。また、東京有楽町のNPO法人ふるさと回帰支援センターでは、先輩移住者による体験談などが聞けるセミナーも頻繁に開催している。

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会は、県、各市町村や民間事業者からなる長野県への移住を推進する協議会である。民間事業者には、（一社）長野県観光機構、（一社）長野県宅地建物取引業協会、（一社）長野県経営者協会、長野県商工会連合会、信濃毎日新聞社、（株）

八十二銀行，（株）ヤマト運輸長野主管支店，長野県信用組合などの県内事業者が加入している。

上記推進協議会では，移住者の受入態勢強化を図るため民間事業者を「楽園信州移住応援企業」として登録している。移住者は楽園信州移住応援企業を利用して移住することで，引っ越し費用・レンタカー・住宅ローン・リフォーム費用・自動車免許取得費用・コワーキングスペース利用料・ホテル宿泊料などの割引が利用できる。

長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室の調査による，年度別移住者数は以下の第３－２表のとおりである。移住者は県や市町村の移住相談等を利用して移住に結びついた者を「行政サポートによる移住者」として集計しているものである。

第３－２表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成18年(2006年)	215
平成19年(2007年)	325
平成20年(2008年)	398
平成21年(2009年)	297
平成22年(2010年)	396
平成23年(2011年)	456
平成24年(2012年)	408
平成25年(2013年)	510
平成26年(2014年)	763
平成27年(2015年)	927

資料：長野県企画振興部地域振興課ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

（３）岐阜県の移住支援施策

１）地域概況

岐阜県は日本のほぼ中央に位置し，大きく岐阜地域，飛騨地域，中濃地域，東濃地域，西濃地域の５地域に分かれている。県中南部に位置し，県庁所在地の岐阜市を擁する岐阜地域は，アパレル産業や航空産業が盛んな地域である。交通の要所である岐阜駅は，鉄道を利用すると東京まで約２時間，大阪まで約１時間，名古屋まで約２０分で到着する。特に名古屋へのアクセスが良好で，近年の再開発により利便性が高まっている。県北部に位置し，飛騨山脈を擁する飛騨地区は木工業が盛んで，白川郷や高山市等の世界有数の観光地でもある。県中南西部に位置する中濃地域は製造業やものづくり産業が盛んな地域で，大手の刃物メーカーや自動車メーカーが立地している。ユネスコ無形文化遺産に登録された美濃和紙等でも知られている。県南東部に位置する東濃地域は，美濃焼の産地として知られ，旧中山道の宿場町をはじめとした観光業や，栗や檜等の農林業を基幹産業とする地域である。県南西部に位置する西濃地域は，大手電子メーカー等の本社があり，IT関連産業も盛んな地域である。

同県ではまた，「日本の縮図」とも言われる変化に富んだ自然条件と，大消費地に近い立

地条件を生かした多様な農業が営まれている。特に「飛騨牛」や「富有柿」、「ハツシモ」（水稲）等は、銘柄品として知られている。水産業では、アユやマス類等の河川漁業や養殖漁業を中心とした水産業も盛んである。

県内の 2015 年の人口は約 2,033,000 人で、2000 年の約 2,108,000 人をピークに減少傾向にある。2006 年以降は出生数が死亡数を下回る自然減少に入った。若い世代（15～49 歳）の人口減少と、20～30 代の未婚率の上昇傾向が続く、今後、少子化が進むことが懸念されている。同時に、同県の人口は 2005 年以降、県外への転出超過が続いている。年齢別に移動理由をみると、10 代では進学に伴う移動、20～30 代では就職や結婚などによる移動が挙げられている。このように岐阜県では、若い世代の呼び込みや、子育て環境の整備・充実による出生数の上昇が課題となっている⁽¹⁾。

こうした状況下において、岐阜県では、2009 年に「岐阜県長期構想～人口減少時代への挑戦～」を策定し、全国に先駆けて、人口減少社会を見据えた政策の方向性を示してきた。現在は、2015 年に策定された『『清流の国ぎふ』創生総合戦略』の下、具体的な施策を展開している。このうちの一つの柱となっているのが移住定住に関する施策である。ここでは、2015 年度から 5 年間の移住者累計数の目標を 6,000 人と定め、施策の充実を図っている⁽²⁾。

2) 移住施策と実施体制

岐阜県では、平成 21 年に総合企画部観光交流推進局地域振興課内に移住・定住を担当する部署が設置された。その後、組織改編を経て、現在の「清流の国推進部清流の国づくり政策課移住定住まちづくり室」が開設されたのは平成 27 年のことである。

その中の移住定住係が移住定住に関する施策の立案や企画及び調整などの業務全般を担っており、同係には平成 28 年度現在 9 名の職員が配置されて、このうち 7 名が正規職員となっている。この他の 2 名は、名古屋での移住相談業務を担当する職員と、「岐阜県ファンクラブ」に関する事務作業等を担当する職員である。また、これらの職員に加え、県東京事務所においても移住定住の推進に関する業務を担う職員が配置されている。

岐阜県では、2015 年 8 月に、総合戦略の策定機関である「ぎふ創生県民会議」内に「移住定住推進部会」を設置した。この中で、県、市町村、民間団体（移住支援団体など）、就業支援機関、金融機関、産業界、教育機関などが一体となって、移住定住を推進する体制を整備・強化している。

岐阜県の移住支援施策は移住支援ポータルサイト「ふふふぎふ」にまとめられている。現在大きく五つの柱立てで、移住定住支援策を実施している。

一つは、「移住候補地などの情報提供」に関する取組で、三大都市圏での相談対応や情報発信などがそれに当たる。このうち東京及び大阪では、ふるさと回帰支援センターや移住交流推進機構（JOIN）などと連携しながら、「ふるさと回帰フェア」などのイベントが定期的に開催されている。

二つ目は、「暮らし体験サポート」に関わる取組である。WEB サイト「Classca-gifu」に

において、県内各地の移住体験プログラムが紹介されている他、「ぎふの暮らし体験ツアー」を東京、大阪、名古屋発着による計6コース準備している。

三つ目は、「仕事」への支援として、企業、林業、農業への就職支援の体制を整えている。企業への就職に関しては、「岐阜県地域しごと支援センター」⁽³⁾内にUIターン就職希望者を対象とした窓口を開設し、職業相談や職業紹介を受け付けている。林業に関しては、「岐阜県林業労働力確保支援センター」において、相談会や研修会、給付金などの各種情報を提供している。農業に関しては、「地域就農支援協議会」や「就農応援隊」において、農業経営と生活を地域ぐるみで一貫してサポートする体制を整えている。なお、新規就農支援策については、後述する。

四つ目の「住まい」への支援としては、住居の建設や改修の際に利用できる「空き家活用支援事業費補助金」⁽⁴⁾や「岐阜県住宅資金利子補給制度」、「ぎふの木で家づくり支援事業」、「ぎふの木で家づくりローン支援事業」等を準備している。このうち県産材の使用を促すために発足された二つの事業については、平成28年度から移住者のための枠が拡充された。

五つ目の「生活サポート」に関しては、教育支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス支援の3分野に分けられる。まず教育支援については、平成28年度に県内へのUターン就職を前提とした給付型奨学金が創設された。対象は県外進学者で年間36万円、四年間で144万円が支給される。次に、子育て支援については、各種支援策を総合的に発信するためのWEBサイトが開設されている。最後に、ワーク・ライフ・バランス支援に関しては、子育て支援の「応援企業」の登録及び「エクセレント企業」の認定を進めている。平成28年7月現在の実績では、「応援企業」の登録事業所が2643、「エクセレント企業」の認定事業所が55となっている。

平成28年度当初の移住定住に関わる事業予算は総額1億7824万円で、このうち最も多くを占めているのが三大都市圏での情報提供・相談窓口の設置やセミナー開催、移住体験ツアーに関わる予算で、全体の3分の1を占めている。次いで多いのが空き家活用に関わる事業で、予算全体の28.1%を占めている。以下は、「Uターン大学生奨学金事業費」(全体の21.2%)と続く。

岐阜県では、平成26年から3か年の計画で、「担い手育成プロジェクト1000」を実施している。新規就農者は、同プロジェクトにおいて定年帰農者や雇用就農者などとともに担い手として位置付けられ、「岐阜県方式」と呼ばれる新規就農支援施策が実施されてきた。プロジェクト開始からの2年間で、新規就農者、定年帰農者、雇用就農者、農業参入法人合計658を育成し、このうち県外からの新規就農者は2割を占めている。

「岐阜県方式」とは、具体的には、県、市町村、JA、農業委員会が連携して、①就農相談、②就農研修、③営農定着支援という各段階の支援を一貫して行うものである。このうち岐阜県が力を入れている支援策の一つとして、短期から長期研修の実施が挙げられる。短期研修として、県内農家で2～4週間の農業体験の機会を提供している。一方で、本格的に農業を学びたい人のために、プロ農家や専門の技術者の下で、1～2年間の長期研修を受けられる研修体制も整備され、就農に向けた支援が行われている。この他に、同県では国の青年

就農給付金（経営開始型）の対象とならない農業後継者や 45 歳以上の新規就農希望者に対して、就農直後の所得補完を目的とした後継者等就農給付金制度⁽⁵⁾を県独自で実施している。

岐阜県内への移住者数の推移は、第 3－3 表のとおりである。平成 27 年の移住者数は 1,129 人で、統計を取り始めた平成 22 年の 165 人に比べ、大きく増加している。地域別にみると、愛知県からの移住者数が最も多く、平成 27 年の 670 人は移住者全体の半数以上を占めている。近年では関東からの移住者も増加傾向にあり、平成 27 年では 159 人となっている。また世帯主の年齢別にみると、30 代以下が全体の 7 割以上を占めている。岐阜県ではこれらの背景として、第 1 に、東京を含む都市部において若い世代を対象としたセミナーを開催してきたこと、第 2 に、各市町村において子育て世代をターゲットとした支援策が充実してきたことの 2 点を挙げている⁽⁶⁾。なお岐阜県では、「市町村の移住相談窓口を通じ、あるいは市町村の移住定住支援を利用して、当該市町村に生活の拠点を移した人数」を移住者数としてカウントしている。

第 3－3 表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成22年(2010年)	165
平成23年(2011年)	309
平成24年(2012年)	422
平成25年(2013年)	596
平成26年(2014年)	782
平成27年(2015年)	1,129

資料：岐阜県庁ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成

（４）岡山県の移住支援施策

１）地域概況

岡山県は中国地方南東部に位置し、27 市町村（15 市 10 町 2 村）からなり、中国山地とその麓の盆地からなる北部、吉備高原などの丘陵地の中部、瀬戸内海に面した平野部の南部に大きく分けられる。県庁所在地は南部の岡山市で岡山駅から新大阪駅までは約 50 分と近く、経済的に関西圏との結びつきが強い。

農産物ではマスカット、ピオーネ、白桃の生産量が全国 1 位で、これらは市場評価が高く、比較的高値で流通している。同じく高級品種のシャインマスカットも近年生産面積・生産量が増えている。2015 年末時点の人口は 1,921,525 人となっている。

２）移住支援施策と実施体制

岡山県は、首都圏や関西圏の都市住民にとっては、「災害が少ない」、「気候が温暖」、「交通が便利」といった理由で移住候補地として人気がある（藤代，2016）。就農希望者についてはピオーネとトマトに関して岡山県独自の栽培マニュアルと所得モデルを整備し、地域

の専業農家の元で修行する産地一体型の研修制度を持っている。研修終了5年後の受講者の営農継続率は80%もあり、その理由としては、研修により安定して収入が得られるようになっていることが挙げられる。

現在の移住者相談窓口は、平成28年（2016年）にできた中山間・地域振興課移住促進班が行っている。中山間・地域振興課は平成22年（2010年）にできたが、移住促進班ができるまで、特に移住を担当する部署がなかった。

移住支援ポータルサイトとしては「おかやま晴れの国ぐらし」があり、住居、仕事、生活全般に利用可能な移住支援制度一覧、各市町村情報の紹介など、移住者が知りたい情報を得ることができる。

移住支援施策では、住居に関しては空き家を掘り起こすための空き家活用促進事業として、県から市町村に対し、空き家調査費、空き家活用推進員設置、お試し住宅整備事業、空き家改修費などに助成を行い、空き家バンクについては各市町村で整備を進めている。また移住希望者の移住体験のために、市町村に対して移住体験事業費の助成を行っている。移住者に対しては「岡山県空き家情報流通システム」として空き家バンク物件情報をインターネットで提供しており、幾つかの市町村が既に情報を掲載している。このインターネットサイトは、（公社）岡山県宅地建物取引業協会、（一社）岡山県不動産協会により合同で運営されており、おかやま晴れの国ぐらしからもリンクが張られている。

仕事に関しては、「ハローワークインターネットサービス」に加え、高度なスキルを持った人材と岡山県内の中小企業とのマッチングを図ることを目的に岡山県が設置している「おかやま就職応援センター（岡山県無料職業紹介所）」を通じて仕事を探すことができる。移住希望者はおかやま就職応援センターのインターネットサイトに登録し、希望に合った仕事の紹介を受けることができる。

岡山県交流・定住促進協議会議は2008年7月に設立された任意団体で、岡山県、27市町村と11の民間団体で構成されている。団体の目的は、「県、市町村、民間団体等の協働により、交流・定住希望者への情報発信や受入体制の整備を進め、本県における交流・定住人口の拡大を図ること」とされ、都市農村交流、定住促進のPRと、地域での受入態勢の整備、そのために空き家の掘り起こしや移住後の支援体制の構築等について情報共有を行う場となっている。民間団体には岡山県経済団体連絡協議会、岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会、一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会などが含まれている。岡山県交流・定住促進協議会議の中では、他県であるような民間企業による移住者への住宅取得ローンの利子率の軽減や引っ越し費用の助成などの移住支援の提供は話されていない。

平成24年にNPO法人ふるさと回帰支援センターの東京と大阪の各事務所に県の移住相談ブースを設け、加えてセンター職員とは別に移住者の相談に乗るアドバイザー「晴れの国ぐらしIJUアドバイザー」を平成25年（2013年）から東京に、平成26年（2014年）から大阪に各1名配置している。これらのアドバイザーは、移住希望者の相談内容に応じて、移住希望者にふさわしいと思われる県内市町村の移住相談担当者等に移住希望者を紹介し

たり、様々なツテを頼って移住してほしい人材に声をかけたりして、積極的に人材獲得に動いている。また平成 24 年には東京新橋に「とっとり・おかやま新橋館」がオープンし、県内各市町村を紹介したり、先輩移住者が移住体験談を話したり、移住相談会を開催したりといった催しを行っている。

中山間・地域振興課移住促進班の調査による、年度別移住者数は以下の第 3－4 表のとおりである。全市町村にヒアリングする形で移住者数の統計を取り始めたのは平成 26 年からとなっており、調査方法は、各市町村の住民課に転入手続きにくる者に対してアンケート協力をお願いし、会社辞令による転勤、大学入学による引越しなどを除き、その市町村に他の都道府県から来た者をカウントしている。またアンケートは任意回答のため、回答を断られたり、担当者が渡し忘れたりといったこともあり、悉皆調査とはなっていない。

第3－4表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成26年(2014年)	1,737
平成27年(2015年)	1,854
平成28年(2016年)	2,773

資料：ヒアリング時（2017 年 9 月）に岡山県中山間・地域振興課移住促進班より提供

（５）島根県の移住支援施策

１）地域概況

島根県は中国山地を背に日本海側に面し、19 市町村（8 市 10 町 1 村）から構成されている。同県は、県東部に位置し県庁所在地の松江市を擁する出雲地方と、県西部に位置し人口減少率が高い石見地方、隠岐の島を中心とした島嶼部から成る隠岐地方に大きく分けられる。県庁所在地の松江市は、出雲の中心地として古くから栄え、山陰の中核都市として発展してきた。広島市までは約 180km、大阪市までは鉄道距離で約 370km の距離がある。2015 年の人口は 694,000 人で、1985 年から一貫して減少している。

農産物では、米が県の農業産出額の中心を占め、集落営農組織による経営が多く見られる。また、メロンは県を代表する特産物で、平坦部から山間部まで広く栽培されている。

２）移住支援施策と実施体制

島根県では、全国に先駆け、県内人口が自然減に転じた 1990 年代初頭から、移住定住対策に取り組み、島根県、ふるさと島根定住財団、市町村、島根県中山間地域研究センターなどの関係機関などが相互に連携し、役割を分担している。その中で、総合窓口として中心的な役割を果たしているのが、1992 年に設立された公益財団法人ふるさと島根定住財団である。同財団は、定住人口の増加を図るため、①若年者を中心とした県内就職の促進、②県外からの UI ターンの促進、③活力と魅力ある地域づくりの促進の三本柱を掲げ設立され（公益財団法人ふるさと島根定住財団 2012）、後述の産業体験事業においては、体験希望者の面

談や体験状況の確認などのフォローアップに加え、計画書の審査や助成金の支給などの事務手続きなど、申込みから体験終了まで、一貫したサポートを行っている。

現在は、2015年に策定された「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」の下で、基本目標の一つとして「しまねに定着、回帰・流入するひとの流れづくり」を掲げ、移住定住施策を展開している⁽⁷⁾。

島根県では、UI ターンの入口段階に当たる情報発信から移住後のフォローアップまで、切れ目のない支援体制を整えている。段階的な支援の具体的な内容は次のとおりである。

第一段階の「情報発信」においては、UI ターン総合サイト「くらしまねっと」と若者向け就活支援サイト「しまね就活情報サイト」を整備している。

第二段階の「相談・誘致」においては、移住相談会（しまね UI ターンフェア、県外巡回相談事業）の開催や、東京、大阪、広島での相談窓口・職員の設置（定住アドバイザーを配置）に加え、東京及び大阪に「人材誘致コーディネーター」を配置し、将来的な UI ターンに向けた人材の掘り起こしが行われている。

第三段階の「体験・交流」では、短期体験から長期体験まで、様々なニーズに合わせた体験事業を準備している。このうち農林漁業や伝統工芸などの産業体験を希望する者向けとして、「UI ターンしまね産業体験事業」がある。対象は、県外在住の UI ターン希望者で、3か月以上1年以内（伝統工芸は2年）を期間として、滞在経費が助成される。新規就農希望者には、国の青年就農給付金事業につなげるための前段階として活用される場合が多い。

第四段階は、「受入（仕事）」と「受入（住居）」に分けられる。仕事に関する事業としては無料職業紹介、住居に関する事業としては空き家バンクの運営や空き家改修などに関する助成が準備されている。上記産業体験事業は平成8～27年度末までのべ1,659名が利用し、このうち718名（45.4%）が体験終了後に地域に残っている。

最後の第五段階は、「フォローアップ」としては、県内の全19市町村に定住支援員（ワンストップパーソン）を配置し、移住希望相談から移住後のフォローアップまで一貫した支援体制を整えている。

同県における平成28年度の定住対策に関する予算総額は7億3,900万円で、対策が始まった平成4年当時の1,300万円から大きく増加している。このうち4分の1が人件費で占められている。

島根県では移住希望者に対する相談窓口を県内外に設けている。県内では、定住財団の松江事務所及び石見事務所（浜田市）に相談窓口を開設し、定住財団の職員が対応に当たっている。同時に、近年特に力を注いでいるのが、都市圏での人材誘致である。2007年に東京、大阪、広島に相談窓口を開設し、「定住アドバイザー」が相談に常時対応している。その後、2014年には更に体制を強化し、東京及び大阪に「人材誘致コーディネーター」を配置し、島根県の魅力を発信するイベントやツアーを企画している。これらの取組を通して、島根県に関心を持つ層（ファン）の拡大や潜在的な移住者の掘り起こしが図られている。

第3－5表では島根県の年度別 I ターン者数を示している。島根県では、2015年度より I ターン（及び U ターン）の定義を変更しており⁽⁸⁾、単純に比較はできないが、2010年度

の 336 人から 2016 年度の 1,560 人へ増加している。

第 3－5 表 年度別移住者数

年度	移住者数
平成22年(2010年)	336
平成23年(2011年)	483
平成24年(2012年)	416
平成25年(2013年)	435
平成26年(2014年)	483
平成27年(2015年)	699
平成28年(2016年)	1,560

資料：ヒアリング時（2016 年 12 月）及び 2016 年度終了時に島根県地域振興部しまね暮らし推進課より提供

2. 人気上位県の各市町における移住支援施策

移住希望者人気上位県の移住担当者からのヒアリング調査において特に熱心に移住支援に取り組む自治体を挙げてもらい、移住支援の実態について現地調査を実施したので以下に紹介する。

（１）９市町村の移住支援施策

１）山梨県北杜市

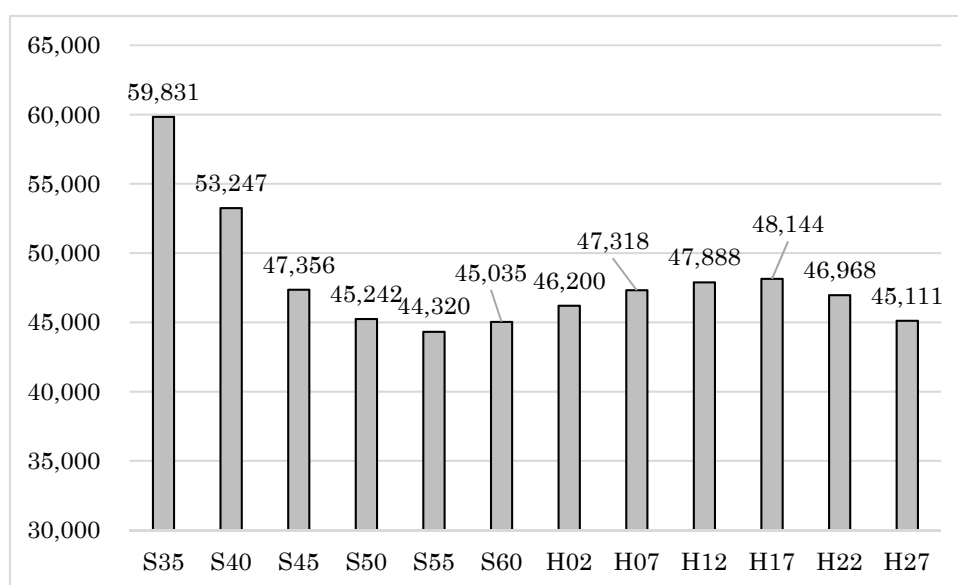
（ア）地域概況

北杜市は平成 16（2004）年， 7 町村（北巨摩郡明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村）が合併して発足した。平成 18（2006）年には，北巨摩郡小淵沢町も北杜市に合併した。山梨県の中央に広がる甲府盆地の北西部に位置し，北は八ヶ岳連峰，北東は瑞牆山・金峰山を代表とする秩父山地，東は茅ヶ岳，南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスと周囲を山々に囲まれている。また，秩父多摩甲斐国立公園，南アルプス国立公園，八ヶ岳中信高原国定公園，県立南アルプス巨摩自然公園などの自然公園を有し，全国有数の美しい自然環境を有する地域である。北杜市の総面積は県の 13.5%を占める 602.48km²で（東京都 23 区とほぼ同じ），合併により山梨県で最も面積の大きな市となった。北巨摩郡全体では，昭和 55（1980）年まで人口の減少傾向が続いたが，その後平成 16（2004）年まで僅かに増加が続いた。しかし，再び減少の一途をたどり，平成 27（2015）年の国勢調査では，人口は 45,111 人となっている（第 3－1 図）。

北杜市への交通手段は，車利用では，中央自動車道が市域を横断しており，市内にある三つのインター・チェンジからアクセスすることができる。また，鉄道（中央本線）利用では，東京から約 2 時間，名古屋から約 2 時間半でアクセスすることができる。就業人口の構造は，山梨県平均に比べ農業の比率が高く，農業は基幹産業と位置付けられるが，近年，農業従事者の高齢化や後継者不足等により，農家数，経営耕地面積が減少している。こうした産

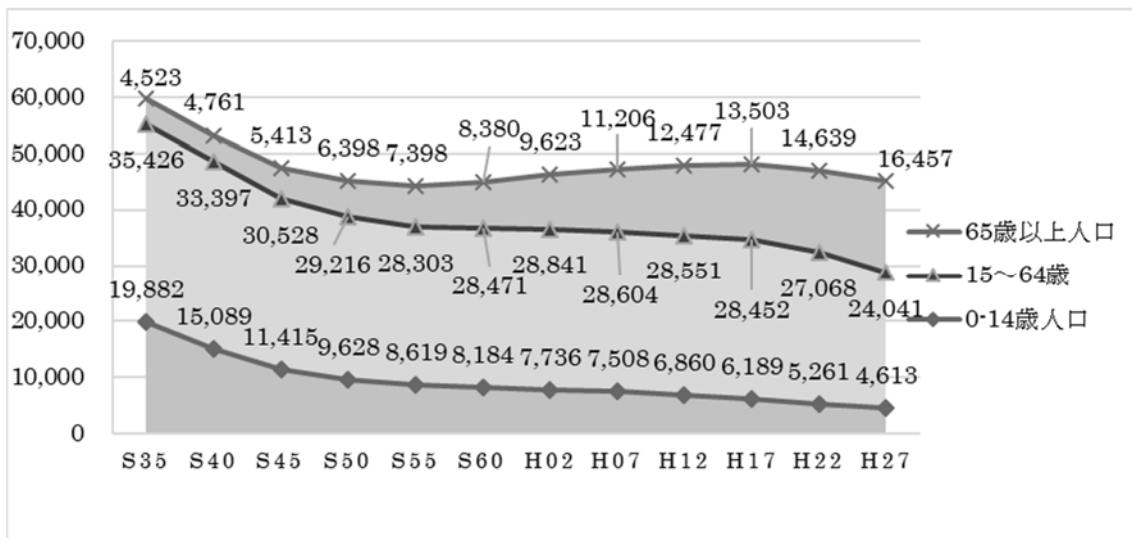
業構造の変化に伴い、サービス業の伸びが大きく、観光レクリエーション施設も多く立地している。

北杜市の総人口を人口構成比で見ると「年少人口」（15歳未満の人口）と「生産年齢人口」（15歳以上 65歳未満の人口）は近年減少傾向が続いているが、高齢人口（65歳以上）では、大幅な増加を続けている（第3－2図）。北杜市は首都圏からのアクセスの良さから頻繁に雑誌等の移住したい市町村ランキングの上位に位置付けられ、退職者の居住地として選ばれてきた。また、住宅の3分の1が別荘として利用され、二地域居住地として週末を過ごす現役の世代も多い。人口減少率は総じて、総務省の定義する過疎地域平均より少なく、全国平均に近い（第3－3図）。



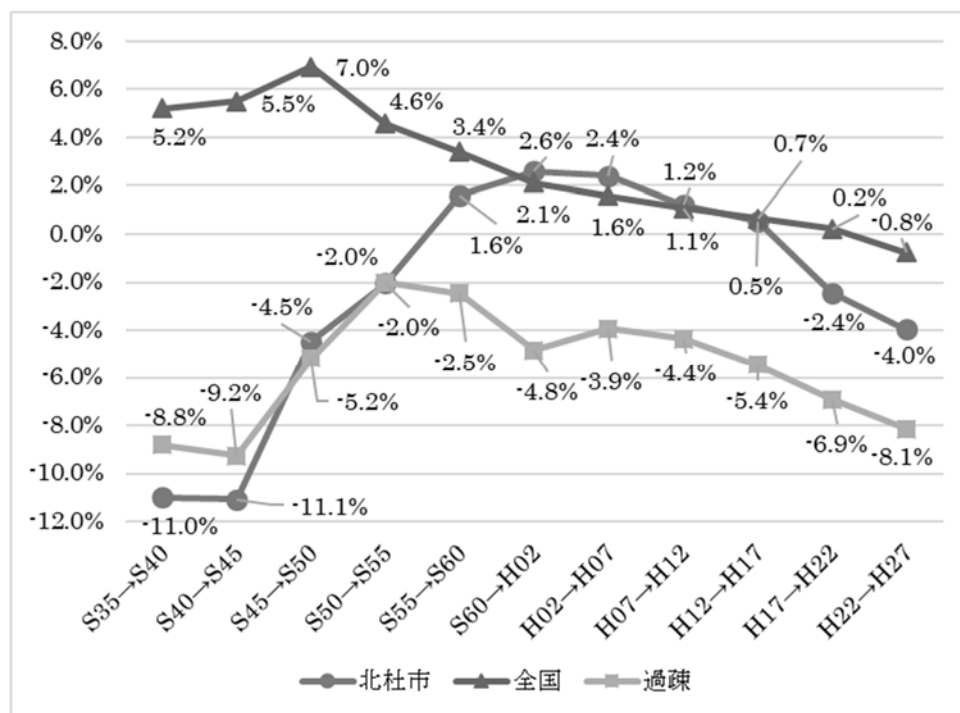
第3－1図 北杜市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－2 図 北杜市の人口構成

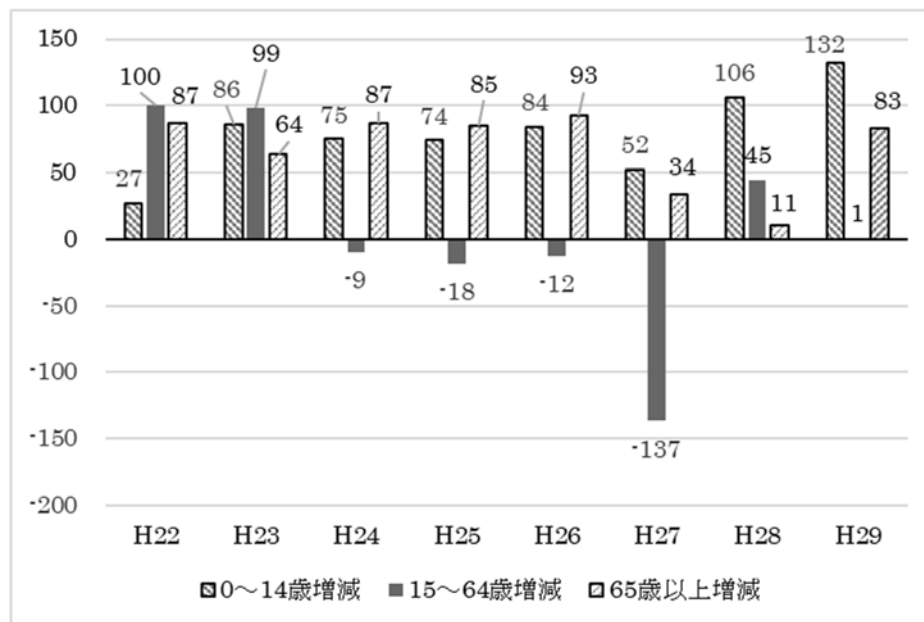
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－3 図 北杜市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成 22 年からの、年齢を 3 区分した北杜市への社会増減は第 3－4 図で表せる。また、第 3－4 図をまとめると第 3－6 表のようになる。この社会増減の転入者は I ターンにより北杜市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで北杜市に帰ってきた者も含む。



第3－4図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15－1表，第15－2表より筆者作成。

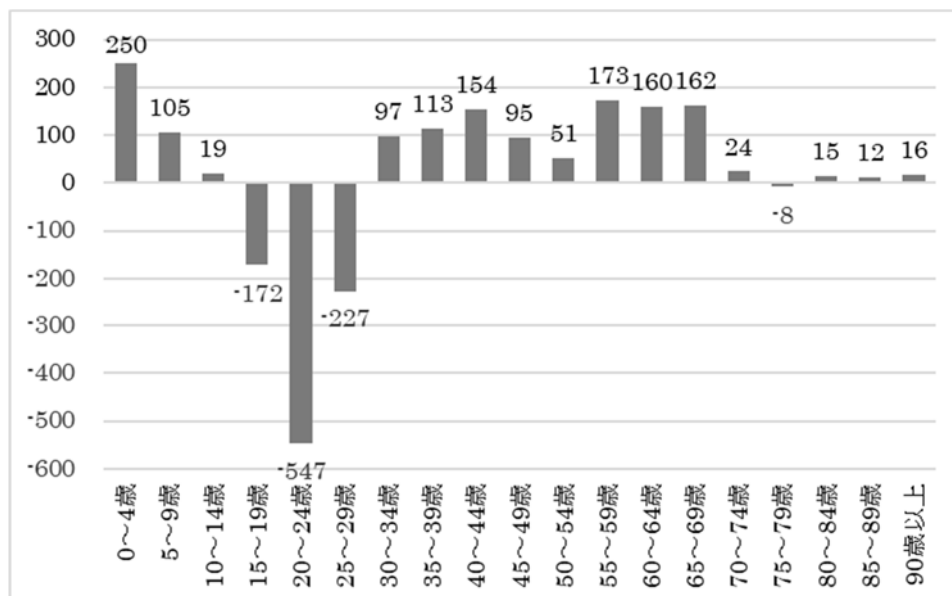
人口が減少しているにもかかわらず北杜市は社会増が続いており，0～14歳，15～64歳，65歳以上の全てのカテゴリーではほぼ毎年の社会増が見られる。人口減少は主に自然減にあると言える。特に0～14歳人口（年少人口）の大幅な転入超過が見られるが，親のUJIターンに伴う移動と考えられ，親の移住者が多いことを反映した結果と言える。平成27年の生産年齢人口（15～64歳）の大幅な社会減については，学校の廃止や移転，企業の倒産等を調べたが原因は不明である。

第3－6表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	1,613
	転出者数	977
	増減	636
	増減（％）	(165.1%)
15～64歳	転入者数	9,117
	転出者数	9,048
	増減	69
	増減（％）	(100.8%)
65歳以上	転入者数	1,754
	転出者数	1,210
	増減	544
	増減（％）	(145.%)
社会増減		1,249

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15－1表，第15－2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した北杜市への社会増減は第 3－5 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより北杜市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで北杜市に帰ってきた者も含む。



第 3－5 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16－1 表，16－2 表より筆者作成。

特に 0～4 歳人口の社会増が多く、また 30 歳以降のどの階級でも社会増が見られる。一方、15～19 歳，20～24 歳，25～29 歳人口の社会減が多いのは、高等学校・短期大学，大学を卒業した後，市外に就職している現状を表していると考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

まち・ひと・しごと創生法を受けて、平成 27 年 9 月，北杜市人口ビジョン（平成 27～平成 72 年），北杜市総合戦略（平成 27～平成 31 年度）が策定された。なお同総合戦略は、平成 29 年 3 月，平成 30 年 3 月と 2 回改定されている。平成 27 年 4 月にふるさと創生担当が新設され，それまで関係課で各々対応していた移住定住相談窓口を同担当で一元化し，移住定住相談員を新設して市民から任命した。移住定住相談員は 10 名（平成 28 年 12 月現在）である。総合戦略に基づく施策の展開では，特に子育て世代への支援を充実させること，定住人口を増やすためには，まず交流人口を増やし，定住につなげるという戦略が見られる。

転出入者数でみると，平成 27（2015）年度転入者は約 1,770 人，転出者は約 1,670 人となっており，約 100 人の社会増となっている。転入者の年齢は，30 代が最も多く，全体の約 3 分の 1 を占める。次に 40 代，50 代と続く。移住実績（やまなし暮らし支援センターを通じて移住した者数）では，同センター開設以降，北杜市は県内で最も多く，平成 27 年度

で 200 名程度となっている。また、東京都からの移住者が最も多い。県の担当者によれば、移住理由として、首都圏に近いことが圧倒的に多いということである。

北杜市総合戦略では、子育て世代が魅力を感じる地域を創生することが基本目標の一つになっており、経済的支援や保育の充実等だけではなく、住まいにおいても子育て支援住宅の整備や子育て世代マイホーム補助金の交付を行っている。具体的には、新築・建売・中古住宅の建築費又は購入費の 10%の支援（新築・建売は 150 万円、中古住宅は 100 万円が限度）、また住宅ローンを利用する場合は年 20 万円を限度に 5 年間の利子補給を行い、毎年 100 件を超える利用がある。加えて、平成 29 年には住宅金融支援機構と協定を結び、35 年固定金利（フラット 35）を利用して金融機関で住宅取得ローンを組む UJI ターンに該当する者に対して、最初の 5 年間の金利が 0.25%引き下げられる制度を作っている。また移住希望者の求める様々な情報をポータルサイト「いいじゃん、北杜市」で提供している。

移住支援施策は、①移住前の北杜市体験ツアー、②住宅、③新生活応援、④子育て支援、⑤仕事探し・産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3－7 表のとおりである。

第 3－7 表 北杜市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	田舎体験ツアー	子育て世帯向けに、田舎暮らしのことがわかる日帰り・1泊2日の「北杜市田舎体験ツアー」を年に数回開催	地域課
	北杜市移住定住相談員	移住希望者の様々な相談に応えるため、市民の中から非常勤の相談員を任命。	地域課
住宅	お試し住宅	北杜市営就業促進住宅棟のマンションの1室をお試し住宅として無料で貸出し。2泊3日以上7泊8日以内。 入居日と退去日は平日限定。平成 28 年度（2016）より。	住宅課
	空き家バンク	売却物件、賃貸物件の登録、紹介。	地域課
	子育て世代マイホーム補助金	中学生以下の子供がいる世帯を対象に、住宅の新築・購入の場合に 150 万円を上限に、増築・リフォームの場合 100 万円を上限に、住宅ローンの利子補給は年 20 万円を上限に 5 年間補助。	子育て応援課
	子育て支援住宅	子育てに配慮した間取りに加え、共益施設として、プレイルーム、学習ルームなどを備えた市営住宅団地を 3 か所に整備	子育て応援課
	就労支援賃貸住宅等建設	就労者等の住環境の向上と移住・定住人口の増加を図	商工・食農課

	促進補助金制度	るため、市内に賃貸住宅等（賃貸アパートや社員寮）を建設する個人又は法人に対して、建設費の一部を補助。上限 1 戸当たり 60 万円。	
新生活 応援	定住促進就職祝金支給制度	新規学卒者、U ターン・I ターン者を対象に、新規学卒者は 3 万円、転入就職者は 2 万円を支給。	商工・食農課
子育て 支援	子ども医療費助成制度	中学 3 年生までの医療費無料。平成 28 年（2016 年）1 月よりスタート。	子育て応援課
	病児・病後時保育	病児・病後児保育園を H28 年 1 月に開設。事前登録することで、生後 6 か月から小学校 6 年生までの子供が利用できる。2000 円／日。	子育て応援課
	保育料無料化	第 2 子以降の保育料は無料	子育て応援課
	出産祝い	紙おむつ 2 袋の贈呈	北杜市社会福祉協議会
	不妊治療支援事業（旧こ うのとり支援事業）	1 回の治療に 10 万円を限度に、同一夫婦に対して通算 6 回まで助成。	ほくとっこ元気課
仕事探 し・産 業 支援	創業者支援事業	市内の地域資源等を活用し、新たに市内で創業しようとする事業者を支援。事業開始時に必要となる経費の一部を補助。また、市内金融機関等創業対象資金を借り受けて創業する場合には、利子補給及び保証料補助を行う。平成 28 年（2016 年）度から実施。	商工・食農課
農業	担い手農業者育成助成金事業	担い手農業者育成助成金事業：市内に新規に就農しようとする者の農業研修を受け入れる市内農家に、研修生 1 人につき日額 1500 円以内を支給。 農地集積助成金：3 年以上の新規の賃借権設定で、賃借料の 1／2 以内を助成。 チャレンジ農業助成金：休耕田等を活用した新しい取組で、高収益の農業にチャレンジ及び特産品を開発した場合、資材費等の 1／2 以内（限度額 100 万円）を助成。2004 年度から実施。	農政課

資料：北杜市 Web サイト及びヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

北杜市への移住者数は第 3－8 表のとおりである。この数は北杜市の移住定住相談窓口や、都内等で行われた移住相談会を利用して移住した者の数である。移住担当者へのヒアリング調査からは、平成 27 年度に北杜市へ転入した者は 1,770 人で、市民課の窓口で実施している任意回答のアンケート調査からは転入者の 60%が移住者となっているので、実際には、転入者のうち約 1,000 人が移住者であると見込まれる。

第3－8表 北杜市の移住者数

		H27
移住者	移住者数 (人数)	200

資料：北杜市ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

2) 長野県茅野市

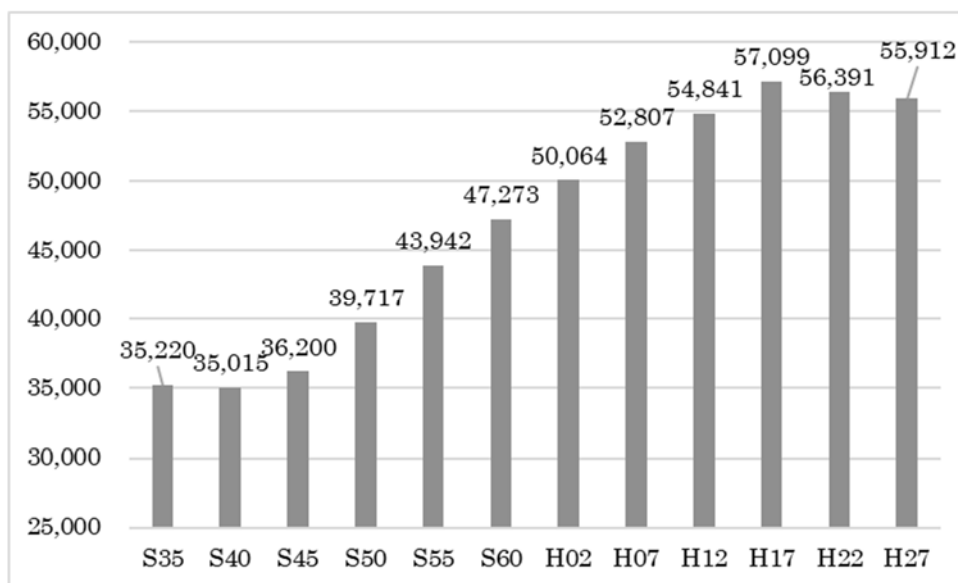
(ア) 地域概況

1955年、1町8村（諏訪郡ちの町・宮川村・金沢村・玉川村・豊平村・泉野村・北山村・湖東村・米沢村）が合併し茅野町となり、1958年、市制施行により茅野市が誕生した。市の総面積は266.59km²で、長野県中部のやや東寄りに位置する諏訪盆地の中央にあり、八ヶ岳の西側、標高770mから1200mにわたるゆるやかな裾野に、多くの市街地、集落、農地が展開している。また、八ヶ岳連峰、蓼科、白樺湖・車山、縄文遺跡等、多くの観光資源を有する地域である。人口は、市制施行以来、工場の立地や住宅団地の整備等に伴い順調に増え続け、1990年の国勢調査で5万人を超えたが、2005年をピークに減少に転じ、2015年の国勢調査では、55,912人となった（第3－6図）。

中央本線、国道20号線及び中央自動車道が市の西南部を走っており、東京から約2時間、名古屋からも約2時間半でアクセスすることができる。就業人口の構造は、1985年には第1次産業と第2次産業で全体の約6割を占めていたが、2015年では4割程度に減少している。一方、第3次産業は、2005年に50%を超え、2015年では全体の56.3%をしめている。

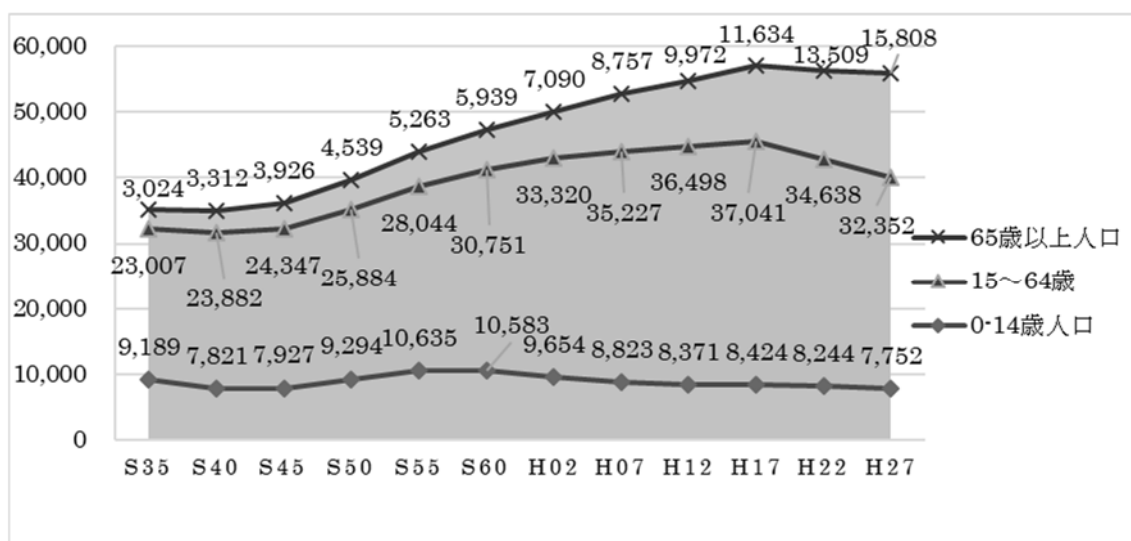
茅野市の総人口は2005年までは「年少人口」（15歳未満の人口）は減少しつつも、「生産年齢人口」（15歳以上65歳未満の人口）は増加を続けていたが（第3－7図）、2010年（平成22年）以降、両者ともに減少を始めた。茅野市のある諏訪盆地はセイコーエプソンを中心とする精密機械産業が発達し、加えて霧が峰や白樺湖、蓼科高原などの観光地も抱えているため、多くの雇用を吸収してきたが、製造業の海外移転、少子化などで地域の雇用環境が悪化していると思われる。

人口減少率は総じて、総務省の定義する過疎地域平均及び全国平均より少なく（第3－8図）、出生率も1.64で全国平均1.38より高い。



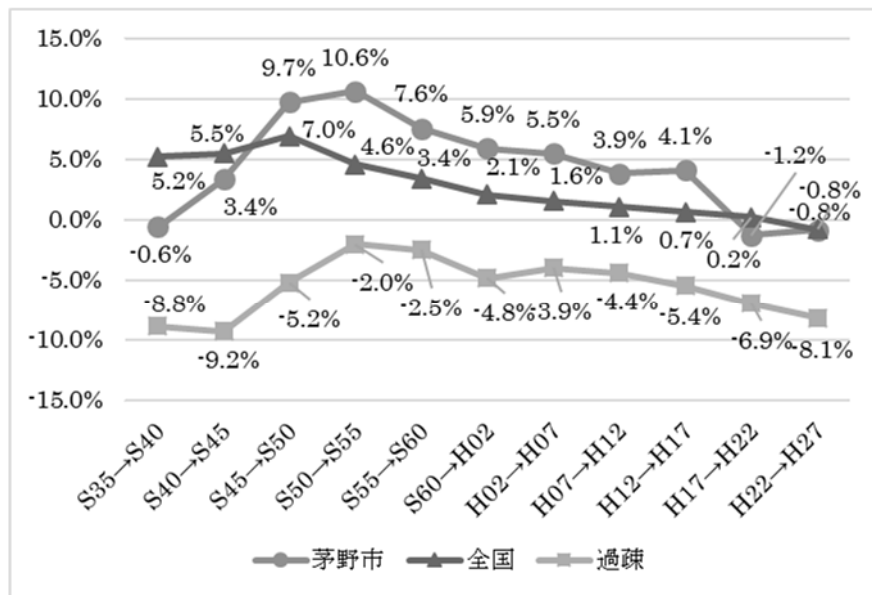
第３－６図 茅野市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第３－７図 茅野市の人口構成

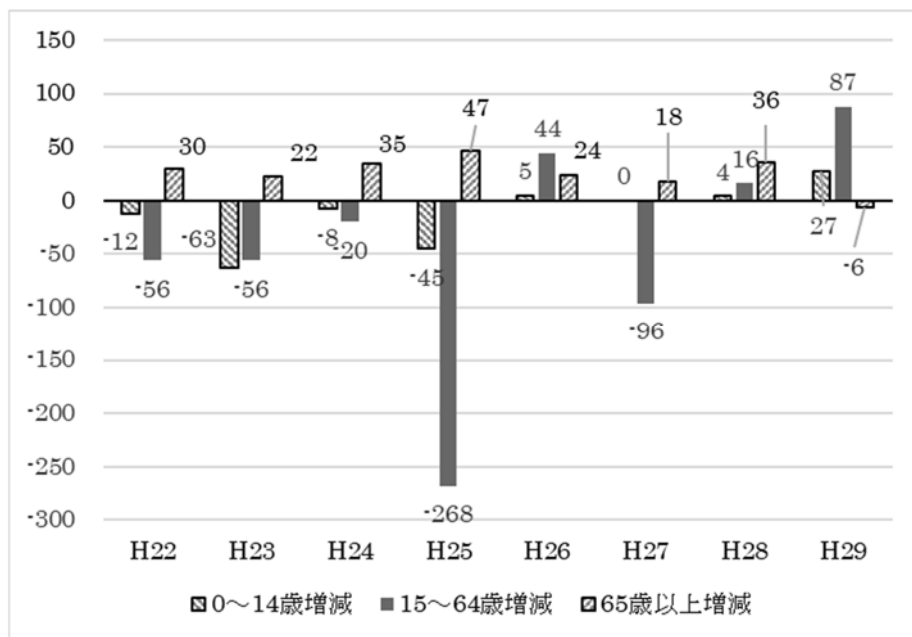
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－8 図 茅野市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成 22 年からの、年齢を 3 区分した茅野市への社会増減は第 3－9 図で表せる。また、第 3－9 図をまとめると第 3－9 表のようになる。この社会増減の転入者は I ターンにより茅野市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで茅野市に帰ってきた者も含む。



第 3－9 図 平成 22 年～平成 29 年までの各年の人口の社会増減（3 区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 15－1 表、第 15－2 表より筆者作成。

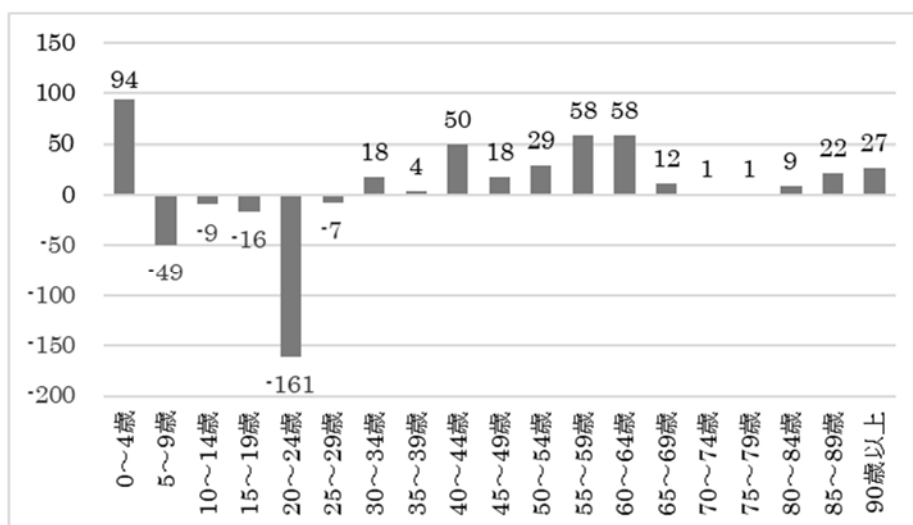
茅野市は年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少傾向が見られるが、老年人口（65歳以上）については大幅な増加傾向が見られる。平成25年の生産年齢人口（15～64歳）の大幅な社会減については（第3－9図）、学校の廃止や移転、企業の倒産等を調べたが原因は不明である。

第3－9表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	1,783
	転出者数	1,875
	増減	-92
	増減(%)	(95.1%)
15～64歳	転入者数	11,729
	転出者数	12,078
	増減	-349
	増減(%)	(97.1%)
65歳以上	転入者数	1,039
	転出者数	833
	増減	206
	増減(%)	(124.7%)
社会増減		-235

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15－1表、第15－2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した茅野市への社会増減は第3－10図で表せる。この社会増減の転入者はIターンにより茅野市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで茅野市に帰ってきた者も含む。



第3－10図 平成26年～平成29年までの人口の社会増減集計（5歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第16－1表、第16－2表から筆者作成。

人口 3 区分では見えないが、5 歳階級区分で見ると特に 0～4 歳人口の社会増が多く、また 30 歳以降のどの階級でも社会増が見られる。一方、20～24 歳人口の社会減が多いのは、市内の大学を卒業したり、卒業して市内に就職後に第 2 新卒等で市外に流出したりしている現状を表していると考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

移住に関する相談は 2015 年に産業経済部商工課に設置された移住推進室（2019 年 12 月現在は、産業経済部観光まちづくり推進課移住推進係）が行っており、移住イベント、仕事や住まいなどを探することができるポータルサイト「楽園信州ちの」を運営している。また 2016 年には、茅野市を含む諏訪地域の 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）で費用を分担し、諏訪圏移住相談センター（後述）を設立し、移住専門相談員 1 名を雇用し、諏訪地域への移住を考える移住希望者の様々な問い合わせや相談にワンストップ相談窓口として対応している。

茅野市における移住支援施策は、①移住前の空き家物件見学、②住宅、③子育て支援、④仕事探し・産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3－10 表のとおりである。

第 3－10 表 茅野市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	移住前物件見学ツアー	田舎暮らし楽園信州ちの協議会による、空き家物件紹介ツアーを日帰りです年に 4 回開催	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	交流会（制度ではないので参考掲載）	移住前物件見学ツアー開催日の夜に、移住者、ツアー参加者、地元住民で交流会を開催し情報交換。主催者の楽ちの倶楽部は、移住者、別荘等の二地域居住者と地域住民の交流サークルだが、多くの地元不動産関係者が倶楽部のメンバーとなっている。	楽ちの倶楽部
住宅	お試し住宅	茅野市玉川 3597-1 にある教員住宅 1 戸を「移住体験住居」として、茅野市への移住検討者に 1～2 か月間貸出し。	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	空き家バンク	長野県宅地建物取引業協会の把握する物件を、移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる。	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	空き家住宅改修補助金	空き家住宅を改修する者が市内の施工業者を利用して行う住宅改修工事に対して、上限 25 万円の補助	都市計画課
	建設パスポート	移住者が 100 万円以上のリフォーム成約をすると 5 万	田舎暮らし楽園

		円のキャッシュバック，新築工事の成約で 10 万円のキャッシュバック	信州ちの協議会
	不動産パスポート	移住者が賃貸物件を成約すると 1 万円，土地・建物の購入で 5 万円をキャッシュバック	田舎暮らし楽園 信州ちの協議会
	子育て世帯住宅新築補助金	市が所有する分譲住宅地を，自らが居住する目的で取得し住宅を新築した者に対して，100 万円を上限に助成	都市計画課
	子育て世帯住宅改修事業	30 万円以上の工事に対して，改修費用を上限 10 万円で助成（平成 30 年度までで終了）	都市計画課
子育て支援	福祉医療給付金制度	15 歳までの子や母子家庭に，一医療機関月額 500 円以上の医療費分を給付	保険課
	病児病後児保育施設「おやすみ館」	事前に登録することで，無料で保育施設を利用できる	茅野市教育委員会事務局こども部幼児教育課
仕事探し・産業支援	開業資金融資（空き店舗含む）	市内で開業しようとする者，又は市内で開業して間もない者（開業後 1 年未満）で，個人及び法人の代表者が市内に住所を有しているものに対して，融資額上限 1500 万の利率の 1 / 2 を補助。中心市街地活性化基本計画に基づき空き店舗を活用して開業する者は 4 / 5 を補助。	茅野商工会議所・茅野中小企業相談所
	仕事紹介	ハローワーク以外に，地元の人材派遣会社と提携し仕事探しサイト「はたらこつと信州」を運営し移住者の就職支援を実施	株式会社ミット
	地域資源を活用した移住促進事業創業支援補助金	市を訪れた市外の者が地域住民と交流できる場所（ゲストハウス，シェアハウス，交流カフェ，農業体験施設等）を創業する者に対して上限 300 万円の補助（平成 28 年度のみ）	移住推進室
	長野県創業支援資金	県内で開業する者への融資。貸付利率年 1.1% で，設備投資の場合 3000 万円以内，運転資金の場合 1500 万円以内	茅野市商工会議所
農業	就農支援	茅野市農業支援センターを市役所 5F に設置し，就農相談員・JA 技術員が在籍し，農業者支援及び農業振興ビジョンの推進を図っている。	農林課
	農作物目別アドバイザー制度	就農相談中の者を対象に，実際に行っている農業を見学・体験できる茅野市独自制度	農林課
	長野県新規就農里親制度	専任の就農コーディネーターの支援によって就農まで	農林課

		のプランを作成し、県農業大学校での研修に加え、里親農家の指導の下、就農までの2年間、課題を一つずつ解決していくもの。里親農家が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステム。長野県全体の制度で、要研修費用。	
--	--	--	--

資料：茅野市 Web サイト及びヒアリング調査（2017 年 2 月）より筆者作成

茅野市への移住者数は第 3－11 表のとおりである。この数は茅野市の移住支援施策である「不動産パスポート」又は「建設パスポート」制度を利用した者をカウントしたものであり、移住者数のごく一部が把握されている。不動産パスポートは、移住者が賃貸物件を成約すると 1 万円、土地・建物の購入で 5 万円をキャッシュバックする制度で、建設パスポートは移住者が 100 万円以上のリフォーム成約をすると 5 万円のキャッシュバック、新築工事の成約で 10 万円のキャッシュバックをする制度である。これらのパスポートは移住体験ツアー及び移住体験住宅を利用した場合に配布されるサービス券で、それらを利用しないで移住する者が大勢いることがヒアリング調査で分かっている。

第 3－11 表 茅野市への移住者数

		(年度)							
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (4月～12月)
Iター	移住者数 (世帯数)	3	2	17	8	10	7	11	9
	移住者数 (人数)	－	－	－	－	－	－	21	15
		計							
		58							
		21							

資料：茅野市ヒアリング調査（2017 年 2 月）より筆者作成

3) 長野県大町市

(ア) 地域概況

大町市は長野県北西部に位置し、市の西部には北から五龍岳、鹿島槍ヶ岳、烏帽子岳といった北アルプスの峰々が岐阜県との境界を作り、東部には長野盆地との間に 1,000m 級の山々が連なっている。市の中心部には高瀬川が南北に流れている。白馬村、小谷村、池田町、松川村とともに北アルプス広域連合を形成し、その中では大町市が唯一の市であり、経済活動の中心となっている。2006 年に八坂村と美麻村を編入し、現在の市域となった。

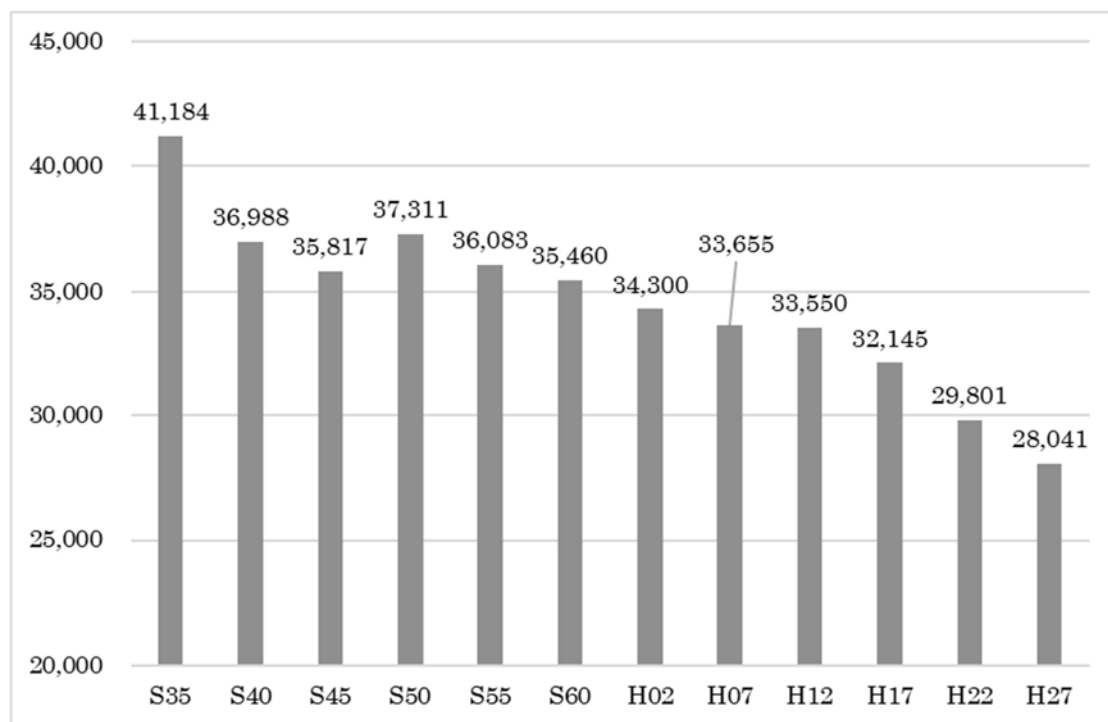
首都圏からの交通アクセスで最も早いのは新幹線とバスを組み合わせるもので、東京から長野駅まで北陸新幹線を利用し約 80 分で来た後、バスに乗り換え約 60 分で市中心部に到着する。高速バスを利用すれば新宿からは約 4 時間半である。関西方面からの直通バスは

なく、特急しなので松本駅に到着後に大糸線に乗り換える。その場合、名古屋からは約3時間、大阪からは約4時間である。

大町市の人口は2015年現在で28,041人、総世帯数は11,774戸である。高齢化率は34.8%で、長野県平均30.1%より高く、全国平均26.7%より大幅に高い。

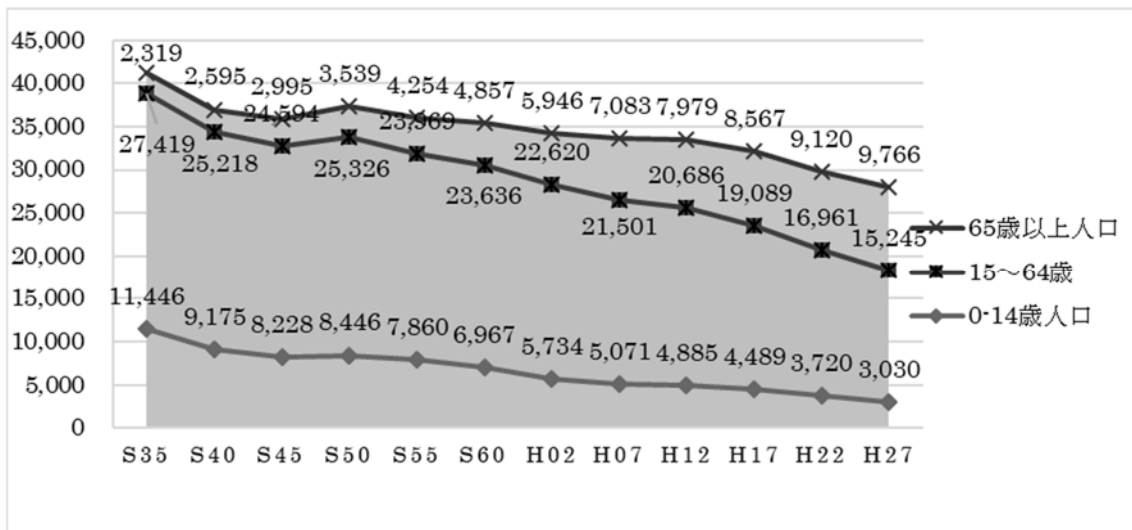
同市の総農家数は1,760戸で、このうち販売農家は1,088戸（61.8%）となっており、自給的農家は半数以下である（2015年農業センサス）。農業産出額は約40億円で、品目別では米が20億円あり半分を占める。次に豚の畜産が7億4千万円で約1割6分を占めるが、これは3経営体しかない豚の畜産部門を合計したものである。

大町市の総人口は減少を続けており（第3-11図）、この背景には、「年少人口」（15歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15歳以上65歳未満の人口）の一貫した減少がある（第3-12図）。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均よりは少なく（第3-13図）、市内から約1時間をかけて松本市等の大学に通学する学生は存在するが、高校卒業時に多くの若者が進学や就職で市外へ流出する。雇用の受け皿としては、市内に昭和電工やフジゲンといった製造業や、第三次産業として医療・福祉、卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業などがあるが、人口減少を止めるには至っていない。



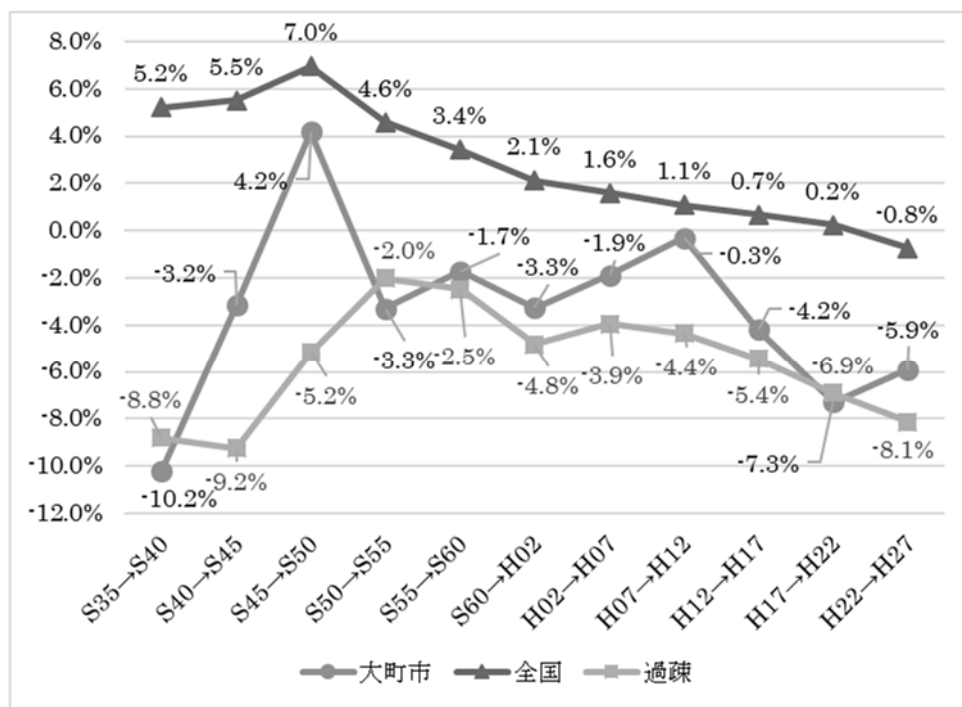
第3-11図 大町市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-12図 大町市の人口構成

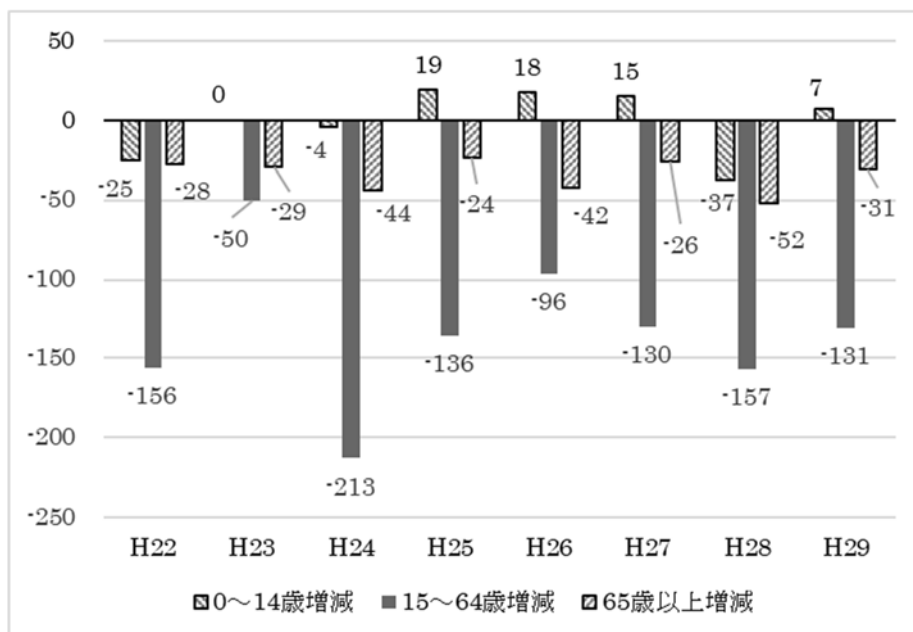
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-13図 大町市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した大町市への社会増減は第3-14図で表せる。また、第3-14図をまとめると第3-12表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより大町市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで大町市に帰ってきた者も含む。



第3-14図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

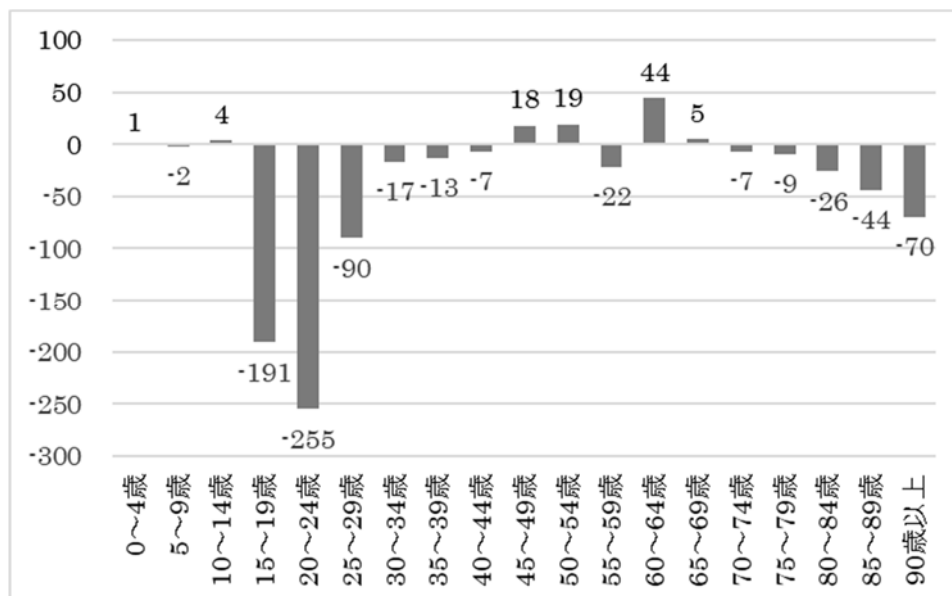
大町市は特に生産年齢人口（15～64歳），老年人口（65歳以上）の減少割合が多い。生産年齢人口の減少の大きさについては，高校を卒業してからの市内での就職や，大学を卒業してからの市内へのUターン就職が課題である。生産年齢人口の減少に比べて年少人口（0～14歳）の社会増減はほぼプラスマイナスゼロとなっており，親の転出に伴う子供の社会減少がある一方で，子供を伴った親の転入者数も同程度の数であることを意味する。

第3-12表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	897
	転出者数	904
	増減	-7
	増減(%)	(99.2%)
15～64歳	転入者数	4,679
	転出者数	5,748
	増減	-1,069
	増減(%)	(81.4%)
65歳以上	転入者数	479
	転出者数	755
	増減	-276
	増減(%)	(63.4%)
社会増減		-1,352

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した大町市への社会増減は第 3－15 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより大町市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで大町市に帰ってきた者も含む。



第 3－15 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16－1 表，16－2 表より筆者作成。

特に 0～14 歳までの社会増減はプラスマイナスゼロとなっている一方で、15 歳～44 歳までの転出が多い。45 歳を過ぎて定年前後となる 69 歳までは転入超過が見られる。

（イ）移住支援施策と実施体制

移住に関する相談は 2012 年に設置された総務部企画財政課定住促進係（現在は総務部まちづくり交流課定住促進係）が行っており、移住関連施策の利用申請の受付や、移住情報を提供する「大町市移住情報総合サイト」や、大町市の暮らしを紹介する「大町市定住促進サイト」を運営している。また、2012 年には大町市に移住してきた者の中から定住促進アドバイザーを 6 名委嘱し（2020 年現在は 7 名）、移住相談者の様々な相談事や、先輩移住者ならではの移住に当たっての体験談を話している。これらのアドバイザーは普段は農業、林業、飲食店経営、ライター、建築士等様々な仕事を持っており、相談者がいれば空いている時間に相談に乗ることとなっている。

大町市における移住支援施策は、①移住前の相談、②住宅、③新生活応援、④子育て支援、⑤産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3－13 表のとおりである。

第 3-13 表 大町市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	定住促進アドバイザー	先輩移住者 7 名が、自身の体験を踏まえて移住希望者の相談に対応。7 名は農業、林業、飲食店経営、ライター、建築士等普段さまざまな職業に就いており、相談の都度に対応する、市の臨時相談員	まちづくり交流 課定住促進係
住宅	お試し暮らし体験	美麻地区のクラインガルデンを利用。 短期 1 泊 3000 円、2 泊目以降は 1500 円。	まちづくり交流 課定住促進係
	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる	まちづくり交流 課定住促進係
	住宅リフォーム助成	工事費の 20%以内、上限 20 万円まででリフォーム費用を助成	建設課建築住宅 係
	マイホーム取得助成	平成 25 年 4 月 1 日以降に市内に定住のための住宅を新築又は購入した者を対象に、住宅の新築は 20 万円、購入は 20 万円を助成（市内建築業者利用で 5 万円上乗せなどの加算金あり）。	まちづくり交流 課定住促進係
	耐震診断・改修助成	対象家屋の耐震診断費無料、改修の場合上限 100 万円まで助成	建設課建築住宅 係
	大町市過疎地域住宅新築 資金等利子補給金	旧美麻村・八坂村地区限定で、新築は 8 年間、増改築は 5 年間、金融機関からの借入金利子額の 20%を助成	美麻支所・八坂 支所の総務係
	大町市過疎地域定住促進 奨励金	旧美麻村・八坂村地区限定で、55 歳未満の転入者に 20 万円助成	美麻支所・八坂 支所の総務係
新生活 応援	定住奨励助成	60 歳未満で 4 年以上大町市に定住する意思のある者に市内で利用できる商品券 3 万円を支給	まちづくり交流 課定住促進係
	新婚生活応援事業	結婚して 1 年以内で、4 年以上大町市に定住する意思のある 50 歳未満の夫婦に、市内で利用できる 3 万円分の商品券を贈呈。	まちづくり交流 課定住促進係
	県有料道路利用者負担軽減事業	長野市等へ通勤する者のために有料道路の通行料金の 5 割引となる通行券を販売	まちづくり交流 課定住促進係
	大町市過疎地域起業育成 支援事業補助金	旧美麻村・八坂村地区限定で、地区に移住し地区内で就職した I ターン者に 1 年後に 10 万円、U ターン者は 5 万円を支給（世帯の生計を担う 50 歳未満の者）	美麻支所・八坂 支所の総務係
子育 支援	福祉医療費の給付	中学卒業までの子供の医療費負担が月 500 円（注 1）	市民課
	出産祝い	第 1 子 5 万円、第 2 子 8 万円、第 3 子以降 10 万円を支給	子育て支援課

	育児家庭応援助成	3歳になる子供に3万円を支給	子育て支援課
	入学祝い	7歳になる子供に3万円を支給	学校教育課
仕事探し・産業支援	起業支援	旧美麻村・八坂村地区限定で、50歳以下の個人を対象に、研修費として月額20万円を12か月間助成、事業所開設費として300万円を上限に助成（注2）	美麻支所・八坂支所の総務係
	空き店舗活用事業補助金（家賃補助）	中心市街地の空き店舗を賃借して開業する者に、集客施設として賃借する場合は家賃の2分の1以内、事務所等として賃借する場合は家賃の3分の1以内を補助（月額10万円、12か月を限度）	産業観光部商工労政課
	空き店舗活用事業補助金（改修費用補助）	中心市街地の空き店舗を改装して開業する場合、集客施設の場合は改修費用の2分の1以内で500万円を上限、商業用施設の場合は改修費用の3分の1以内で100万円を上限に補助	産業観光部商工労政課
	新規開業支援資金	市内で開業する者への融資。貸付利率年1.4%で、設備投資の場合2000万円以内、運転資金の場合1500万円以内	大町商工会議所
	長野県創業支援資金	県内で開業する者への融資。貸付利率年1.1%で、設備投資の場合3000万円以内、運転資金の場合1500万円以内	大町商工会議所
農業	長野県新規就農里親制度	専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、県農業大学校での研修に加え、里親農家の指導の下、就農までの2年間、課題を一つずつ解決していくもの。里親農家が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステム。長野県全体の制度で、要研修費用。	農林水産課

資料：大町市 Web サイト及びヒアリング調査（2017年3月）より筆者作成。

注（1）令和2年（2020年）度より高校生も対象。

（2）平成31年（2019年）度より、美麻・八坂地区を除くエリアで起業する場合100万円を上限に助成。

大町市への移住者数は以下の第3-14表のとおりとなっている。移住者数は平成26年度をピークに年々減少しており、調査時点（2017年3月）では、平成28年度は更に減少する見込みで、平成26年度の半分程度（15世帯程度の見込み）を見込んでいた。Uターンの者は窓口に移住相談に来ないため、この数は主にIターンの者の数である。また、移住した83世帯のうち、既に10世帯が都市部へ帰ってしまったとのことであった。理由を正式に把握するための調査をしているわけではないが、雪が多かったり、交通が不便で仕事場に通えなかったりするからという理由を聞いたとのことであった。

第3-14表 大町市への移住者数

	(年度)			
	H24	H25	H26	H27
移住者数 (世帯数)	5	21	32	25
移住者数 (人数)	10	45	62	48
計				
				83
				165

資料：大町市ヒアリング調査（2017年3月）より筆者作成。

平成28年6月から移住者に対して、移住のきっかけや以前の居住地等についてまちづくり交流課定住促進係でアンケートをとり始めており、移住者の以前の居住地としては5割が関東方面、中京地域と関西地域から各1割5分、その他で2割となっていた。

大町市内でも特に移住者が多いのは八坂地区（旧八坂村）と美麻地区（旧美麻村）で、八坂地区は陶芸家、クラフト作家、整体師などの自営業者が多く、例えば陶芸家が広いスペースで個展を開くような環境があるということである。また、地域に溶け込む人も、溶け込みたくないという人もいるが、傾向としては、自然環境・山が好きという人、子育て環境がいいという人が多いということである。

美麻地区は小中一貫教育のコミュニティ・スクール（平成26年度より学校教育法で「義務教育学校」と呼ばれる）を運営しており、学校の運営に先生に加え地域の住民が加わり、様々な活動方針を決め、授業にも地域住民が関与し、グループ学習による発表・対話型学習が多く、質の高い教育を実践する方針を持っている。このような開かれた学校や開かれた地域運営に共感する移住者が多く、人口1,086人（2010年国勢調査）の40%が移住者となっている。この取組を参考に平成28年度からは大町市全域でコミュニティ・スクールを取り入れる方針を決めた。

4）長野県飯田市

（ア）地域概況

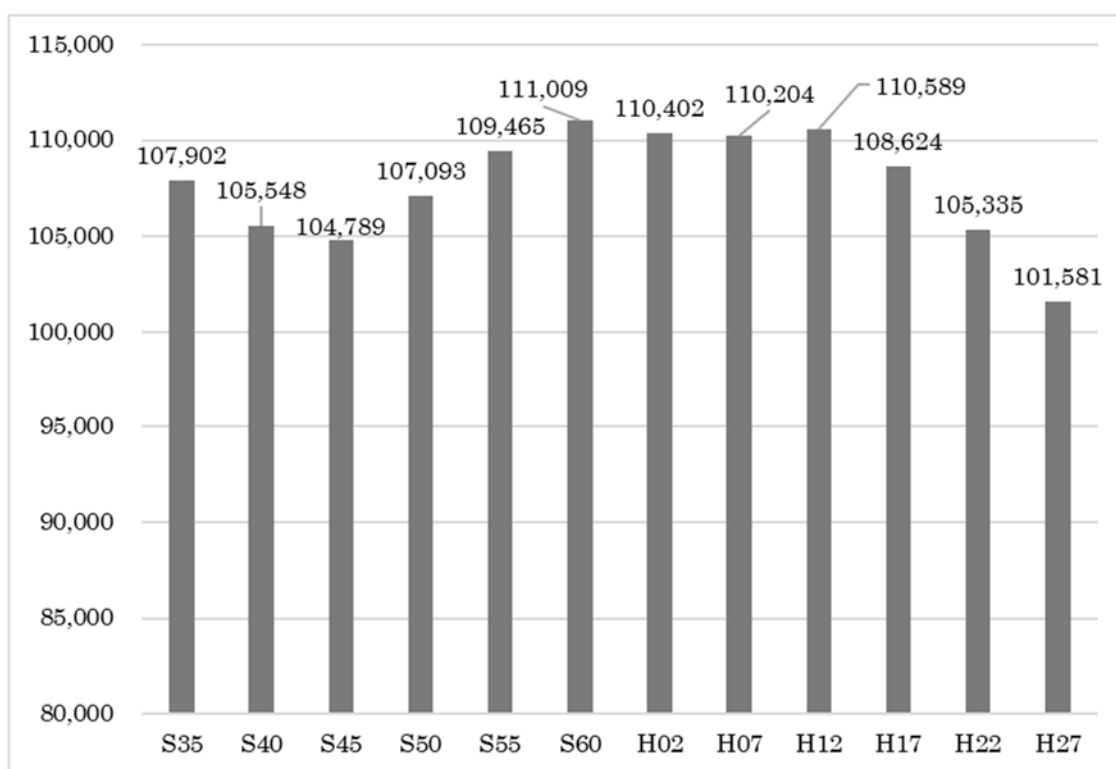
長野県の南端、伊那谷に位置する飯田市は、南信州広域連合を形成する14市町村のうち、面積、人口ともに最大規模の自治体である。2005年に上村と南信濃村を編入し、現在の市域となった。飯田市の人口は2015年現在101,581人、総世帯数は37,694戸で、高齢化率31.0%は長野県平均30.1%とほぼ同水準である（第3-16図）。

主要都市からの交通アクセスは、高速道路の利用が一般的であり、高速バスを利用すれば新宿、大阪から約4時間、名古屋から約2時間である。またJR飯田線を使うと豊橋まで特急で2時間30分程かかる。なお、2027年にリニア中央新幹線の駅が飯田市内に設置される予定である。

同市の総農家数は4,502戸で、このうち販売農家は2,053戸（45.6%）で、半数以上を自給的農家が占めている（2015年農業センサス）。農業産出額は約81億円で、品目別では

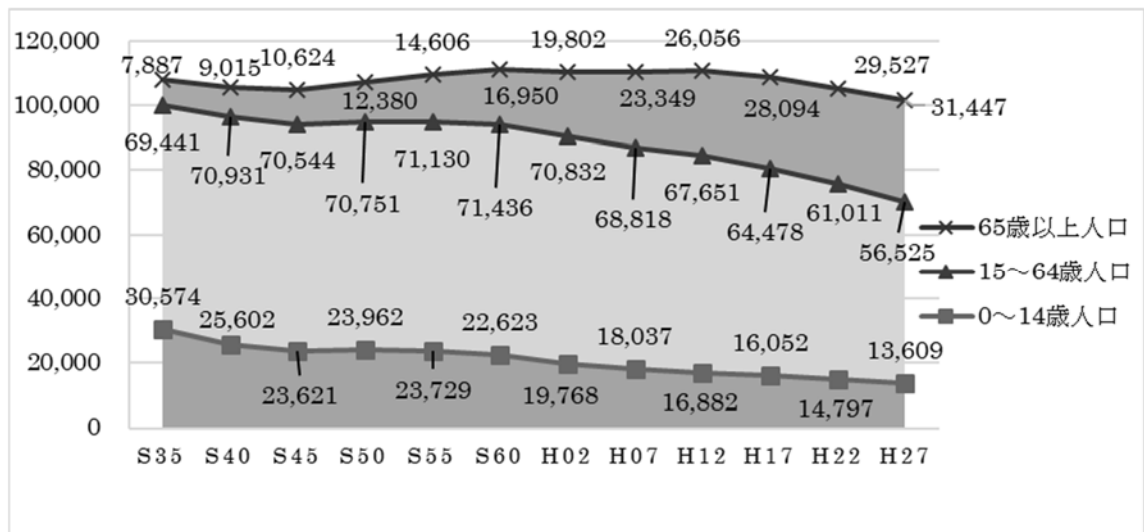
畜産と果樹がそれぞれ 3 割以上を占める。

飯田市の総人口は 1985 年（昭和 60 年）の 111,009 人をピークに減少している。この背景には、「年少人口」（15 歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）の一貫した減少がある（第 3－17 図）。飯田市には市内から通学が可能な四年制の大学が存在せず、高校卒業時に約 8 割が進学や就職で市外へ流出する。その後 U ターンする者は高卒時の 4 割程であるという推計結果も出されている。特に市内の中山間部での人口減少が進んでいる。人口減少率は全国より高く、過疎地全体よりは低くなっている（第 3－18 図）。



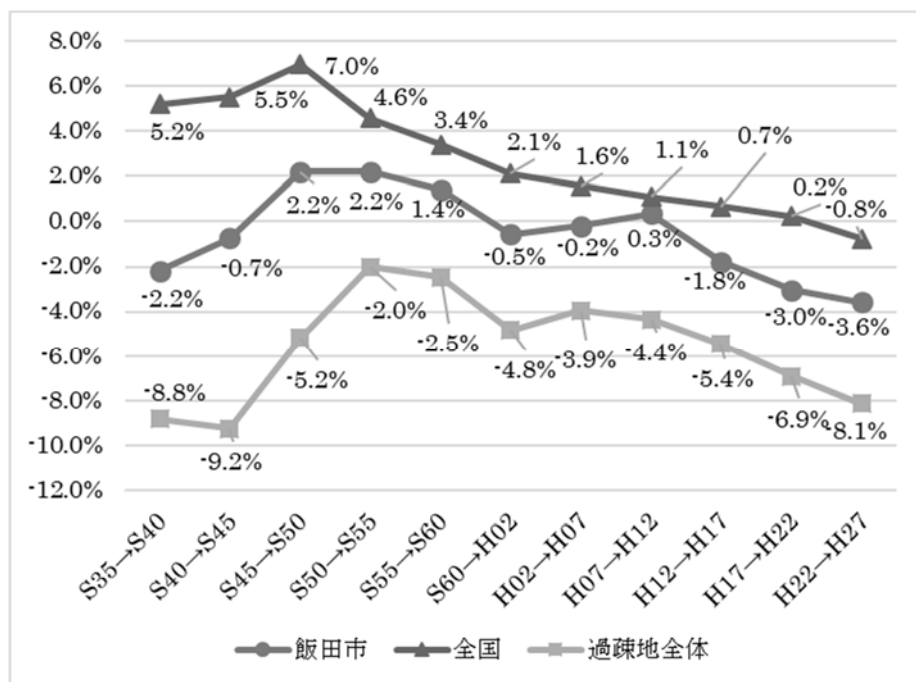
第 3－16 図 飯田市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-17図 飯田市の人口構成

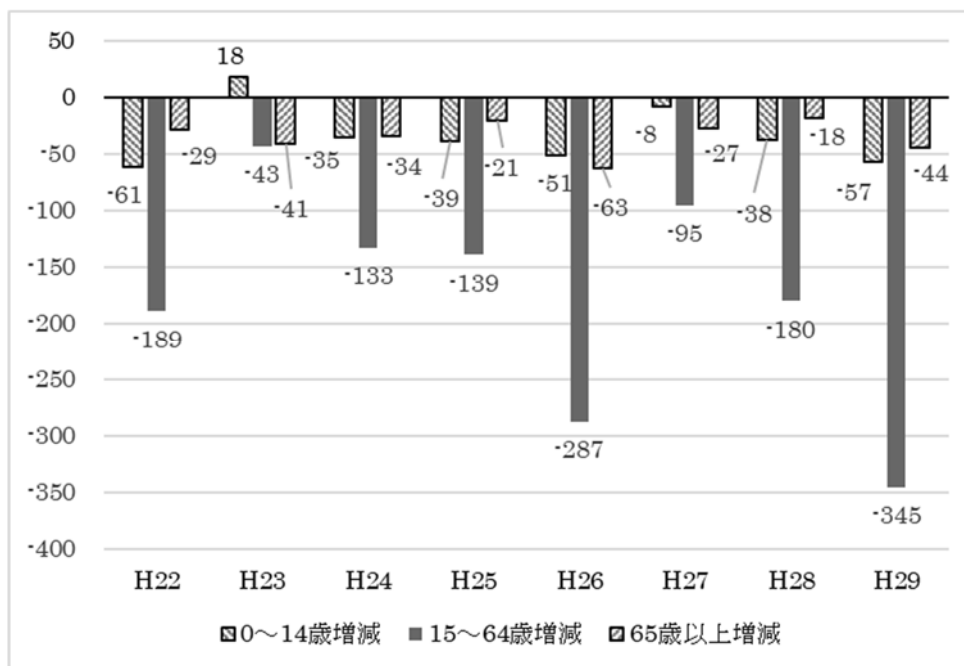
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-18図 飯田市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した飯田市の社会増減は第3-19図で表せる。また、第3-17図をまとめると第3-15表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより飯田市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで飯田市に帰ってきた者も含む。



第3-19図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

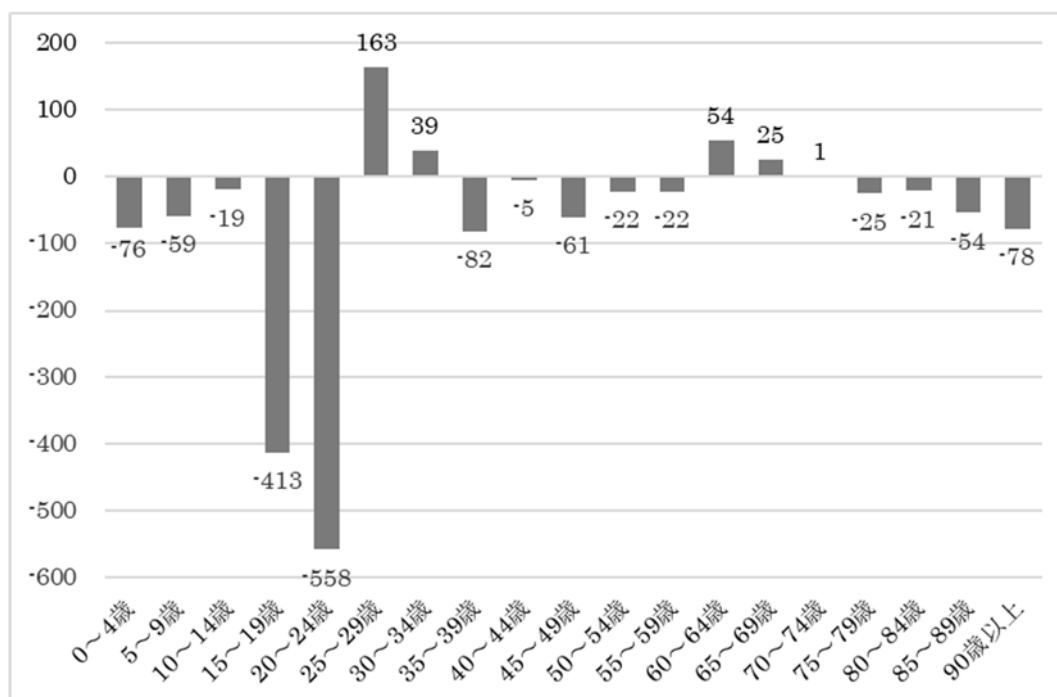
0～14歳，15～64歳，65歳以上の全てのカテゴリーで社会減少が見られる。第3-15表では，特に65歳以上の人口の，転入者に対する転出者の割合が多い。飯田市は中心部に大型ショッピングセンターや医療設備などが整っており，生活に不便なことはないが，特に中山間地に住む高齢者を中心に，一人暮らしが難しくなり，子供のいる都会に転出する者が一定程度いることを示していると思われる。

第3-15表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	2,638
	転出者数	2,909
	増減	-271
	増減(%)	(90.7%)
15～64歳	転入者数	16,488
	転出者数	17,899
	増減	-1,411
	増減(%)	(92.1%)
65歳以上	転入者数	1,198
	転出者数	1,475
	増減	-277
	増減(%)	(81.2%)
社会増減		-1,959

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した飯田市の社会増減は第 3 - 20 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより飯田市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで飯田市に帰ってきた者も含む。



第 3 - 20 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16 - 1 表，16 - 2 表より筆者作成。

25 歳～34 歳，60 歳～74 歳の人口に社会増が見られる。前者は一度都市部で就職した者が U ターンをして飯田市に戻って働くような場合が考えられ，後者は定年によって飯田市に UJI ターンした者を含むと考えられる。

一方，15～24 歳人口の社会減が多いのは，高等学校・市内の短期大学を卒業したり，卒業して市内に就職後に第 2 新卒等で市外に流出したりしている現状を表していると考えられる。

飯田市への移住者数は以下の第 3 - 16 表のとおりとなっている。I ターン移住者数，U ターン移住者数ともに近年横ばいで推移していると言え，ピークは平成 19 年～20 年頃となっている。

第3-16表 飯田市への移住者数（年度）

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
Iター ン	移住者数 (世帯 数)	21	31	20	16	13	10	11	10	9	12	153
	移住者数 (人数)	39	51	36	24	29	20	22	23	20	24	288
Uター ン	移住者数 (世帯 数)	7	14	32	14	18	17	24	24	20	20	190
	移住者数 (人数)	10	23	44	23	31	25	31	27	31	25	270

資料：飯田市ヒアリング調査（2016年8月）より筆者作成。

（イ）移住支援施策と実施体制

飯田市では、人口流出に歯止めをかけ、地域産業を支える新たな人材誘導を促すために、2006年（平成18年）に「結い（UI）ターンプロジェクト」を開始した^{（9）}。同時に、移住支援施策を総合的に担う窓口として「結い（UI）ターンキャリアデザイン室」（以下、キャリアデザイン室）が産業経済部産業振興課内に設置された。「結い（UI）ターン」とは、「人と人を結ぶ」という意味が込められ、飯田の語源（結いの田）ともされる「結い」と、「一度離れた飯田出身者が戻り定住する」Uターン、そして「他地域の出身者が新たに飯田に定住する」Iターンを掛け合わせた造語である。キャリアデザイン室では、移住希望者への相談対応や無料の職業紹介を行うほか、移住希望者を対象としたセミナーの開催や企業説明会、地元高校卒業生のUターンを促進するための情報発信などを行っている。担当職員は課長を含め合計7名で、このうちキャリアデザイン室の業務に専任で当たる職員は3名で、残りの者は農業課、観光課及び工業課を兼任している。

飯田市の「結い（UI）ターンプロジェクト」は、「総合」、「プロモーション戦略」、「インキュベーション戦略」の3本柱で構成されている。それぞれの取組内容は第3-17表のとおりである。

こうした戦略の下、飯田市では、具体的な移住支援施策を展開している（第3-18表）。それらは①住宅、②新生活応援、③子育て支援、④仕事探し・産業支援、⑤農業に大別される。

第3-17表 飯田市における「結い（UI）ターンプロジェクト」の概況

プロジェクトの柱	取組内容	詳細
総合	人材誘導総合窓口の運営	無料職業紹介所として厚生労働大臣に届出，スタッフは職業紹介責任者講習会を受講
プロモーション戦略	地域まるごと PR	インターネットでの情報発信，パンフレット，夏・冬のキャンペーン実施（相談会，就職支援）
	地域まるごとスクラム	大学就職課，飯田職業安定協会などとの連携，高校生への働きかけ
	地域セールスマン	各担当がそれぞれの分野で人材誘導（求人情報収集・マッチング），飯田ファンの拡大（ワーキングホリデー，体験教育旅行，フィールドスタディなどとの連携）
インキュベーション戦略	就職，起業，就農支援	ハローワーク飯田と連携した職業紹介，UI ターン者人材バンク制度による人材供給，新規就農里親制度
	住宅情報	公営住宅や宅建協会と連携した住宅情報提供
	豊かなライフスタイルの提案	UI ターン者のアフターケア（ネットワーク化とフォローアップ）

資料：長野県飯田市「人材誘導のダイナミズム～結いターンプロジェクトの取り組み～」(2016 年 8 月提供) より筆者作成。

飯田市において，移住支援施策は中山間地域振興の一環としても実施されている。2009 年に策定された「中山間地域振興計画」において，10 年間で UIJ ターン者 300 人という数値目標を掲げ，中山間地域（下久堅，上久堅，千代，龍江，三穂，上村，南信濃地区）への移住・定住を促すための施策に取り組んできた。その中心は，中山間地域の産業やまちづくりを担う人材の定住を目的とした「中山間地域振興住宅」の整備であり，「飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例」では，「中山間地域における地域振興住宅を設置し，並びにこれらを地域の農林水産業，工業，商業その他の産業を担う者の育成及び確保を図る事業，地域のまちづくりを担う者の定住を促進する事業等」に供することについて定めることにより，飯田市における中山間地域の振興を図り，もって持続可能な市域の形成に寄与することを目的とする」としている。現在，市内の中山間地域全域に 48 棟が建設され，入居者数は 166 名にのぼる。

飯地域自治組織が移住支援施策の地区段階での受け皿になっている。同市の地域自治組織は，地域自治区の事務機能を担う「自治振興センター」，飯田市の諮問機関である「地域協議会」，そして「まちづくり委員会」の三組織から構成されている。このうち，まちづくり委員会は，自治会，公民館，各種委員会等の既存の地域団体を統合した横断的な住民組織である。市内全 20 のまちづくり委員会のうち 17 では（2016 年 3 月現在），基本構想を独自に策定し，それに沿った様々な取組を行っている⁽¹⁰⁾。この中で，①地域振興住宅の建設

における用地の確保、入居者の選定や住宅の管理、②市の空き家対策のための調査研究助成事業の活用など、移住者の受入れ促進に取り組む動きがみられる地域自治組織も存在する（佐藤，2018）。

飯田市への移住者数の推移をみると、キャリアデザイン室が設置された 2006 年度からの累計では、U ターンが 190 件、270 人、I ターンが 153 件、288 人となっている。同様に、年度別の変化をみると、U ターンは、2006 年度当初の 7 件、10 人から 2015 年度の 20 件、25 人まで増加しているのに対して、I ターンは 21 件、39 人から 12 件、24 人に減少している。ただし、これはあくまでもキャリアデザイン室を介した移住の実績であり、実際の移住件数は UI ターンともにこれを上回っているものと考えられる。移住者の家族構成別にみると、U ターンでは単身者が多く、I ターンでは夫婦や子供のいる家族が多くみられる。同様に、市内の居住地区別の内訳では、I ターン 288 人のうち 40 人が「中山間地域」に指定されている 7 地区に居住している。

このように、近年行政の窓口を介した移住件数は、特に I ターンにおいては減少傾向にある⁽¹¹⁾。この背景として、一方では、農村移住に関する情報が入手しやすくなってきたことで行政の窓口を介さずに移住することが容易になっていること、他方では、各自治体における新規居住者の受入体制の整備が進み、新規居住者の獲得競争が激しくなっていることなどが指摘されている。

第 3－18 表 飯田市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
住宅	中山間地域振興住宅	市が地主と借地契約を行い、地域振興住宅を建設。家賃は、建設にかかった費用などに応じて、住宅ごとに決定される。	ムトスまちづくり推進課
	勤労者住宅建設資金融資 利子補給制度	市内で住宅の新築又は宅地購入などをした勤労者を対象に、長野県労働金庫から資金の融資を受けた場合、その利子の一部を補助	産業振興課
	空き家バンク	飯田市ウェブサイト空き家情報を掲載することで、所有している空き家を売りたい・貸したい者と、買いたい・借りたい者を結びつける。	ムトスまちづくり推進課
	耐震診断	昭和 56 年以前に建築された戸建木造住宅について、無料の耐震診断を実施	危機管理室
新生活 応援	飯田市子育て世帯引越費用補助金交付要綱	飯田市空き家バンクの登録物件を購入又は貸借して移住する子育て世帯を対象に、10 万円を限度に引っ越し費用を補助	ムトスまちづくり推進課
子育て 支援	子供福祉医療費給付制度	0～満 18 歳までの子供の医療費負担が 500 円／回。	保健課
	一時預かり事業（在園	家庭において保育を受けることが一時的に困難となっ	子育て支援課

	児，在園児除く両方)	た乳幼児について，保育所や認定こども園で一時的に預かり，必要な保護を実施。	
	子育て短期支援事業	仕事等の理由により，夜間に保護者がいない場合，児童養護施設等で児童の養護・保護を実施。平成 23 年度より開始。	子育て支援課
	養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭，養育が困難な家庭に対し，面接相談・訪問援助・子供の発達指導などを実施して，子育てが安定してできるよう支援。	子育て支援課
	保育園・認定子ども園の保育料軽減	子育て世代の負担軽減のため，保育所等保育料を約 30%減。幼稚園についても同様。	子育て支援課
	就学援助事業	経済的理由により，就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して，学用品・学校給食費等の一部を援助	学校教育課
	奨学金貸与制度	経済的理由により高等学校，大学等に進学が困難な若者に奨学金を貸与して，教育の機会均等を確保。また，当地域への Uターンを促進するため，償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には，償還金の一部免除。	学校教育課
	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)	公共施設の空きスペースなどのほか，市民から提供される建物等を有効利用し，子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援	子育て支援課
	出産祝い	1 子につき 10 万円を支給（上村・南信濃地区のみ）。	子育て支援課
仕事探し・産業支援	起業支援	飯田市商工会議所や地域金融機関と連携し，ワンストップ型の起業・創業窓口「チャレンジ起業相談室」を設置。	金融政策課
	飯田市制度資金	中小企業の事業活動や新規開業に必要な資金を低利で貸付け。	金融政策課
	長野県創業支援資金	県内で開業する者への融資。貸付利率年 1.1%で，設備投資の場合 3,000 万円以内，運転資金の場合 1,500 万円以内	金融政策課
農業	飯田市ワーキングホリデー	農業に関心がある者や農業に取り組んでみたい者と，農繁期の手助けを必要としている農家を結びつける飯田市の援農制度。春と秋が中心だが通年実施しており，お試し就農的な位置付けで来ている新規就農希望者もいる。新規就農者のうちの何人かは，就農前に参加している実績がある。平成 10 年度（1998）より実施。16 歳以上 70 歳未満であれば可。交通費実費。食	ワーキングホリデー飯田事務局

		費を含め滞在費無料	
	農地賃借料助成事業	就農後の3年間、経営が安定しにくい期間の農地賃借料を助成。年額85,000円以内。要件として、飯田市新規就農者就農時支援事業の補助金を受けた者であること、営農のための農地を賃借している者であること、青年就農給付金（経営開始型）を受給していないこと。	農業課
	住居費助成事業	就農後の3年間、経営が安定しにくい期間の住居費を助成。月額1万円以内。要件として、飯田市新規就農者就農時支援事業の補助金を受けた者であること、営農のための農地を賃借している者であること、青年就農給付金（経営開始型）を受給していないこと。	農業課
	長野県新規就農里親制度	専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、県農業大学校での研修に加え、里親農家の指導の下、就農までの2年間、課題を一つずつ解決していくもの。里親農家が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステム。長野県全体の制度で、要研修費用	農業課
	あぐり実践塾	長野県新規就農里親制度の飯田市内受講生と一緒に集まり座学で農業経営に必要な知識を学ぶ機会	ワーキングホリデー飯田事務局
	飯田市新規就農者支援事業	長野県新規就農里親制度で里親研修中の生活支援（月額4万円）。要件として、認定就農者であること、長野県新規就農里親制度にのっとり研修を開始した者であること、飯田市内に居住していること、里親研修終了後、1年以内に飯田市内で営農を開始して3年以上営農を継続する見込みであること、青年就農給付金（準備型）を受給していないこと。	農業課
	飯田市新規就農者就農時支援事業	里親研修を修了して就農した際に当面の営農・生活資金として一時金を支給。1人1回35万円。年間150日以上農作業に従事する配偶者と共に就農した場合は45万円。要件として、認定就農者であること、飯田市内に居住していること、里親研修終了後、1年以内に飯田市内で営農を開始した者であること、就農後3年以上営農を継続すること、農業後継者就農時支援事業の補助金を受けていない者であること。	農業課

資料：飯田市 Web サイト（2017 年度末現在）及びヒアリング調査（2016 年 8 月）より筆者作成。

5) 岐阜県白川町

(ア) 地域概況

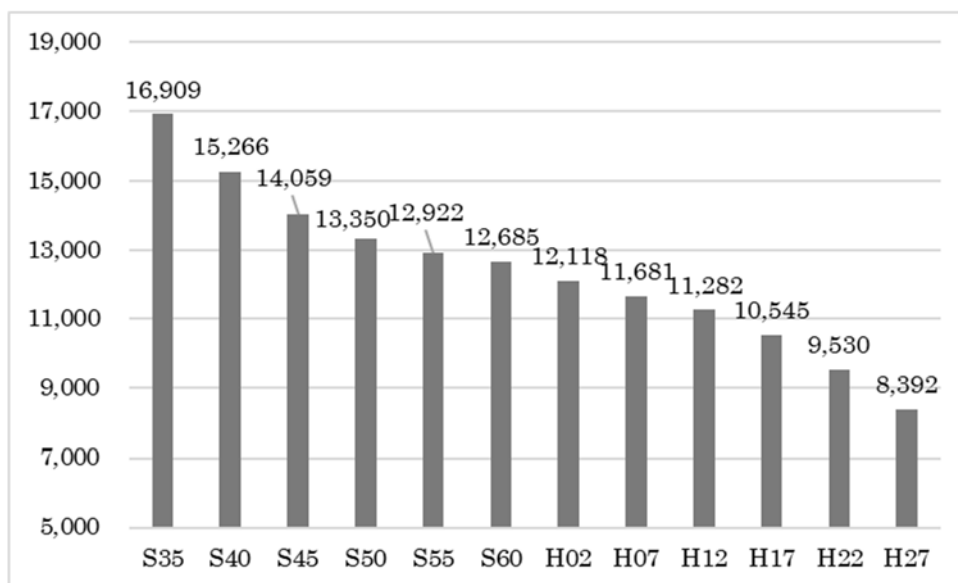
白川町は岐阜県南西部に位置し、町の中心部にある白川町役場の海拔は 170 m であるが、町域には標高 1,133m の尾城山、標高 1,223 m のニッ森山があり山間部が多く、町域の 9 割を山林が占める。標高差が大きいため平野部がごく僅かで、町の中心部を流れる白川沿いの開けた場所に多くの住宅や施設が集中している。

中京圏からのアクセスが良く、名古屋から鉄道を使い約 1 時間、車では約 1 時間 40 分で到着する。高速バスは通っていない。首都圏からの交通アクセスで最も早いのは新幹線と特急を組み合わせるもので、東京駅から名古屋駅まで東海道新幹線を利用し約 2 時間で来た後に特急ワイドビューひだに乗り換え、約 1 時間で白川口駅に到着する。

白川町の人口は 2015 年現在で 8,392 人、総世帯数は 3,002 戸である。高齢化率は 43.0% で、岐阜県平均 28.1%、全国平均 26.7% より大幅に高い。

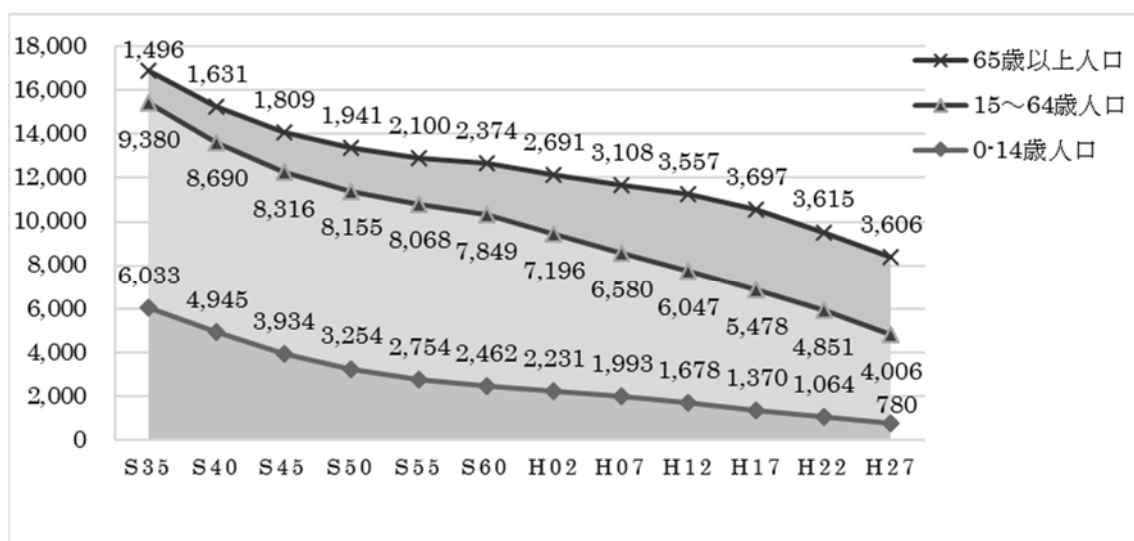
同町の総農家数は 1,153 戸で、このうち販売農家は 475 戸 (41.1%) となっており、自給的農家が半数以上である (2015 年農業センサス)。農業産出額は約 8 億 3 千万円で、品目別では米が 2 億 4 千万円、野菜が 2 億円ありこれらで半分を占める。有機農業が盛んで、名古屋市内のオアシス 21 で、毎週土曜日に「オーガニックファーマーズ朝市村」と題して町内の生産者グループが出店している。他には、朝夕の寒暖差が大きいため白川茶と呼ばれる茶の生産が有名で産出額は約 1 億 3 千万円あるが、小規模生産者が多く町内に 187 の経営体がある。加えて夏秋トマトの栽培も盛んである。

白川町の総人口は特に近年激しい減少を続けている (第 3-21 図)。この背景の一つとして挙げられるのは、2009 年度末 (平成 21 年度末) の町内唯一の高校の廃校に伴い、中学校卒業後に全生徒が町外の高校に通うこととなり、生徒の中には高校近くのアパートを借りて転出する者もいることである。その際には、高校生の子供の町外での一人暮らしを不安に思う親を伴った転出となることも多い。「年少人口」(15 歳未満の人口) 及び「生産年齢人口」(15 歳以上 65 歳未満の人口) が一貫して減少しているが、50 年前 (昭和 40 年) と比較すると生産年齢人口が半分程度になったのに比べ、年少人口は 6 分の 1 に減少している (第 3-22 図)。町内に目ぼしい産業や観光地、温泉などがなく、若者の雇用の受け皿がないため、学業で一旦転出した若者が U ターンすることが少ないと思われる。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均と同様の傾向が見られていたが、近年では減少率増に拍車がかかっている (第 3-23 図)。



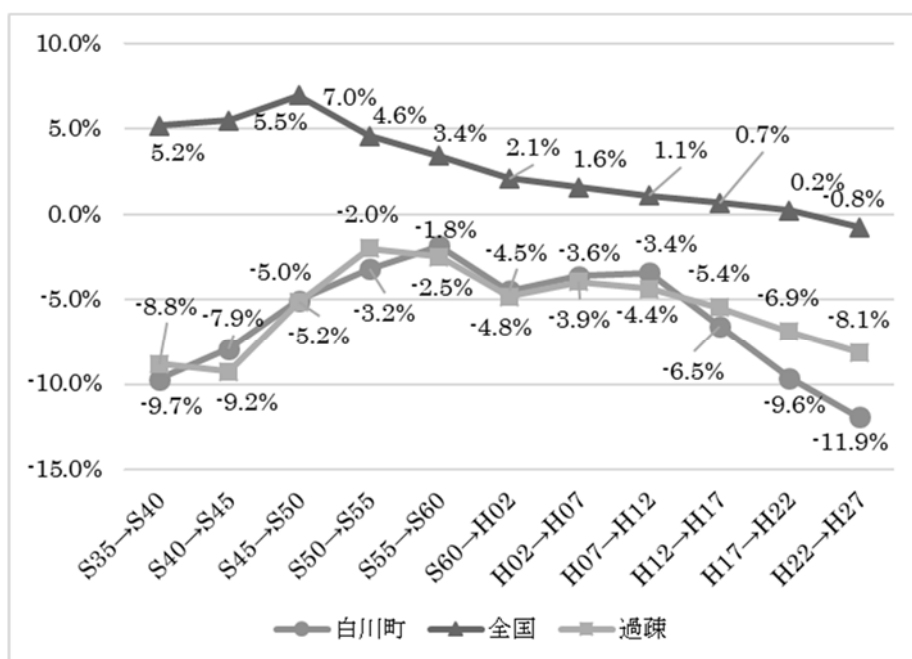
第3-21図 白川町の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-22図 白川町の人口構成

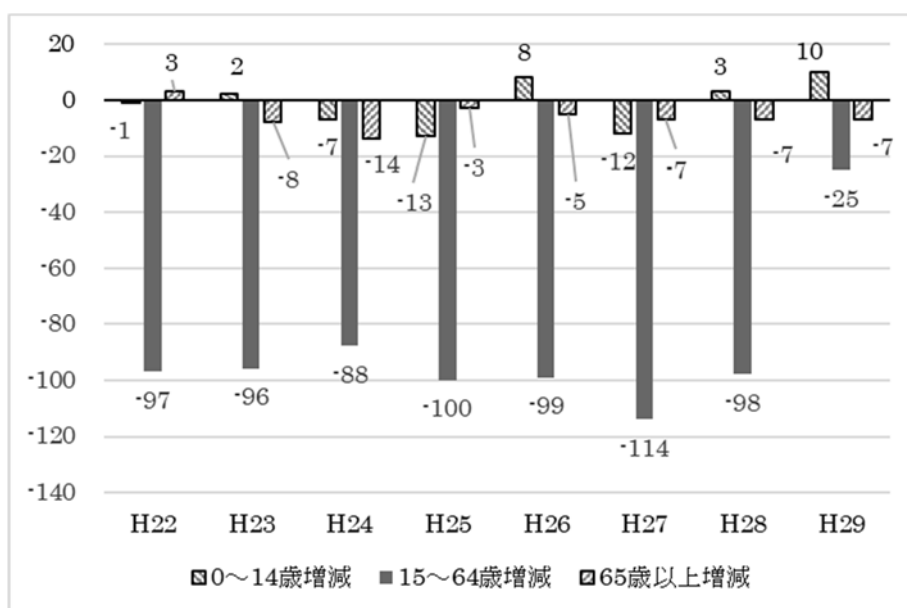
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-23図 白川町の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した白川町の社会増減は第3-22図で表せる。また、第3-24図をまとめると第3-19表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより白川町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで白川町に帰ってきた者も含む。



第3-24図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

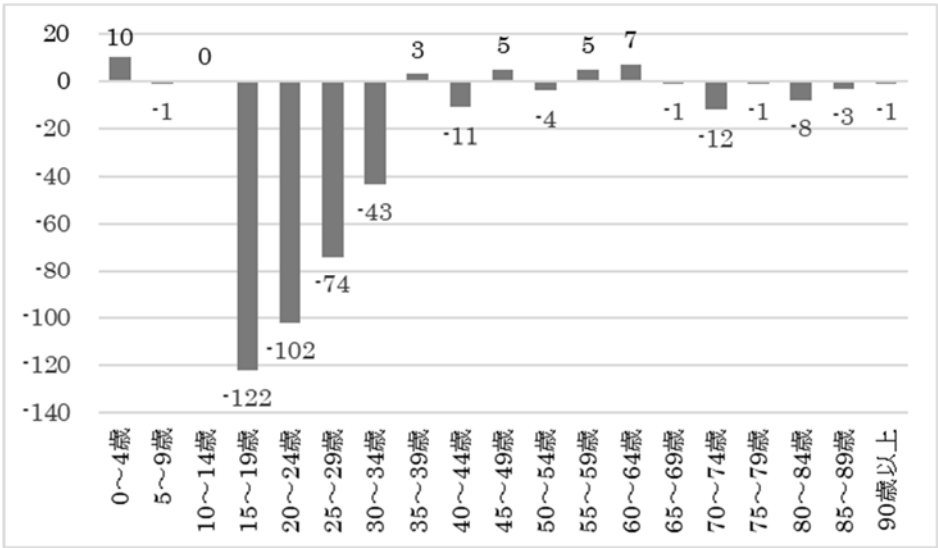
白川町は全体的に人口の社会減が見られる中で、0～14歳の年少人口についてはほぼプラスマイナスゼロとなっている。親と一緒に転出する子供がいる一方で、親のUJIターンなどに伴い転入する子供も多いことを表している。

第3-19表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	185
	転出者数	195
	増減	-10
	増減(%)	(94.9%)
15～64歳	転入者数	1,066
	転出者数	1,783
	増減	-717
	増減(%)	(59.8%)
65歳以上	転入者数	138
	転出者数	186
	増減	-48
	増減(%)	(74.2%)
社会増減		-775

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した白川町の社会増減は第3-25図で表せる。この社会増減の転入者はIターンにより白川町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで白川町に帰ってきた者も含む。



第3-25図 平成26年～平成29年までの人口の社会増減集計（5歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第16-1表、第16-2表より筆者作成。

特に0～4歳人口の社会増が見られ、親のUJIターンなどに伴い子供も白川町に転入超過となっていることがわかる。一方で、15歳～34歳までの人口で大幅な転出超過となっており、町内に高等学校がないこと、町内に製造業、温泉や観光地などのサービス業がないため雇用の受け皿が乏しいことなどの影響を受けている。

（イ）移住支援施策と実施体制

2015年4月に白川町役場内に白川町移住・交流サポートセンターを作り、企画課地域振興係が移住希望者に対応する体制を作った。それ以前には移住対応窓口が定まっておらず、就農希望者が多いことから、農林課農務係が対応することが多かった。白川町移住・交流サポートセンター発足当時から、上記職員1名に加えて、集落支援員1名、地域おこし協力隊員1名を雇用し、空き家バンクに登録する空き家の掘り起こしや移住希望者に対する町案内、イベントの企画などを行っている。震災以降、都市部での生活の脆さに疑問を感じ、一流と言われる企業を退職して就農する者が増えたということである。

白川町移住・交流サポートセンターは2019年2月に法人化され、一般社団法人となった。行政と民間の中間支援組織として職員1名がセンター長として町役場から出向し、行政の信用度を確保しつつ、役場内で必要な逐一の決裁行為を無くすことで事務作業の合理化を図りスピード感を持った相談業務を行うことを目的とした。将来は様々なまちづくり活動の拠点としての活動や空き家ビジネスも視野に置いている。現在は企画課職員1名の出向に、集落支援員2名、地域おこし協力隊5名が所属しており、移住者でもある地域おこし協力隊においては移住促進以外の活動としてグリーンツーリズムの推進、林業後継者の育成、農産物加工販売の支援等で活躍をしている。

白川町における移住支援施策は、①住宅、②新生活応援、③農業、④子育て支援、⑤産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第3-20表のとおりである。

第3-20表 白川町の主な移住支援施策（2017年（平成29年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	-	白川町移住・交流サポートセンター職員及びセンターに常勤する地域おこし協力隊員が適宜案内	白川町移住・交流サポートセンター
住宅	お試し住宅	月3万円で最長3か月借りられる一軒家が二つ。他に、1年契約で月当たり6.3万円の農園付きコテージ19棟がある。	白川町移住・交流サポートセンター
	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチ	白川町移住・交流サポートセン

		ングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる	ター
	住宅取得等支援事業補助金	新築住宅で 50 万円を支給。県産材利用で 30 万円加算、扶養する子供一人につき 10 万円加算。中古住宅では 30 万円上限、実家改修で 50 万円、賃貸住宅で月額 1 万 5000 円を上限に 36 か月支給等	企画課企画係
新生活 応援	結婚相談（ぎふマリッジサポートセンター）	県内他市町村の結婚相談所に登録されている人とのマッチングやお見合いの機会を提供	白川町社会福祉協議会
	ハローワーク出張相談	毎月第 3 金曜日の 13 時～16 時まで、白川町移住・交流サポートセンターにて、ハローワークの出張相談所を開設。	白川町移住・交流サポートセンター
子育て 支援	出産育児給付金	出産祝金 1 万円、出産育児給付金第 1 子 10 万円、第 2 子 20 万円、第 3 子以降 30 万円	教育課子育て支援係
	保育料無償化	3 歳～5 歳までの保育料無料	教育課子育て支援係
	保育園通園費助成	町内保育園通園に利用する路線バス運賃の 1／2 を助成	各町立保育園
	家賃補助	町営、民間賃貸住宅に入居する子育て世帯の家賃を子供一人当たり 5000 円補助	建設環境課環境係
	こども医療費無料化	高校生まで医療費無料	保健福祉課福祉係
	高校生通学支援事業（JR 定期券補助）	年間 3 万円を限度に町内の高校生が通学のために購入した JR 定期券代金の一部を助成	教育課学校教育係
仕事探し・産業 支援	まちおこし推進事業補助金	団体又は個人等が行う各種まちおこし事業に対し、補助金を交付。最大で経費の 2 分の 1 以内で 100 万円を限度。	企画課企画係
	スモールビジネスチャレンジ交付金【女性限定】	会議、講演会、研修、視察、各種企画の研究及び小さなビジネスの実践に係る経費等を助成。20 万円を限度に 2 年以内。	企画課企画係
	白川町創業支援事業補助金	補助率最大 2 分の 1 で、事業所開設支援に 100 万円を限度に助成等	企画課企画係
農業	白川町新規就農者等支援事業交付金	新規就農希望者受入農家奨励金として受入農家に 1 万円を 12 か月、その後、新規就農者が経営開始後に新規就農者就農奨励金として新規就農者に 5 万円の補助	農林課農務係
	特産物施設建設負担金	新規就農者に対してトマトハウスの建設費（ビニールハウス一式）の 1／3 を町が補助、1／3 を県が補助。事業者は残りの 1／3 を負担	農林課農務係

白川町元気な農業産地構造改革支援事業	新規就農者に対してトマト栽培資材（支柱）の購入代金の2／3を町が補助。	農林課農務係
あすなろ農業塾	岐阜県の研修制度。約1年間（複数年も可能）、農業者の下で指導を受けながら、就農に必要な技術を習得。農家には指導謝金として月5万円支給。研修生に対しては45歳未満であれば国の青年就農給付金を使って年間150万円を支給、45歳以上であれば、岐阜県「後継者等就農給付金事業費補助金」より年間100万円を支給	農林課農務係

資料：白川町 Web サイト及びヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

白川町への移住相談者の特徴は就農を希望する者が多く、全体の3～4割に及ぶ。白川町内には、有機農家グループ NPO 法人 O があり、毎週土曜日に名古屋のオアシス 21 で開催されるマーケットでグループとつながりを持って移住する者が多い。また、M トマト部会の生産者も就農者受入れを行っており、岐阜県への就農相談に来た移住希望者を、県の担当者が白川町の実産者に紹介して移住する形も存在する。これらの結果、移住者の7割が中京圏から来た者である。

白川町への移住者数を示したのが下の第3-21表である。白川町移住交流サポートセンターによれば、白川町は岐阜県や名古屋へのアクセスが良く、移住者は若干の増加傾向が見られるということであった。また、移住者数は、町の移住担当窓口である白川町移住交流サポートセンターを経由した者の総数であり、独自に家や仕事を探して移住した者は数えていない。町内に高等学校がないことから、子供を連れて移住した世帯にとっては子供の高校進学時に町に留まるのかどうかという点で再度の移住が起こり得る場所であり、実際に子供の高校進学を期に転出する世帯が存在する。

第3-21表 白川町への移住者数

	(年度)		
	H27	H28	H29
移住者数 (世帯数)	7	17	13
移住者数 (人数)	15	30	35

資料：白川町ヒアリング調査（2017 年 12 月）及びその後に提供していただいたデータより筆者作成

注：数字は白川町移住・交流サポートセンターを通じて移住した者のみ。また移住者に「地域おこし協力隊」は入っていない。移住後に転出した者も入っていない。

6) 岡山県高梁市

(ア) 地域概況

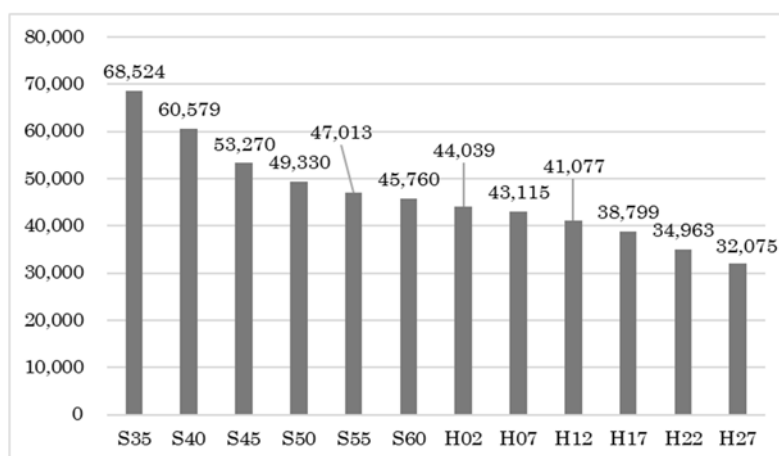
高梁市は岡山県西部に位置し、特に広島県と接する北西部の旧備中町、旧成羽町は成羽川が流れ下り標高が高く、宇治町とともにブドウの栽培が盛んである。市域の標高は 50～500m で、市の中心部には高梁川が流れ、高梁川沿いの開けた場所に盆地を形成し、そこに市の中心部がある。また雲海上の城として有名な備中松山城が市の北部にある小松山（標高約 430m）から市中心部を見下ろしている。

関西圏からのアクセスが良く、電車では新幹線で新大阪駅から約 50 分で岡山駅に着き、岡山駅からは JR 伯備線の特急に 35 分乗車すると JR 備中高梁駅に到着する。自動車の場合、大阪市中心部より山陽自動車道などを經由して 3 時間弱で高梁市中心部に到着する。岡山空港からは自動車で 40 分である。

高梁市の人口は 2015 年現在で 32,075 人、総世帯数は 13,841 戸である。高齢化率は 38.6%で、岡山県平均 28.7%、全国平均 26.7%より大幅に高い。

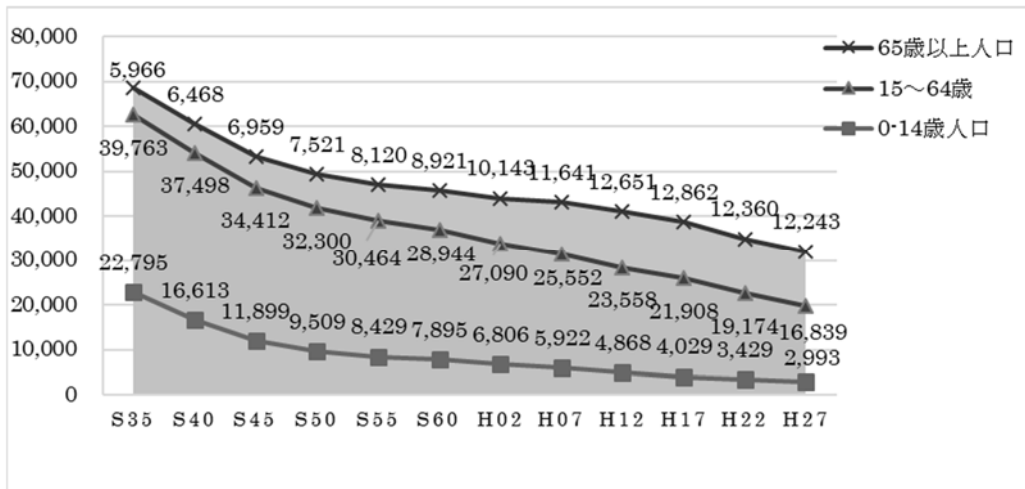
同市の総農家数は 3,212 戸で、このうち販売農家は 1,722 戸（53.6%）となっており、自給的農家は半数以下である（2015 年農業センサス）。農業産出額は約 79 億 6 千万円で、品目別では畜産が 35 億 5 千万円、果樹が 21 億 8 千万円ありこれらで半分以上を占める。畜産は主にブロイラーで 8 経営体によるものである。果樹はブドウが中心で 478 ある果樹経営体のうちの 382 経営体が取り組んでいる。

高梁市の総人口は減少を続けており（第 3－26 図）、岡山市や広島市、関西方面等への人口流出が続いている。「年少人口」（15 歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）が一貫して減少しているが、50 年前（昭和 40 年）と比較すると生産年齢人口が半分弱程度になったのに比べ、年少人口は 5 分の 1 に減少している（第 3－27 図）。町内には吉備国際大学があり、入学時に学生の転入があるが、そのほとんどは卒業とともに転出する。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均と同様の傾向が見られている（第 3－28 図）。



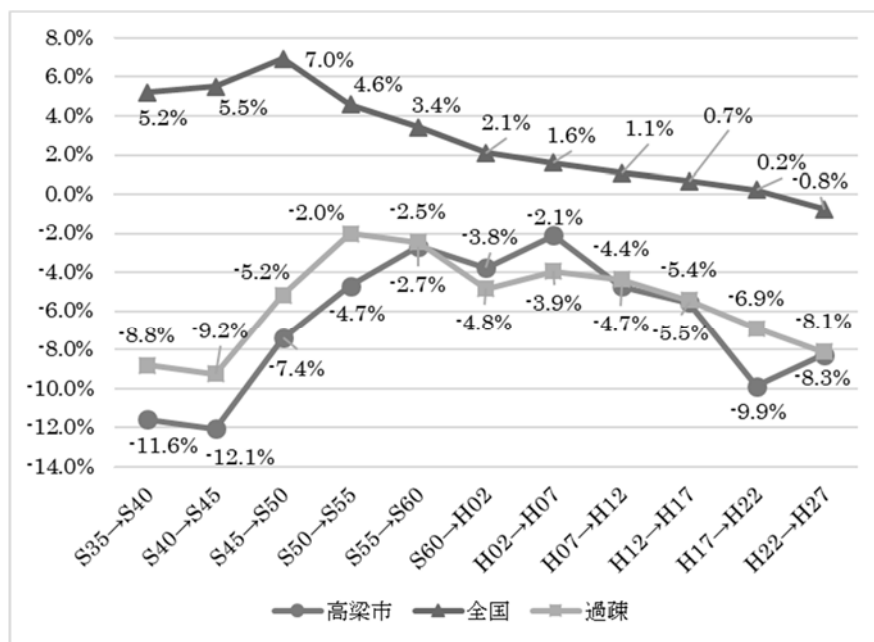
第 3－26 図 高梁市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-27図 高梁市の人口構成

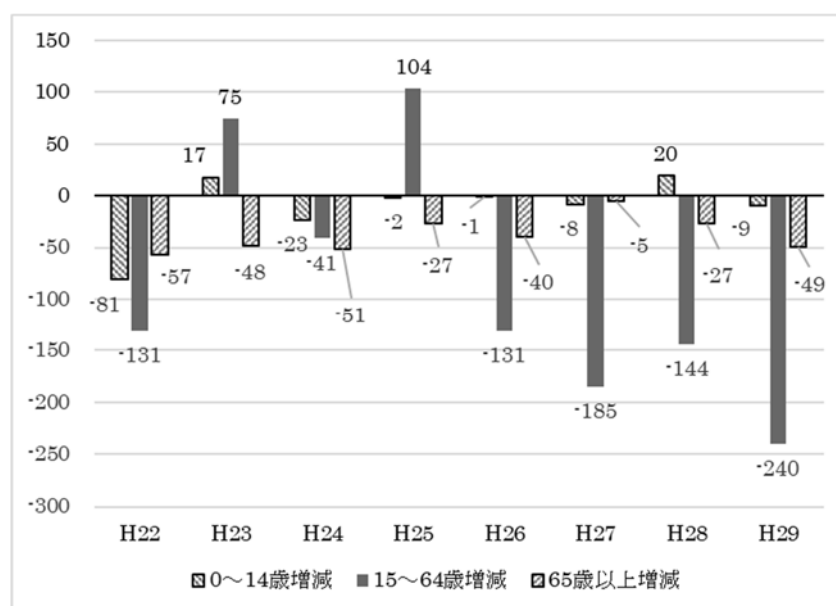
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-28図 高梁市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した高梁市の社会増減は第3-29図で表せる。また、第3-29図をまとめると第3-22表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより高梁市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで高梁市に帰ってきた者も含む。



第3-29図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

高梁市は65歳以上の転出者が大変多く、第3-22表では、転入者に対して約2倍の転出者がいることを示している。これは高齢となり住み慣れた自宅を離れ、岡山市周辺や関西圏に住む子供の近くに引っ越す高齢者の動きを示していると思われる。

3区分で見ると、どの人口層も転出超過となっており、自然減に加えて、社会減でも人口減少を加速している。

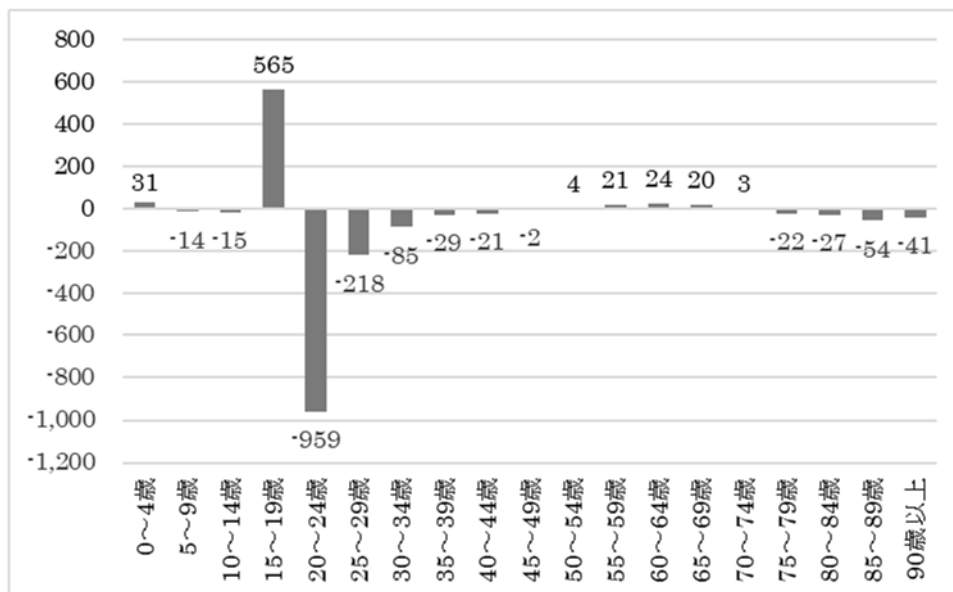
第3-22表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	742
	転出者数	829
	増減	-87
	増減(%)	(89.5%)
15～64歳	転入者数	6,411
	転出者数	7,104
	増減	-693
	増減(%)	(90.2%)
65歳以上	転入者数	332
	転出者数	636
	増減	-304
	増減(%)	(52.2%)
社会増減		-1,084

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した高梁市の社会増減は第3-

30 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより高梁市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで高梁市に帰ってきた者も含む。



第 3－30 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16－1 表，16－2 表より筆者作成。

3 区分の人口層全体で社会減が見られる一方で，5 歳階級別に見ると近年は 0～4 歳人口では逆に社会増となる。これは UJI ターンによる親の移住に伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また 50～74 歳までの転入超過は，定年間際になり高梁市に帰郷したり I ターンしたりする移住者の動向を示していると思われる。15～19 歳の転入超過と 20～24 歳の転出超過は，市内にある大学の入学，卒業に伴う学生の移動が主な理由である。

（イ）移住支援施策と実施体制

高梁市の移住担当窓口は，住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係である。当初は平成 19 年 4 月に企画課定住促進係を設置しており，移住担当窓口設置年度としては早い市町村と言える。その後，平成 23 年 4 月に市民課市民定住係に担当課が代わり，平成 24 年には市民課定住対策室へと昇格し，平成 25 年には定住対策室が定住対策課へと更に昇格した。平成 28 年 4 月には定住対策課の名称が変わり，今の「住もうよ高梁推進課」となった。移住相談は，担当職員 1 名と地域おこし協力隊員 1 名，他に移住コンシェルジュ 1 名がいる。

山間部に位置する地区 U と地区 H の 2 地域が地域自治組織を中心とした移住者受入れに特に熱心に取り組んでいる。この二地域は，トマトや高い評価を受けるブドウ（ピオーネ）の産地として有名で，ピオーネは東京の高級デパートなどに出荷され，生産者の所得も高い。毎年 1 名以内の就農希望者を地域自治組織で受け入れ，住宅，農地，生活全般で支援を行っている。

高梁市における移住支援施策は、①移住前相談、②住宅、③新生活応援、④農業、⑤子育て支援、⑥産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第3-23表のとおりである。特徴的なのは移住コンシェルジュの存在で、既に移住して定住している者が市より移住コンシェルジュとして任命され、移住希望者に対して随時、町内の案内や気になる地域での地域住民との顔合わせ、不動産物件の案内などを行う。移住コンシェルジュは当初市の臨時職員として単年度契約の通年雇用で始まり、平日9時～17時の就業規定があった。一方で移住希望者は週末を利用して高梁市に来ることが多く、移住コンシェルジュは平日、土日関係なく業務に当たる必要があり勤務時間はフレックスである必要があった。現在は、移住者が起業した一般社団法人Hに移住コンシェルジュ業務を委託する形をとり、業務を請け負った一般社団法人Hが、移住コンシェルジュ2名体制で移住希望者への対応や移住イベント開催支援、高梁市移住ポータルサイト「ふらっと高梁」の運営などをフレックスに行っている。

第3-23表 高梁市の主な移住支援施策（2017年（平成29年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 相談	たかはし移住コンシェルジュ	移住希望者に対するきめ細やかな移住相談、市内案内、空き家調査、紹介できる仕事調査、移住ツアーの企画など、移住・まちづくりに関する業務を実施するために平成27年9月から設置	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
住宅	お試し住宅	地区Hに3戸、地区Uに2戸あり、各月額7,000円、9,000円で1年以内の期間で借りられる。	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	空き家情報バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、不動産業者を通じて賃貸・売買ができる制度。平成19年に作ったもの	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	空き家情報バンク活用促進助成金（家賃助成事業）	空き家情報バンク登録物件へ入居する40歳以下の者を含む世帯（単身世帯を除く）に月額1万円を最大1年間家賃助成。	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	空き家情報バンク活用促進助成金（空き家再生助成事業）	空き家情報バンク登録物件を対象に、家主の家財処分・賃貸物件の改修に対して助成。 ・家財処分：補助率2／3（上限20万円） ・賃貸物件の改修：補助率1／3（上限50万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	高梁市若者定住促進住宅助成金（住宅リフォーム助成事業）	15歳以下の子を養育している者、若しくは40歳以下の者を対象に住宅の新築、取得に助成。 住宅の新築：用地購入代金の1／10（上限100万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係

		+世帯構成等により 15～60 万円 ・中古住宅又は建売住宅の取得：購入代金の 1／10 （上限 100 万円）	
	住宅リフォーム助成	15 歳以下の子を養育している者を対象に、住宅リフォームに対して助成。費用の 1／10（上限 50 万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
新生活 応援	まちづくり結婚推進事業	独身男女の出会いのイベントを年間 4～5 回開催	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	縁結びサポーター制度	独身男女の出会いから結婚に至るまでの支援をする個人・団体・企業を「縁結びサポーター」として登録。サポーターへの成婚奨励金やサポーター団体間の独身男女交流会への助成金支給	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	ハッピーウエディング奨励金	市内で結婚式又は披露宴を行う新郎新婦に対して奨励金支給 市内在住者（在住予定者を含む）：結婚式・披露宴に要する費用の 1／2（上限 20 万円） 市外在住者：結婚式・披露宴に要する費用の 1／5（上限 20 万円）	産業観光課
	新婚世帯家賃助成金	市内の民間住宅に入居する新婚世帯に対して家賃を助成。月額 1 万円を最大 1 年間支給	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
	住宅リフォーム助成事業（新婚世帯版）	新婚世帯を対象に、住宅リフォームに対して助成金を支給。補助率 1／10（上限 50 万円）	住もうよ高梁推進課田舎暮らし推進係
子育て 支援	こども医療費無料化	18 歳まで医療費無料	こども未来課
	産後ヘルパー	身の回り整理，家事，育児が困難な出産直後の家庭に産後ヘルパーを派遣	こども未来課
	幼児 2 人同乗用自転車の貸出	幼児 2 人同乗用自転車の普及啓発，子育て支援及び自転車の安全運転の意識向上を推進することを目的に，子育て中の家庭に対し，幼児 2 人同乗用自転車を貸出。メンテナンス費用，対人賠償保険加入費（1000 円程度），返却時における点検整備費（各 1000 円程度）等は自己負担	こども未来課
	高校生バス通学支援	高校生がバスで通学する際に必要な通学定期券購入費の半額を助成	市民課

	私立学校入学奨励金	市内私立学校の入学金を全額又は半額助成	総合戦略課
	代表選手等奨励金	国若しくは県代表として国際大会及び全国大会へ出場する選手に奨励金を支給	スポーツ振興課
	高梁市奨学金貸付制度	高等学校生月額 18,000 円、大学等学生月額 44,000 円。卒業後、市内に継続して 2 年以上居住し、引き続き居住する場合は、奨学金返還に係る債務の一部又は全部を免除。	教育総務課総務係
仕事探し・産業支援	高梁市起業等支援	市内で起業等をする者に設備整備費を助成。補助率 1／3（上限 50 万円）。 地域資源を活用した新製品やパッケージデザインの開発費用を助成。補助率 1／2（上限 50 万円）	産業観光課
	高梁市地域商業の活性化支援	市内商業施設や空き店舗等をリニューアルするための補助金を支給。新規開業の場合、補助率 1／2（上限 50 万円）。	産業観光課
農業	高梁市新規就農者向け農業スクール	栽培技術習得のため通年で講習会を開催（トマト・ピーオーネ・モモの 3 コース。マニュアルは岡山県が準備）。受入農家の同意が必要	農林課農業振興係
	高梁市就業奨励金支給事業	新規就農し 6 か月を経過し、将来にわたり専業として農業経営を続けていく認定農業者等で、55 歳以下の者に就農奨励金を支給。後継型は 10 万円、経営分離独立型は 10 万円、新規参入型は 100 万円。	農林課農業振興係
	岡山県統合補助金	3 戸以上の生産者団体に購入資材費を補助。県から 1／3、町から 1／3 の補助率	農林課農業振興係
	岡山県就業奨励金	40 歳未満の新規就農者に奨励金 5 万円を交付	産業振興課

資料：高梁市 Web サイト及びヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

住もうよ高梁推進課では、ふらっと高梁以外に、移住・定住に関する情報を提供するポータルサイト「住もうよ高梁」を運営している。ふらっと高梁の内容は、移住者の体験談を顔写真や住まいの写真を掲載しながら紹介したり、仕事や住まいの情報を取得するためのフローチャートが掲載されていたりと、直感的でビジュアルに訴えるものである。一方で、住もうよ高梁の内容は、各種手続きの申請担当課や申請要件が細かく書かれ、申請の種類、書式、必要書類などの事務的情報が得られる。

高梁市への移住者数は以下の第 3－24 表のとおりである。移住者の定義は、市外からの転入者としているが、実際には 6 割が岡山県外の者で、4 割が岡山県内からの者である。県外からの者については、関東からと関西からでほぼ全体を占め、割合としては関東よりも少し関西からの者の方が多く、関東の場合、東京からの者が多い。担当者の実感としては平成

23 年の東日本大震災以降、関東から来る者が増えている印象を受けている。

平成 27 年以降、世帯数や人数に加えて移住者の年代も記録しており、50 代未満が 70% を占めている。平成 27 年 9 月に移住コンシェルジュを始めてから大幅に移住者が増加しており、調査をした平成 29 年 8 月までの 2 年間で、移住コンシェルジュを経由して少なくとも 10 件以上の移住が決まっている。移住者からは移住コンシェルジュを通じて出会った地域の人たちが親切であったことが重要だったという評価が多い。

第 3－24 表 高梁市の移住者数

	(年度)			
	H25	H26	H27	H28
移住者数 (世帯数)	14	23	54	64
移住者数 (人数)	－	－	114	127
移住相談 件数	68	88	132	179

資料：高梁市ヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

担当課では移住者の中で既に他出した者の情報を断片的に把握しており、その理由について（１）住まいが老朽化したために転出引っ越し、（２）地域の住民とうまくいかなかった者が 1 件（150 件ほどの移住の中で 1 件）、（３）賃貸住まいの家の庭の草刈り等の手入れを怠り、家主が更新を拒否して他出、（４）東日本大震災の避難でしばらく滞在した後、子供の大学進学に伴い子供と一緒に他出、（５）高齢となりもともと住んでいた市町村へ戻った、の五つを挙げ、9 割以上は今も高梁市に定住しているということであった。

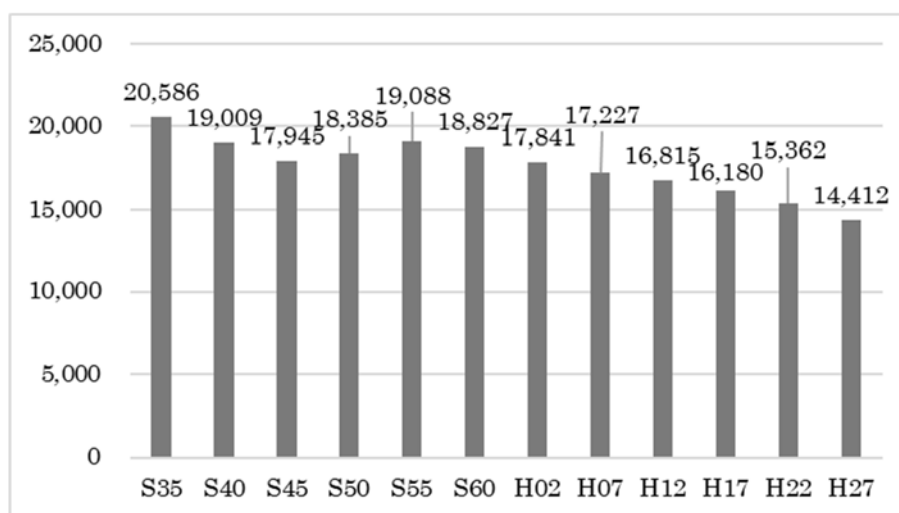
7) 岡山県和気町

(ア) 地域概況

和気町は岡山県の南東部に位置する町で、2006 年に（旧）和気町と佐伯町の合併により誕生した。主な産業は農業であり、ブドウやリンゴをはじめ、スモモ、サクランボなどの果樹栽培が盛んである。町内には、乳酸菌飲料メーカーの生産子会社や、プラスチックマグネットの国内シェア 1 位を誇るメーカー企業等が立地する。町中心部から岡山市内までは JR 山陽本線を使って 30 分の距離にあり、町中心部を通る山陽自動車道を使うと山陽地域の各都市へのアクセスも良好で、各都市のベッドタウンとしても機能している。全国的には、和気清麻呂の生誕地として有名であり、和気清麻呂らを祀る和気神社や全国各地のおよそ 100 種類のフジを集めた藤公園、和気鶴飼谷温泉、岡山県自然保護センターなどの観光名所を有し、県内や近畿地方を中心に各地から観光客を集めている。

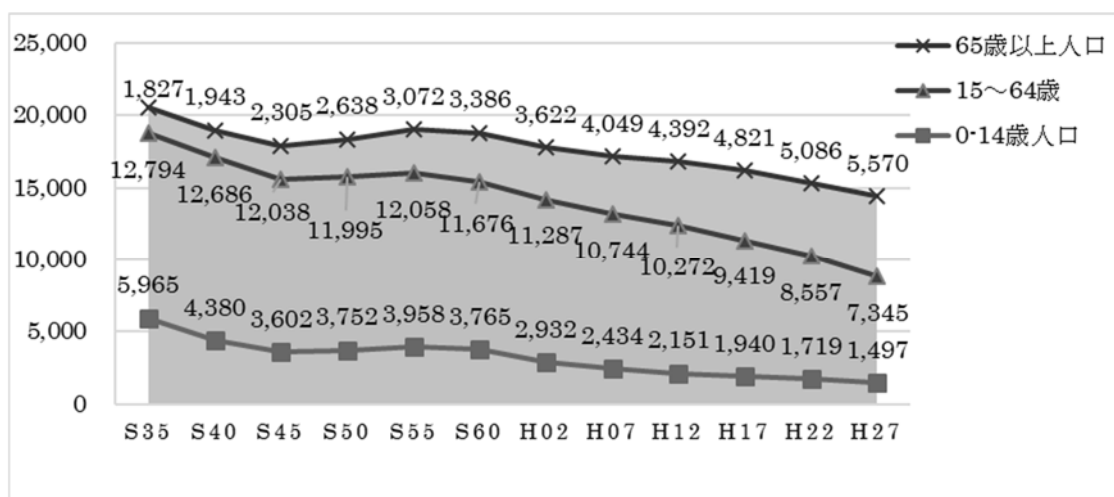
和気町の人口は 14,412 人（第 3－31 図）、世帯数 5,236 戸で（2015 年現在）で、高齢化率 38.6%は岡山県平均 28.7%を大きく上回っている。町の人口は、2040 年には 1 万人を切

ると予想されている。「年少人口」（15歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15歳以上65歳未満の人口）が一貫して減少しているが、老年人口（65歳以上）は増加を続けている（第3-32図）。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均より少ない傾向が見られている（第3-33図）。こうした状況下において、和気町では現在、「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策として移住・定住支援に取り組んでいる。その際、同町では、上述したような、自然環境の良さと生活利便性を兼ね備えた地域特性を「とかいなか」と表現し、町をPRしている。



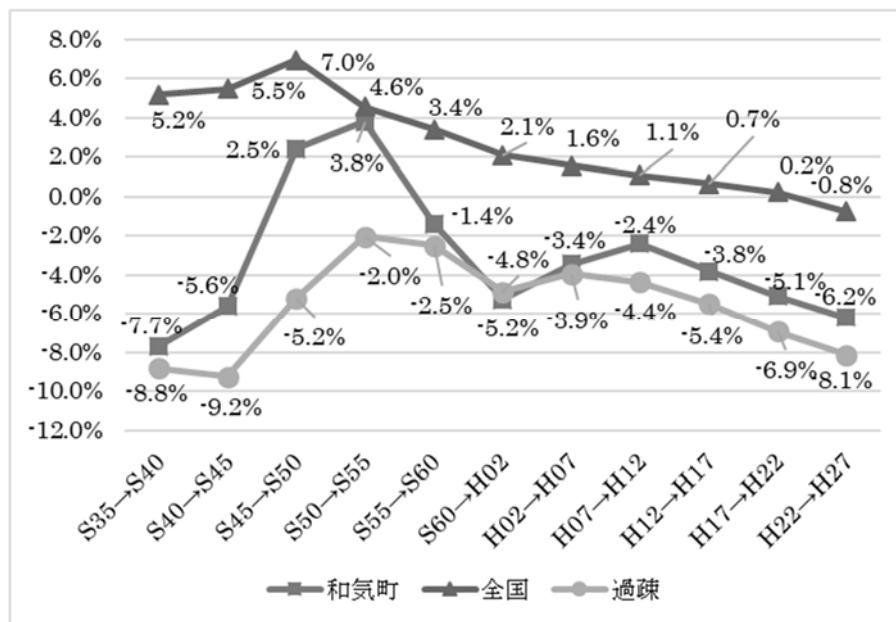
第3-31図 和気町の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-32図 和気町の人口構成

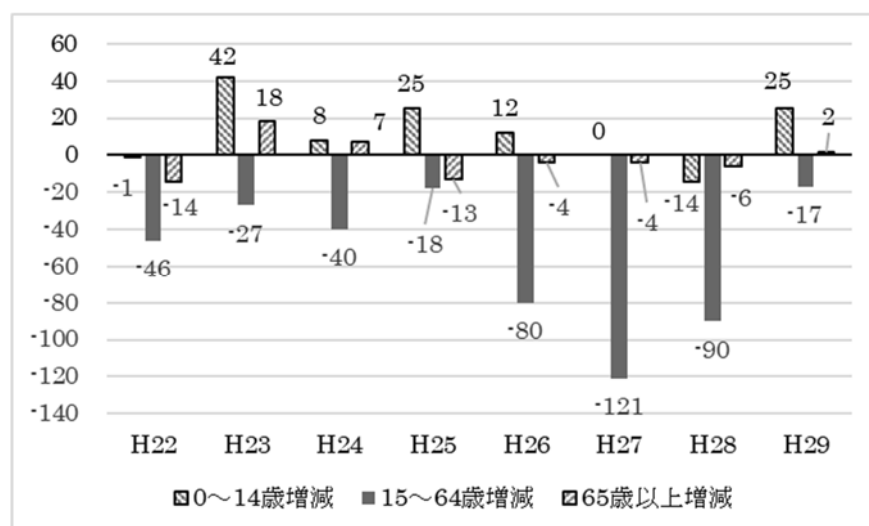
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第 3－33 図 和気町の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成 22 年からの、年齢を 3 区分した和気町の社会増減は第 3－32 図で表せる。また、第 3－34 図をまとめると第 3－25 表のようになる。この社会増減の転入者は I ターンにより和気町に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで和気町に帰ってきた者も含む。



第 3－34 図 平成 22 年～平成 29 年までの各年の人口の社会増減（3 区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 15－1 表，第 15－2 表より筆者作成。

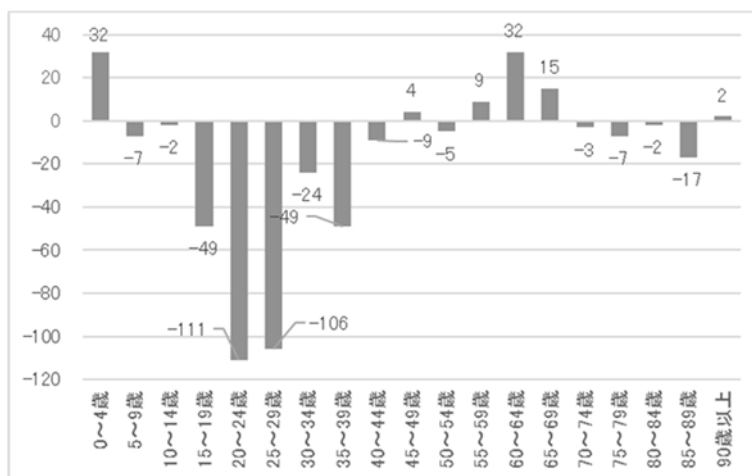
人口3区分で見た和気町の特徴は第3-25表で見られるように年少人口（0～14歳）の社会増である。町中心部から車で1時間程度かかる町内中山間部への移住者が多いことに加え、町中心部には山陽本線が通り、電車を利用すれば岡山市まで1時間以内で通勤できることから、山に囲まれた町でありながらベッドタウンとしての側面も持っている。生産年齢人口（15～64歳）の社会減については岡山市などの近隣都市部への人口流出が主な原因である。

第3-25表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	502
	転出者数	405
	増減	97
	増減(%)	(124.%)
15～64歳	転入者数	2,105
	転出者数	2,544
	増減	-439
	増減(%)	(82.7%)
65歳以上	転入者数	295
	転出者数	309
	増減	-14
	増減(%)	(95.5%)
社会増減		-356

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成26年からの、年齢を5歳階級区分した和気町の社会増減は第3-35図で表せる。この社会増減の転入者はIターンにより和気町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで和気町に帰ってきた者も含む。



第3-35図 平成26年～平成29年までの人口の社会増減集計（5歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第16-1表、第16-2表より筆者作成。

人口3区分では0～14歳までの年少人口の社会増が見られたが、5歳階級区分では特に0～4歳人口の社会増が多いことがわかる。また45～69歳でも社会増が見られる。0～4歳人口の社会増についてはUJIターンによる親の移住と、それに伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また45～69歳までの転入超過は、定年間際になり和気町に帰郷したりIターンしたりする移住者の動向を示していると思われる。15～39歳の転出超過は、岡山市内や関西圏への人口流出が主な理由である。一方、15～29歳人口の社会減が多いのは、高等学校・市内の短期大学を卒業したり、卒業して市内に就職後に新卒や第2新卒等で町外に流出したりしている現状を表していると考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

和気町では、「教育」を地方創生の柱に据え、子育て世代の移住支援に力を注いでいる。総合戦略においては、以下の4点が基本目標として掲げられている。その概要は第3-26表のとおりである。この中で、移住・定住支援は主として3点目の「和気町への新しい人の流れをつくる」に位置付けられている。具体的に取り組まれている施策としては、情報の発信、移住希望者や移住者に対する支援員の配置、空き家の活用、観光プログラムの開発や外部人材を活用した町の活性化などが挙げられる。

和気町の移住・定住支援は平成27年に設置されたまち経営課⁽¹²⁾が窓口となっており、移住支援施策は第3-27表のようになっている。和気町での先輩移住者の体験談、生活情報や生活イメージなどを提供する移住支援ポータルサイト「ワケスム」なども運営している。移住支援施策の中で特徴的で中心的な役割を發揮しているのが、「移住推進員」や「移住定住アドバイザー」による移住・定住支援で、現在各1名を配置している。このうち移住推進員は役場に常駐し、移住相談等の任に当たっている。他方、移住定住アドバイザーは非常勤で、必要に応じて移住推進員と連携しながら、業務に当たる体制をとっている。両者は県外からの移住者であり、当事者として、移住希望者からの問い合わせや相談、町内案内などに対応するほか、移住・定住に関する情報発信や移住体験バスツアーの企画・運営、お試し住宅の運営などによる移住・定住施策の立案や受入体制整備にも関わっている。さらに、移住者の移住後のケアにも関わり、町内の移住者を集めた交流会の企画・運営や、移住者と地域住民の円滑なコミュニケーションを促すための声かけなどを積極的に行っている。

移住推進員と移住定住アドバイザーの役割分担は明確に定められているわけではないが、自然と棲み分けがされてきた。現在は、移住推進員が新規の移住者獲得や受入れに関する取組を、移住定住アドバイザーが移住後の定住に向けたフォローアップや地域での場づくりに関する取組をそれぞれ中心的に担っている。

第3-26表 和気町の人口減少対策における基本目標と施策概要

基本目標	概要	主な施策
①和気町の優位性を活かしたまちづくりを推進する	本町の優位性を最大限に活かし、移住・定住促進や企業誘致などに繋げていくことで、本町への新しい人の流れをつくる	・英語特区の導入 ・公営塾の運営 ・ふるさと教育の推進 ・新規賃貸住宅の建設支援助成金制度等の推進等
②若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる	結婚・出産・子育てについて切れ目なく支援することで、若い世代の希望をかなえ、出生数の増加を図る	・出会いイベントの活性化 ・不妊治療助成制度・不育治療助成制度の充実 ・子育て環境の充実 ・結婚、子育ての魅力に関する情報発信等
③和気町への新しい人の流れをつくる	若い世代が住む場所を検討する際に重視する教育・保育環境の充実に取り組むとともに、移住促進施策の充実にも積極的に取り組むことで、本町の定住人口の増加を図る	・移住・定住情報の発信 ・移住推進員・定住促進アドバイザーによる移住・定住支援 ・空き家の有効活用 ・新しい観光プログラムの開発 ・地域おこし協力隊員による町の活性化等
④和気町内で安定して暮らせるための雇用を創出する	本町の優位性を活かし、企業誘致に取り組むとともに、地元企業の生産性を向上させる体制を整備することで、町民が安心して働ける安定した雇用の創出に取り組む。また、起業支援・農業支援に取り組むことで、新規の雇用を創出する。	・工業団地の整備 ・高速道路 IC 周辺の農用地区域の指定除外 ・町民の希望を反映した店舗誘致・起業募集 ・町内企業の持続的成長・発展の支援 ・農業支援の充実 ・新規就農の促進 ・ふるさと納税の充実

資料：和気町地方創生課提供資料及び聞き取り調査（2018年2月）より筆者作成。

和気町の総合戦略において新規就農支援は基本目標の4点目「和気町内で安定して暮らせるための雇用を創出する」の施策の一つとして位置付けられている（第3-26表）。具体的な施策としては、第1に、県や農協、農家と連携しながら、就農相談から農業体験研修まで一貫したサポート体制を整えている。新規就農希望者の約半分はブドウなどの果樹を希望している。他方で、残りの半分は作目を決定していないことが多い。第2に、体験研修終了後には、県担当者と連携しながら、就農計画の作成と農業実務研修に入るまでのサポートを行う。第3に、上記のような専門的な農業経営を志す移住者だけでなく、趣味や余暇とし

て農業に携わりたい移住者などに対する、空き家バンク制度を活用した農地付きの住宅のあっせんや、地元農家が運営する農園の貸出しなども行っている。この他に、和気町では、首都圏（岡山県のアンテナショップなど）での町奨励作物の宣伝活動を通じた、新規就農者の呼び込みなども実施している⁽¹³⁾。

第3-27表 和気町の主な移住支援施策（2017年（平成29年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 相談	移住推進員、定住促進アドバイザーによる移住支援	単年度契約の嘱託職員として移住推進員1名（2016年4月～）、定住促進アドバイザー1名（2015年8月～）がそれぞれ移住相談、移住後の定住相談に対応。移住希望者に対して町内案内、空き家バンクの紹介、保育園・小中学校見学、先輩移住者訪問、一緒に地元企業訪問、移住者交流会の開催などを実施	まち経営課
	移住活動用自動車貸出制度	県外から和気町への移住活動を支援するため、無料で自動車を貸出	まち経営課
	移住希望者滞在費補助金	県外在住者で、和気町への移住を目的とする活動のため、町内の宿泊施設を利用する場合、和気町移住推進員等と面談をすることなどを条件に、宿泊料の3分の2以内、1泊当たり1人4,000円を上限に1人10泊を限度に補助	まち経営課
住宅	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチングを行い、当事者間又は不動産業者を通じて賃貸・売買ができる	まち経営課
	お試し住宅	3地区に各1棟。月3万円で最長4か月滞在可能。	まち経営課
	空き家改修補助金	空き家を購入又は賃借し、5年以上定住しようとする者に対し、改修費の2分の1、50万円を上限に改修費を助成	まち経営課
	住宅リフォーム助成事業	居住の用に供する建築物を、町内の施工業者が施行するリフォーム工事において、10万円を限度に助成	建設課
新生活 応援	若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除	子供を扶養しているか、住宅の所有者若しくはその配偶者が40歳未満の場合、新築又は購入した住宅の固定資産税を、120平方メートルを限度として5年間半額助成。	税務課
子育て 支援	幼稚園無料	町内の幼稚園使用料と預かり保育料は無料、保育所保育料を基準額から最大6200円減免	教育総務課

	医療費無料化	高校生までの医療費が無料	住民課
	通学補助金	通学定期券実質購入費用（手当等を除く）の1/2（最大7,500円/月）を補助	まち経営課
	給食の地産地消	保育園、幼稚園、小学校、中学校での給食において、県内トップクラスの地産地消率を達成中	学校教育課
	英語特区	岡山県内で始めて、町内の全ての小・中学校に対し独自カリキュラムを導入できる特例校指定を受け、英語特区を設定。ALTが常駐し英語の授業が豊富。また放課後に無料の英語公営塾、無料のオンライン英会話講座も開設。海外ホームステイ制度、留学生と過ごすイングリッシュキャンプも実施	学校教育課
	放課後学習支援	小・中学校において放課後に、ベネッセのノウハウを取り入れた学習支援員による学習指導を実施	学校教育課
	子ども塾	学校と地域、家庭とを結びながら、地域ぐるみで子供を育てるための活動を実施。具体的には、地域素材を使った野外での学習プログラム、体験学習の企画など	社会教育課
仕事探し・産業支援	経営指導員	新規事業者に対し資金調達、税、経理などの相談に応じる	和気商工会
農業	和気町支柱助成	町内農家の夏秋なす、黄ニラ、リンドウ生産に対する支柱購入助成（上限100万円）	産業振興課
	和気町ハウス助成	町内農家のブドウのハウス資材購入助成（上限100万円）	産業振興課
	和気町新規就農者家賃補助	町内への新規就農者の家賃を、月3万円、12か月を限度に補助	産業振興課
	和気町産地づくり助成金	町内のナス、ネギ生産者に対し2万円/1000平方メートルの単価で助成	産業振興課
	岡山県統合補助金	3戸以上の生産者団体に購入資材費を補助。県から1/3、町から1/3	産業振興課
	岡山県就業奨励金	40歳未満の新規就農者に奨励金5万円を交付	産業振興課

資料：和気町 Web サイト及びヒアリング調査（2018年2月）より筆者作成。

和気町への移住者数及び世帯数の推移は第3-28表のとおりである。同町への移住者数は、近年増加傾向にあり、特に2016年（平成28年）度は前年度の約3倍となっている。2017年度も前年度を上回るペースで移住者数の増加がみられる。

移住者の年代別では20～40歳代が全体の約7割を占めている⁽¹⁴⁾。同様に、移住前の居

住地をみると、関東が最も多く全体の4割近くを占め、次いで関西が3割以上となっている⁽¹⁵⁾。なお、和気町において「移住者」とは、「田舎暮らしなど、自らの意思により和気町を選んで移り住み、定住することを目的として県外から転入した者」と定義している。

移住相談の件数や、下見のために現地へ訪れる人数も増加傾向にある。2015年度には54組であった移住相談件数は、移住推進員を設置した2016年度には210組と大幅に増加している。同様に、町内案内の件数も2016年度の223人（100世帯）から2017年度は12月時点で229人（104世帯）と前年度を上回っている状況である。

同様に、和気町外から新規就農した世帯は、2013年度には4世帯、2014年度と2015年度にはそれぞれ1世帯であった。なおこれらの数値は、町の窓口を介して就農した専門的な農家のみを計上したものである。

和気町では、こうした移住者数の増加などを背景として、2017年には6年ぶりに転入人口が転出人口を上回る転入超過がみられた。他方で、出生数から死亡者数を引いた自然動態では依然として減少が続いている。和気町では、引き続き移住・定住支援策を進めることで、人口の社会増を自然増につなげていきたいと考えている。特にお試し住宅の効果が高く、全3棟はほぼ常に誰かが入居している状況であり、これらのお試し住宅を経験して移住した先輩移住者が、さらに次のお試し住宅経験者にアドバイスをして移住してくるという好循環が続いている。町がお試し住宅として貸出す物件の一つでは、家主が世話好きで地域での顔が広いといった条件も考慮されている。

第3-28表 和気町における移住者数の推移（年度）

	H25	H26	H27	H28	H29 (4～12月)	計
移住者数 (世帯数)	14	16	14	41	37	122
移住者数 (人数)	27	32	28	80	63	230

資料：和気町地方創生課提供資料（2018年2月）より筆者作成。

8) 島根県雲南市

(ア) 地域概況

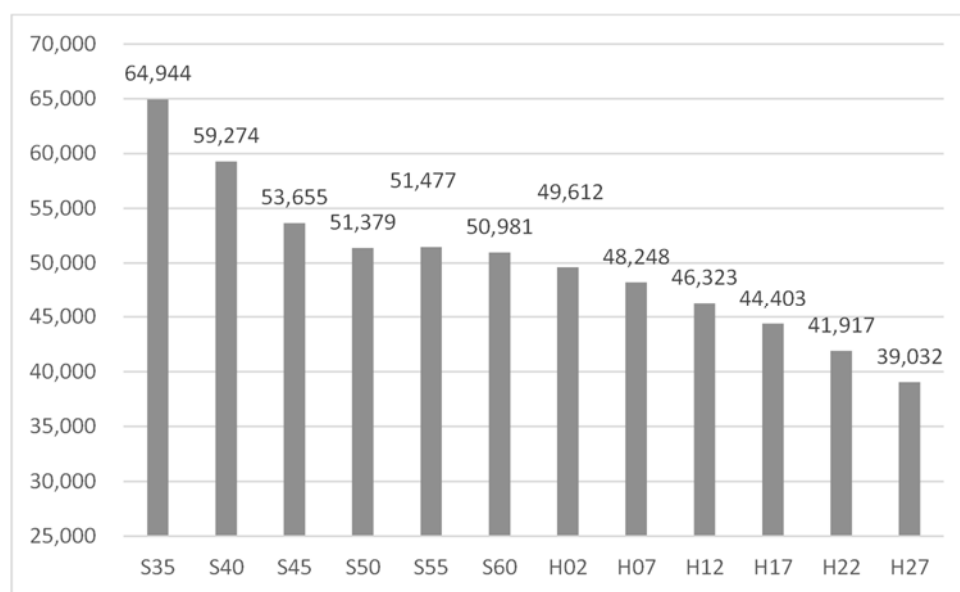
雲南市は島根県東部に位置し、市の南部では中国山地を境に広島県に接している。標高は40m～1,000mで、南部の毛無山（1,062m）から徐々に標高が下がり、北部は出雲平野につながっている。斐伊川本流に支流の三刀屋川が合流するあたりから赤川が合流するあたりまでに平野部が広がり、市の中心部を形成している。

大都市圏からのアクセスは悪いが、飛行機を利用することで短縮され、羽田空港から出雲空港までは1時間25分、伊丹空港からは1時間、福岡空港からは1時間5分となっている。出雲空港から市の中心部までは車で30分ほどである。鉄道の場合は、新大阪から約4時間40分、東京からは7時間以上を要する。車の場合は鉄道以上に時間がかかる。

雲南市の人口は 2015 年現在で 39,032 人、総世帯数は 12,527 戸である。高齢化率は 36.5%で、島根県平均 32.5%、全国平均 26.7%より大幅に高い。島根県の高齢化率 32.5%は、秋田県（33.8%）、高知県（32.8%）に次いで全国で 3 番目に高い。

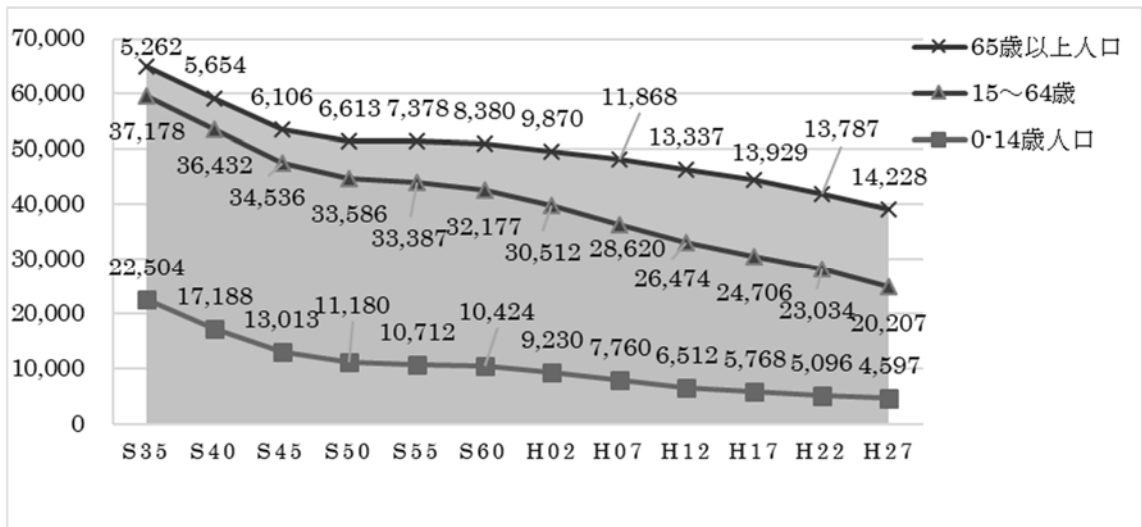
同市の総農家数は 3,894 戸で、このうち販売農家は 2,374 戸（60.9%）となっており、自給的農家は半数以下である（2015 年農業センサス）。農業産出額は約 52 億 7 千万円で、品目別では畜産が 24 億 9 千万円、米が 17 億 2 千万円ありこれらでほとんどを占める。畜産は鶏卵と肉用牛で 65%を占める。

雲南市の総人口は減少を続けており（第 3－36 図）、関東、関西方面等への人口流出が続いている。「年少人口」（15 歳未満の人口）及び「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）が一貫して減少し、老年人口（65 歳以上の人口）が増加を続けている（第 3－37 図）。市の産業は農業と製造業で、製造業では精密部品工場などで多くの雇用者がいる。人口減少率は、総務省の定義する過疎地域平均よりは少ないという傾向が見られている（第 3－38 図）。



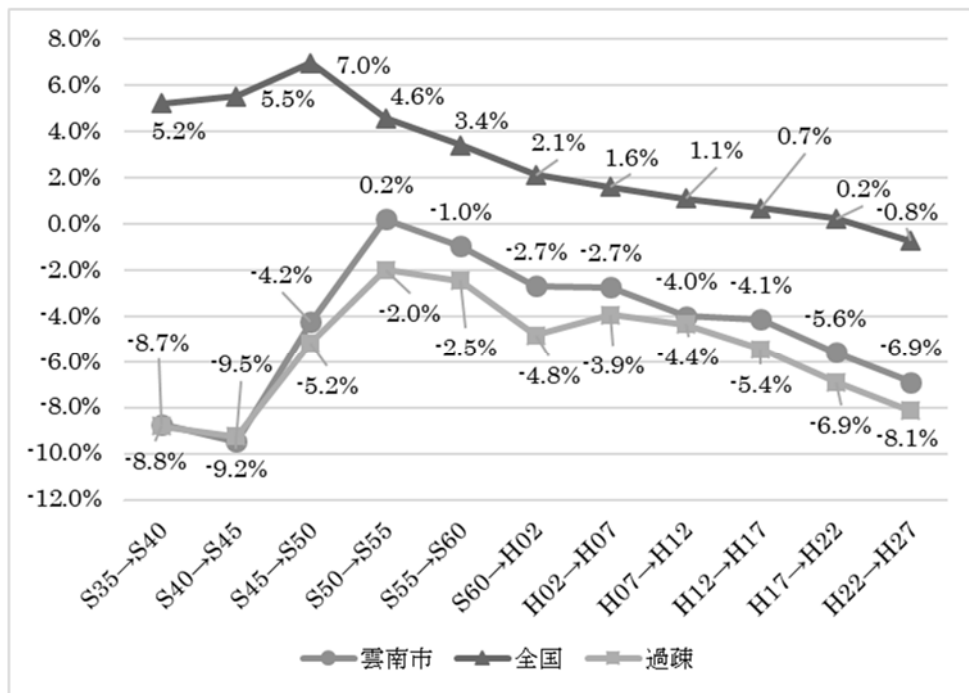
第 3－36 図 雲南市の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-37図 雲南市の人口構成

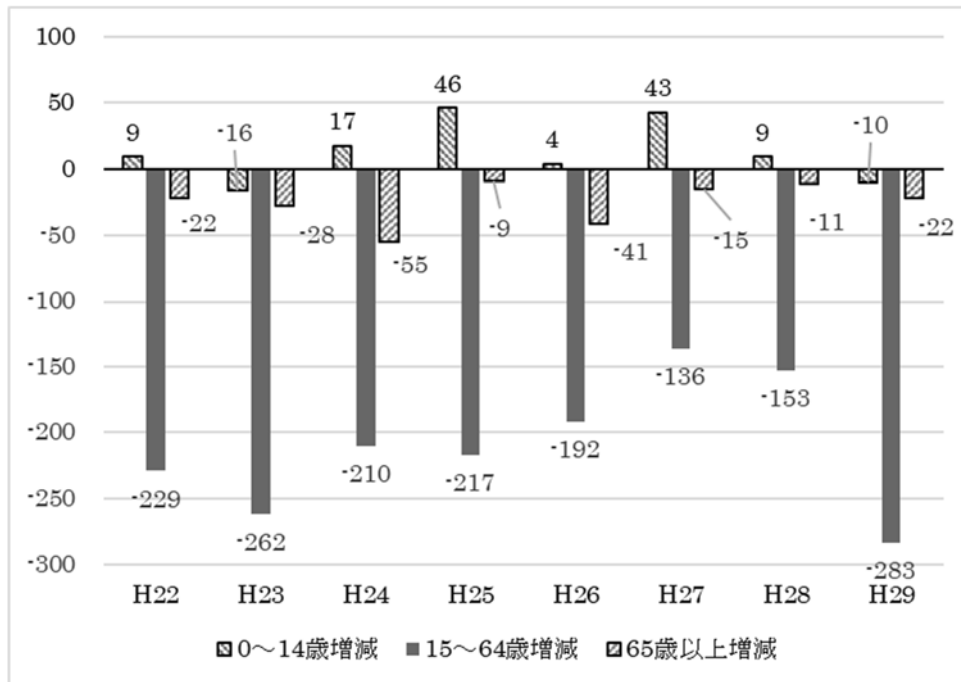
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-38図 雲南市の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した雲南市の社会増減は第3-39図で表せる。また、第3-39図をまとめると第3-29表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより雲南市に移住した者だけでなく、UターンやJターンで雲南市に帰ってきた者も含む。



第3-39図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表より筆者作成。

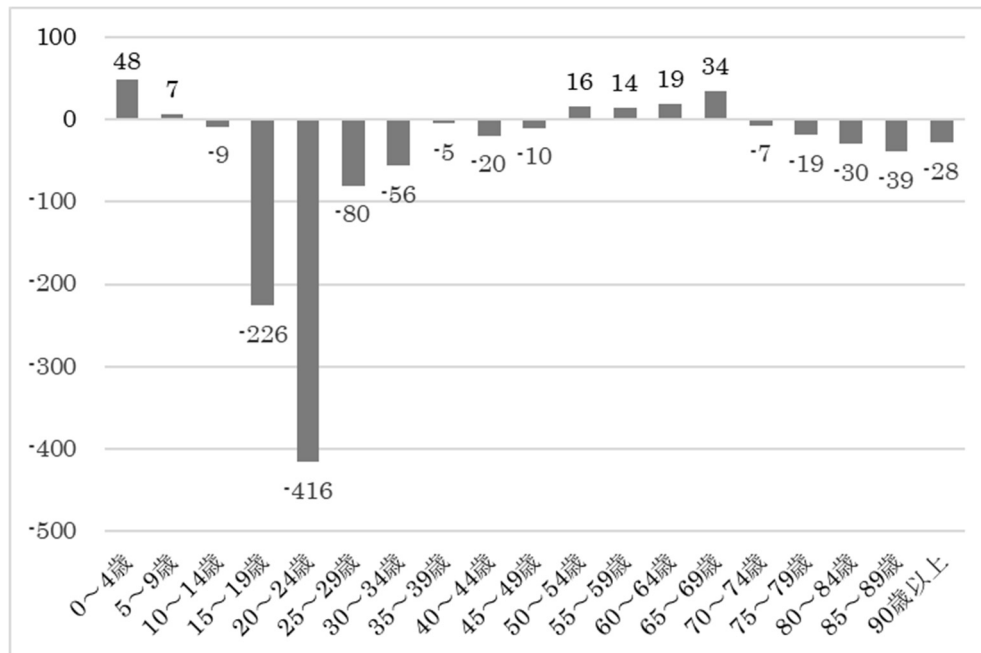
第3-29表を見ると雲南市は生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の社会減が多く，特に老年人口は転入者数に対してはほぼ2倍の転出者数となっている。一方で年少人口（0～14歳）は大幅な転入超過が見られ，親のUJIターンに伴い移住してくる子供が多いと思われる。

第3-29表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	947
	転出者数	845
	増減	102
	増減(%)	(112.1%)
15～64歳	転入者数	4,926
	転出者数	6,608
	増減	-1,682
	増減(%)	(74.5%)
65歳以上	転入者数	289
	転出者数	492
	増減	-203
	増減(%)	(58.7%)
社会増減		-1,783

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表，第15-2表から筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した雲南市の社会増減は第 3 - 40 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより雲南市に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで雲南市に帰ってきた者も含む。



第 3 - 40 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16 - 1 表、16 - 2 表から筆者作成。

雲南市の特徴は 0 ～ 9 歳にかけての人口の社会増である。人口 3 区分では 0 ～ 14 歳までの年少人口の社会増が見られたが、5 歳階級区分では特に 0 ～ 4 歳人口の社会増が多いことがわかる。また 50 ～ 69 歳でも社会増が見られる。0 ～ 4 歳人口の社会増については UJI ターンによる親の移住と、それに伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また 50 ～ 69 歳までの転入超過は、定年間際になり市内に帰郷したり I ターンしたりする移住者の動向を示していると思われる。15 ～ 34 歳までの転出超過は、進学や雇用先の選択肢の少なさなどが原因で関西圏等への人口流出が主な理由である。

（イ）移住支援施策と実施体制

雲南市における移住支援施策は、平成 27 年に組織再編され誕生したうなん暮らし推進課が窓口となり、①移住前相談、②住宅、③新生活応援、④農業、⑤子育て支援、⑥産業支援に大別される。各項目における制度の詳細については以下の第 3 - 30 表のとおりである。雲南市にはお試し住宅は用意されていない。

特徴的なのは、定住企画員、定住推進員、定住協力員の体制である。定住企画員 2 名と定住推進員 3 名は市の嘱託職員で、定住企画員については平成 27 年（2015 年）よりはじま

り、人材を外から呼び込むような企画立案、雲南市の情報発信、定住後の生活サポートを主として活動している。定住推進員は平成 17 年（2005 年）より始まり、移住定住の相談、空き家バンクの運営を主に行っている。それぞれが主となる仕事をしながら、他方で定住企画員は定住推進員の、定住推進員は定住企画員のサポート業務も行っている。5 名の職員は全て男性であったが、平成 28 年度からは定住推進員に女性を 1 名加え、女性からの移住相談をしやすい体制とした。移住相談の過程で移住の最終決断をするのに妻や母親の声が非常に重要であったことがあり、女性の声を取り入れた移住定住支援を心掛けることとしている。

雲南市には 30 の地区と 30 の地域自治組織があり、各組織に 1 名（1 箇所だけ 2 名）2012 年から定住協力員を配置している。定住協力員は、空き家の情報を収集したり、地域での移住者の受入れ機運の醸成をしたりすることを仕事としている。行政だけではなく地域と一緒にあった移住者の獲得、定住を進めていくために、受入地域の住民との協力関係を持ちながら移住を推進している。

第 3－30 表 雲南市の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 相談	定住企画員、定住推進員、 定住協力員	移住イベント企画、情報発信、移住相談、定住サポート、 空き家バンク掘り起しなどの業務を実施	うんなん暮らし 推進課
	うんなん暮らし体験プログラム	随時募集する 1 泊 2 日の雲南市での暮らし体験。体験 内容は、移住相談者の希望によりオーダーメイドとなる	うんなん暮らし 推進課定住企画 員
	UI ターン者交流会	UI ターン者の情報交換、交流の場として、また市の定 住ニーズ把握の場として年 2 回ほど開催	うんなん暮らし 推進課
住宅	空き家バンク	市民への広報や不動産会社との協働で利用可能な空き 家を掘り起こし登録。移住希望者へ情報提供しマッチ ングを行い、当事者間又は不動産業者を通じて賃貸・ 売買ができる	うんなん暮らし 推進課
	空き家片付け事業補助金	空き家所有者、地域自主組織、自治会等に対し、居住 に必要な部分の片付けに要する経費を上限 5 万円で補 助	うんなん暮らし 推進課
	空き家改修事業補助金	UI ターン者に対し、住宅機能向上のために行う改修に 要する経費を上限 50 万円、子育て世帯は上限 100 万 円で補助。ただし、市内に事務所や事業所を有する、 法人や個人事業所を利用すること	うんなん暮らし 推進課
	木造住宅耐震改修助成事 業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された木造住宅に 対する助成。（1）耐震診断費の 9 割（上限 6 万円）	建築住宅課

		を助成（２）改修設計費の 50%を助成（上限 20 万円）（３）耐震改修工事費の 23%を助成（上限 80 万円）	
	子育て世帯定住宅地購入補助金	夫婦いずれか一方の年齢が 40 歳未満又は 16 歳未満の子供がいる世帯に対する補助。住宅を新築又は購入する際、宅地購入価格の 10 分の 1（上限 50 万円）を補助	建築住宅課
	住宅リフォーム支援事業（しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業への上乗せ助成）	バリアフリーリフォーム又は一室耐震リフォーム助成額の 2 分の 1（上限 10 万円）を助成	建築住宅課
	市営住宅転入子育て世帯への家賃減額	15 歳までの同居する子供 1 人につき 5,000 円を家賃から減額。3 人（15,000 円）を上限。	建築住宅課
	雲南市木材利用促進事業費補助金	市産木材を含む県産木材を使って住宅を新築、増改築又は購入する者に対し、市産木材の使用状況に応じて補助。市産木材使用 1 立方メートル当たり 2 万円（上限 30 万円）	林業畜産課
	新築住宅の固定資産税額減額措置	床面積 120 平方メートルまでの部分の固定資産税額を 3 年間 2 分の 1 に減額。Ｕターン者、子育て世帯の場合 5 年間に延長。Ｉターン者で子育て世帯の場合は 7 年間に延長	税務課
	土地分譲	私有地等を分譲住宅地として造成し提供	雲南市土地開発公社
新生活 応援	無料結婚相談所事業	結婚相談所「内縁結びの会」に業務委託をし、毎月第 4 土曜日や第 2・4 木曜日に無料結婚相談を開催	地域振興課
	結婚活動支援団体支援事業	市内の結婚活動支援団体による婚活事業に対し、年額 20 万円を助成	地域振興課
子育て 支援	雲南市子育てポータルサイト「子育て雲南」	ポータルサイト「子育て雲南」を通じて、妊活、子育てスポット、ひとり親家庭支援、子供の病気、障害、小・中学校、各種手当などの情報を入手できる	情報政策課
	しまね子育て応援パスポート「こっころ」	18 歳未満の子供がいる家庭、妊娠中の女性がパスポート「こっころ」をレジで提示することで、様々な割引や特典を受けることができ、協賛企業も増加している	情報政策課
	医療費無料化	中学生までの医療費が無料。20 歳までは入院費が無料	市民生活課
産業支 援	幸雲南塾による起業等支援	NP0 法人 OC に委託し、社会課題を解決できる地域の未来に必要な人と仕事をつくりだすことを主な目的とす	政策推進課

		る幸雲南塾を運営。約半年間、地域で学びと実践の機会を繰り返すことを通して、地域の未来を切り拓いていく人材を育成する。	
	シェアオフィス	街道沿いの古い町屋が並ぶ趣のある地域の空き家に平成 27 年 5 月にシェアオフィスをオープンし、若者などのチャレンジを応援	雲南市ふるさと定住推進協議会
農業	雲南市就農サポート事業	18 歳からおおむね 40 歳までの移住・就農希望者で、研修中及び就農後、地域の行事等に参加できる者への事業。農業研修、就農支援、定住支援をセットで行い、自営就農は 2 年、雇用就農は 1 年間、月 12 万円を支給。子供がいれば月 3 万円追加。農家には指導料として月 3 万円支払い。	農林振興課及び地域振興課
	雲南市空き家付き農地取得制度	雲南市農業委員会が指定した区域内については、空き家と付随する遊休農地 1 アール以上をセットとして購入可能。農地取得の特例制度を利用するもの。	うなん暮らし推進課
	就農希望者のワンストップ窓口	雲南市農業委員会、雲南市農林振興課、島根県農業普及部、JA しまね雲南地区本部などに分散する各種情報を、就農希望者に代わって担い手育成支援室が窓口となりワンストップ対応	担い手育成支援室

資料：雲南市 Web サイト及びヒアリング調査（2016 年 12 月）から筆者作成。

移住ポータルサイト「ほっこり雲南」では、移住者の声や空き家情報、仕事情報などへのリンクを掲載している。主に動画や写真を載せて、移住希望者が雲南市での生活のイメージを醸成できるようにしている。

雲南市では子育て支援のためのポータルサイト「子育て雲南」を運営しており、「知りたいこと」「子供の年齢」「地区」といった検索条件で様々な情報を検索でき、妊活、子育てスポット、ひとり親家庭支援、子供の病気、障害、小・中学校、各種手当てなどのカテゴリごとに情報がまとめられ、入手することができる。

第 3-31 表は、雲南市における移住者数の推移である。移住相談件数は年々増加しているが、移住者数実績に結びつかないのが近年の悩みであった。そこで平成 27 年度から定住企画員、定住推進員を各 1 名増員し 3 名体制から 5 名体制にしたところ、平成 27 年度の移住世帯数、移住人数、そして移住相談件数も大幅に増加した。移住相談から移住が決まるまでは、時には 1 年～2 年かかることもあるが、様々な悩み事を抱えている移住相談者に、増員体制できめ細かに対応できるようになったことが移住者の増加に結びついたと考えている。

第 3－31 表 雲南市における移住者数の推移（年度）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
移住者数 （世帯数）	21	24	31	19	24	26	30	34	30	36	53	328
移住者数 （人数）	47	59	75	50	68	70	83	90	76	87	112	817
移住者数 （18歳以 下人数）	8	10	23	18	20	18	22	30	22	26	28	225
相談件数	100	127	132	104	154	110	168	186	185	212	282	1,760

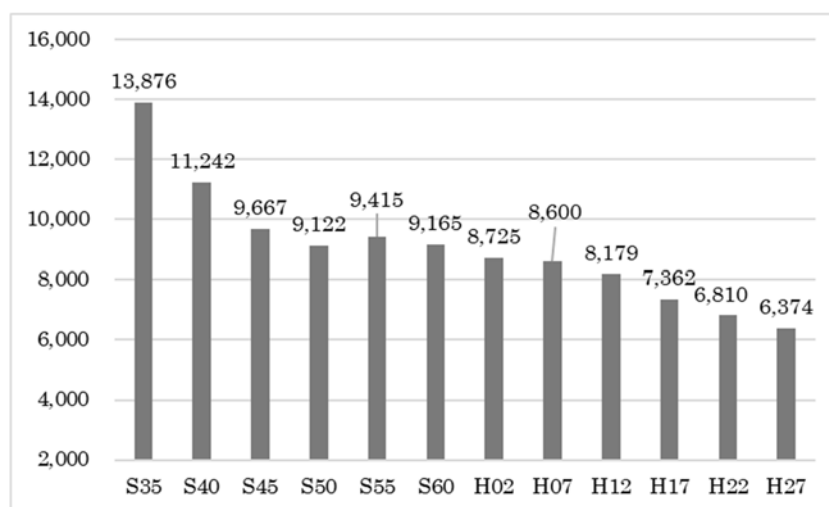
資料：雲南市ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

9）島根県吉賀町

（ア）地域概況

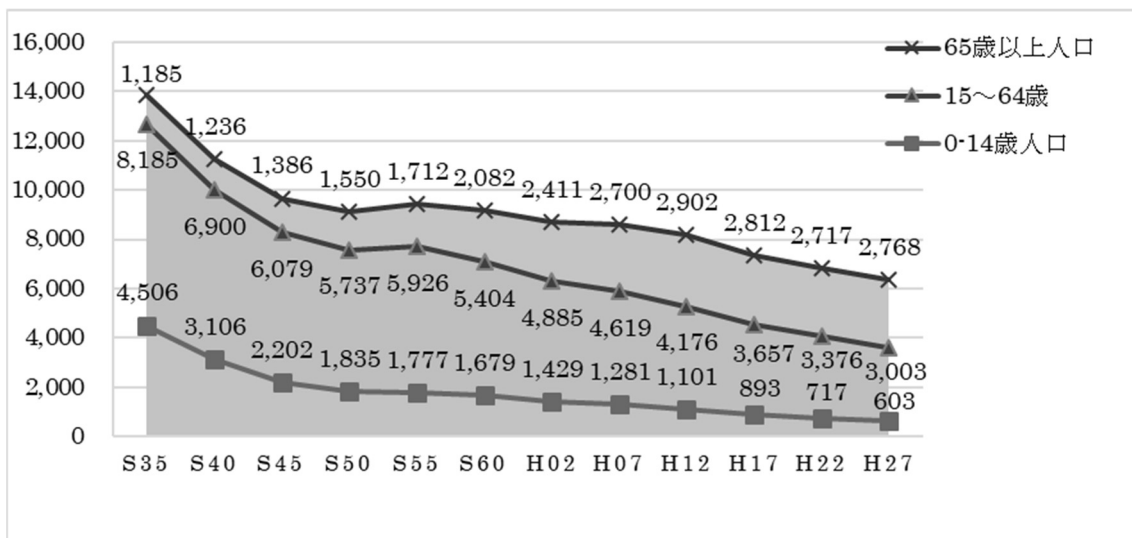
島根県西南部，山口県境に位置する吉賀町は，総面積の 9 割が山林で占められている山間の町である。2005 年に六日市町と柿木村の合併により誕生した。人口は 6,434 人，世帯数は 3,173 世帯（2016 年 7 月），高齢化率は 43.4%（2015 年）で，島根県平均 32.5%，全国平均 26.7%より大幅に高く，人口減少と高齢化が進んでいる（第 3－41 図）。「年少人口」（15 歳未満の人口），「生産年齢人口」（15 歳以上 65 歳未満の人口）に加え，老年人口（65 歳以上）も近年減少傾向が見られ，人口減少が深刻な状況である（第 3－42 図）。近年の人口減少率は，総務省の定義する過疎地域平均とほぼ同じ値の周辺で動いている（第 3－43 図）。

こうした現状において，同町では定住人口の獲得を目指し，県内でもいち早く，子育て支援や教育改革，林業振興などに力を入れてきた。また，旧柿木村では，30 年以上前から有機野菜の少量多品目栽培が行われてきた。2008 年には農林水産省による有機農業推進事業のモデルタウンに中国地方で唯一指定され，有機農業を志す移住者が多く見られる。



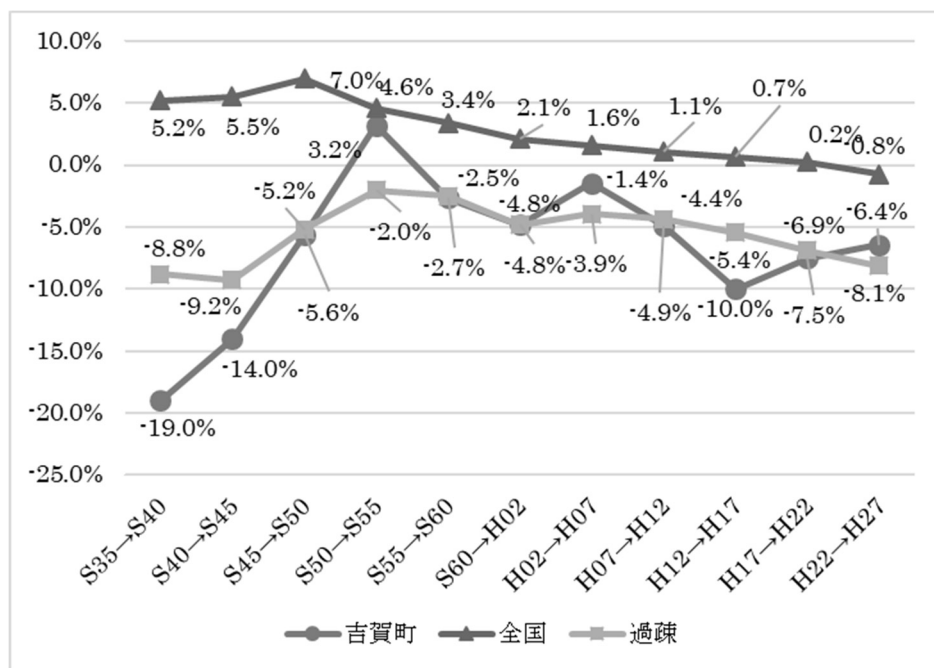
第 3－41 図 吉賀町の人口

資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-42図 吉賀町の人口構成

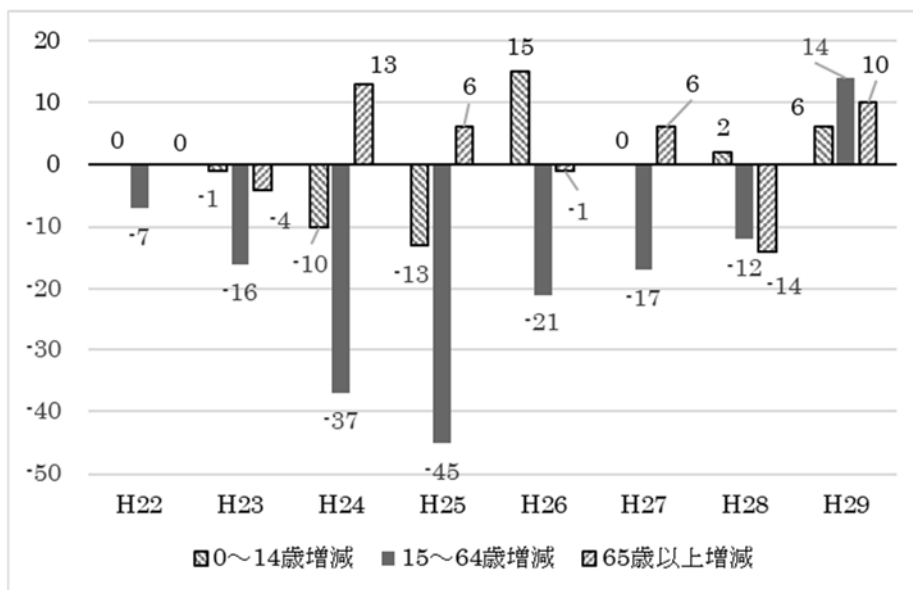
資料：各年国勢調査より筆者作成。



第3-43図 吉賀町の人口減少率

資料：各年国勢調査より筆者作成。

データの存在する平成22年からの、年齢を3区分した吉賀町の社会増減は第3-44図で表せる。また、第3-42図をまとめると第3-32表のようになる。この社会増減の転入者はIターンにより吉賀町に移住した者だけでなく、UターンやJターンで吉賀町に帰ってきた者も含む。



第3-44図 平成22年～平成29年までの各年の人口の社会増減（3区分）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

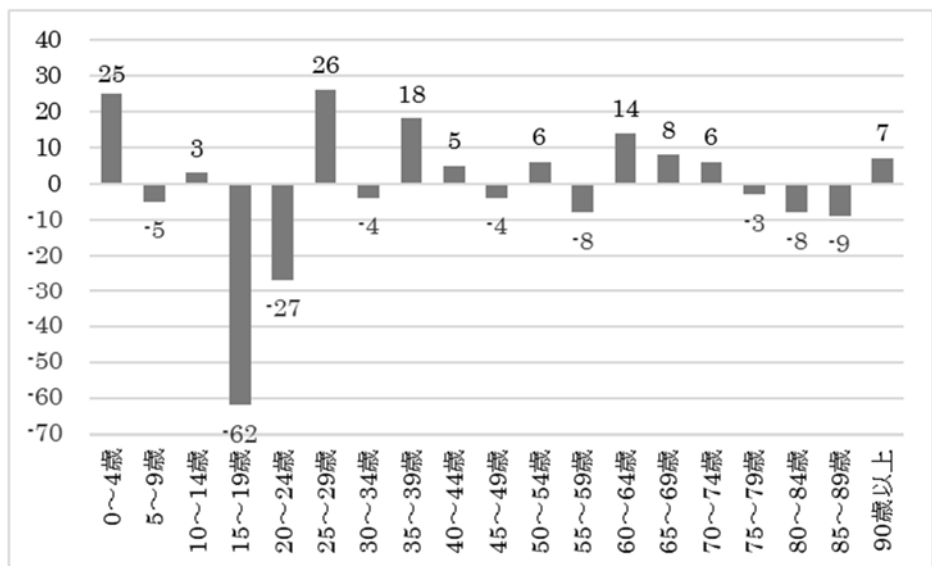
吉賀町は人口3区分の中で生産年齢人口（15～64歳）のみが減少しており、年少人口（0～14歳）は社会増減がほぼゼロ、また老年人口（65歳以上）は社会増となっている。人口減少が急速に進み、非常に人口の少ない町であるが、町内には製造業の雇用先が多く、そのことが比較的生産年齢人口の減少数を小さくしていると考えられる。人口減少の多くが自然減であることがわかる。

第3-32表 平成22年～平成29年までの人口の社会増減集計（3区分）

人口3区分		計
0～14歳	転入者数	192
	転出者数	193
	増減	-1
	増減(%)	(99.5%)
15～64歳	転入者数	1,388
	転出者数	1,529
	増減	-141
	増減(%)	(90.8%)
65歳以上	転入者数	175
	転出者数	159
	増減	16
	増減(%)	(110.1%)
社会増減		-126

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第15-1表、第15-2表より筆者作成。

データの存在する平成 26 年からの、年齢を 5 歳階級区分した吉賀町の社会増減は第 3 - 45 図で表せる。この社会増減の転入者は I ターンにより吉賀町に移住した者だけでなく、U ターンや J ターンで吉賀町に帰ってきた者も含む。



第 3 - 45 図 平成 26 年～平成 29 年までの人口の社会増減集計（5 歳階級）

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）第 16 - 1 表、16 - 2 表から筆者作成。

吉賀町の特徴は 0～4 歳にかけての人口の社会増である。人口 3 区分では 0～14 歳までの年少人口の社会増減はほぼプラスマイナスゼロであったが、5 歳階級区分では特に 0～4 歳人口の社会増が多いことがわかる。また 25 歳以降でも多くの階級で社会増が見られる。0～4 歳人口の社会増については UJI ターンによる親の移住と、それに伴って市内に転入した子供が多いためと思われる。また 25 歳以降、比較的高齢になるまで人口の社会増が続く、吉賀町が移住者にとって理想的な場所であることを示している可能性がある。15～24 歳までの転出超過は、就職や進学による人口流出と考えられる。

（イ）移住支援施策と実施体制

吉賀町における移住支援施策は、①移住前の視察、②住宅、③子育て支援、④産業支援に大別される⁽¹⁶⁾。各項目における制度の詳細については以下の第 3 - 33 表のとおりである。

第 3 - 33 表 吉賀町の主な移住支援施策（2017 年（平成 29 年）度末時点）

項目	制度名	内容	担当部署
移住前 視察	吉賀町移住希望者視察来 町支援補助金	県外に住所を有するものが本町への移住を希望し、視 察来町する際の旅費の一部を助成 交付対象者：小学生以上の者（1 回限り）	企画課

	温泉無料入浴券の発行	移住相談などでの来町者に町をより知ってもらうことを目的に配布（対象施設：3軒）	企画課
住宅	お試し住宅	吉賀町へのIターン希望者で、定住の意思がある者に1年以内で暮らしてもらう住宅（整備状況：9棟）	企画課
	空き家バンク	空き家バンク利用登録者を対象に、提供者とのマッチングを行い、賃貸・売買ができる制度	企画課
子育て支援	UIターン子育て支援事業補助金	中学生以下の子供がいるUIターン世帯に補助金を交付（転入後に子供が出生した世帯を含む、公務員世帯を除く）※Uターン：5年以上町外で生活した者	企画課
	子供医療費全額助成	高校卒業までの子供にかかる医療費の全額助成	保健福祉課
	保育料完全無料	保育料無料に加え、月12回までの一時保育も無料。また各保育所にて健康状態の観察、自由遊び・昼寝、1年に2回の健康診断を実施。	保健福祉課
	給食費完全無料	小・中学校の給食が無料。食材は地産地消、無農薬・無化学肥料で栽培されたものを基本とする	教育委員会
	放課後児童クラブ利用料無料	保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象に各地域で開設	保健福祉課
	通学費助成制度	民間バスを利用して通学する小学生、中学生の保護者に利用料金を助成	教育委員会
仕事探し・産業支援	UIターンしまね産業体験事業	県外在住者が一定期間、農林漁業、伝統工芸、介護などの産業体験を行う場合に滞在に要する経費の一部を助成	しまね定住財団、産業課・企画課
	吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金	町内で創業する者に対し、創業（二次創業）に要する経費の一部を助成	産業課
	吉賀町産業活性化支援事業補助金	個人や町内事業者が行う地域資源を活かした商品開発や販路拡大にかかる経費を補助	産業課
	吉賀町地域商業等支援事業補助金	町内において小売店舗などを開業する際の改修費などを補助	産業課・商工会
	吉賀町住宅改修促進事業補助金	吉賀町建築推進協議会会員を利用して住宅改修を行う町民に対して費用を補助	産業課

資料：吉賀町 Web サイト及び企画課ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

吉賀町において移住支援施策を管轄しているのは企画課で、課長以下7名の職員のうち3名が移住・定住グループに配置されている。この他に、非常勤の嘱託職員として「よしか暮らし相談員」（以下、相談員）と「よしか移集支援員」（以下、支援員）がそれぞれ2名ずつ配置されている⁽¹⁷⁾。このうちよしか暮らし相談員は、2010年に、総合的な移住情報の提

供や、移住後のフォローアップなどを通して、移住希望者を支援することを目的として新設された。同相談員は、外に向けた情報発信を主たる業務としている。具体的には、町の移住交流サイトや Facebook の更新作業、町外での移住相談会での対応などが中心業務となる。現在は東京から町内へ U ターンした 30 代の女性が任に当たっている。移住ポータルサイトは「吉賀でくらす」となっており、移住希望者に生活環境や子育てなどの情報を提供している。

他方で支援員は、移住希望者に対して住宅の供給が追いついていない現状から、空き家の掘り起こしなどに取り組んでいる。その際、家財の処分や住居の修繕に対する町の補助金などが活用されている。なお、窓口への来訪者に対する相談には、相談員と支援員の双方が当たっている。2016 年度に新たに設けられたよしか移集支援員には、町内在住の 30 代と 50 代の男性が選ばれている。いずれも町外での生活経験がある U ターン者である。同支援員が新たに配置された目的には、これまで移住してきた者への移住後の支援体制の強化がある。よしか暮らし相談員は主に地域外に向け、情報を発信し、移住者を呼び込むことに力を入れているが、移住者が増加するにつれ、地域住民との軋轢やトラブルが発生し、定住に支障が出てくる事例が少なからずみられた。そこで、移住者と既存の地域住民双方が歩み寄るための調整ができる人材を新たに配置することが求められた。加えて同支援員の配置は、高齢化や人口減少が進む集落の支援を目的としたものでもある。町では、移住者を受け入れる体制を集落側に作ることで、集落の維持や活性化を図ろうと考えている。

吉賀町では 2006 年度から移住相談件数及び移住者数を把握し始めた。相談件数は、2006 年度の 14 件から 2015 年度の 148 件まで年々増加している。このうち直接窓口で対応した件数についても、2011 年度の 23 件から 2015 年度の 43 件に倍増した。同様に移住者数は、2006 年度の 4 世帯 12 人から、徐々に増加し、2015 年度には 17 世帯 25 人になっている。10 年間で、のべ 82 世帯、162 人の移住がみられる（第 3－34 表）。

第 3－34 表 吉賀町移住者数

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
移住者	移住者数 (世帯数)	4	5	2	8	6	12	8	8	12	17	82
	移住者数 (人数)	12	13	6	18	13	29	9	16	21	25	162
H27 末で移 住継続	移住者数 (世帯数)	2	3	2	5	3	8	7	5	12	17	64
	移住者数 (人数)	4	8	6	12	8	19	8	12	21	25	123

資料：吉賀町ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

このように、移住相談件数や移住者数は増加傾向にあったが、2016 年（平成 28 年）度は 12 月の時点で、前年に比べ、両者ともに減少傾向にある。移住相談件数及び移住者数のピークは、2011 年度の 12 世帯 29 人であった。こうした傾向について町担当者は、第 1 に、

積極的に移住を考え行動する層の移住は落ち着きつつあること、第2に、東京オリンピック関連の求人が都市部で増加していることとも関連するのではないか、第3に、移住に関する情報が増える中で、窓口を通さずに自分で情報を得て、直接移住する人が増加しているのではないかと考えている。

吉賀町ではまた、上記移住者のうち2015年度末現在も移住を継続している人数（及び世帯数）を把握しており、のべ64世帯、123人が該当する（定着率は、世帯数で78.0%、移住者数で75.9%）。

現在、吉賀町内にお試し住宅が9棟整備されている（うち1棟は2016年9月建設）。利用実績の推移をみると、2007年度から2015年度までの9年間で、のべ39世帯、80人の利用がみられる。このうち16世帯、32人が、お試し住宅利用後に町内へ移住している。

上述したように、吉賀町、特に柿木地区には就農を希望する移住者が多く存在する。就農希望者のうち専門的な農業経営を志向する移住者は一握りで、田舎に移住し、安全・安心な食べ物を自分で作りながら生活したいといった自給的な農業を希望する者が多い。そのため、自家菜園付きの住宅に対する需要が大きく、そのような空き家が不足している。こうした現状に対応するために、上述したように、町では支援員を配置し、空き家の掘り起こしを行っている。その結果、空き家バンクの登録件数が徐々に増加している。

3. 移住支援施策のまとめ

現地調査を行った9市町の移住支援施策の有無をカテゴリーごとに整理すると第3-35表のようになる。UJIターン施策を持つ723市町村を調べた住田ら（2001）の研究では、「住宅」「就業」「交流」「奨励金」の四つの分野の中で、「奨励金」関連の施策を持っている自治体が最も多く、複数の分野で施策を同時に実施している自治体が多いが、四つ全ての分野にわたる施策を展開しているのは1割に満たなかったとし、UJIターン希望者のニーズに応える施策展開を行っている自治体の少なさを指摘している。この章で紹介した9市町は、住宅や就業、移住奨励金といった分野で移住支援施策を持ち、交流活動についても和気町や雲南市では移住者の定住支援の一環として実施されていた。9市町の属する5県は移住希望先として有楽町のNPO法人ふるさと回帰支援センターで人気上位に常にランキングされるような県であるが、同じ県内でも各市町村により移住者数について濃淡があった。中でも移住担当者が、市町窓口等を利用して移住する者が増加傾向であると答えた市町では、ほぼ全てのカテゴリーの移住施策を整えていた。特に岡山県の高梁市及び和気町は農業支援の手厚さが際立っており、移住者に占める就農者の割合が多いことがヒアリング調査で確認できた。これらの市町では、岡山県からの就農奨励金と合わせて市町独自の就農奨励金や家賃補助等を行うとともに、岡山県の整備した栽培マニュアルに沿って営農することでサラリーマンと同程度の収入が得られている現状を就農希望者に示すことで、安心して移住就農できる態勢が整えられていた。また就農移住者に対しては、地域自治組織が営農から農地確保まで世話をする農家を決めて受け入れている場合も見られた。一方で減少傾向

だと答えた飯田市及び吉賀町では、移住支援施策のないカテゴリーが見られ、このことが移住者数の増減に結びついていることも考えられた。しかし飯田市は、子育て支援や農業支援の手厚さが際立っており、中山間地への移住者向け住宅整備も進めている。移住前視察に当たってお試し住宅や専門職員による現地案内などは存在しなかったが、若い世帯が就農で移住した場合には支援が非常に整っている。同じく移住支援施策のないカテゴリーを持つ茅野市の場合、近年まで人口が増加していた数少ない地方都市であり、移住支援施策をそろえる切迫性が他の市町と異なることが考えられる。移住者が横ばい又は減少となった大町市は農業支援に関して長野県新規就農里親制度による支援のみで、他の多くの市町と異なり独自の支援はなかった。

第3-35表 9市町の移住支援

	担当者感覚 による移住 者増減傾向	移住前 視察	住宅	新生活応 援	子育て 支援	仕事探し・ 産業支援	農業
北杜市 (山梨県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
茅野市 (長野県)	増加傾向	○	○	-	○	○	○
大町市 (長野県)	横ばいまた は減少	○	○	○	○	○	○
飯田市 (長野県)	減少	-	○	○	○	○	○
白川町 (岐阜県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
高梁市 (岡山県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
和気町 (岡山県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
雲南市 (島根県)	増加傾向	○	○	○	○	○	○
吉賀町 (島根県)	減少	○	○	-	○	○	-

注. ○はその項目の施策が存在することを、-は存在しないことを指す。

資料：筆者作成。

(1) 移住者数に寄与する可能性がある移住支援施策

高梁市や雲南市で、特定の年度から突然移住者が増加していることについては、移住コンシェルジュ、定住企画員や定住推進員といった、移住者への長時間の対応が可能な専門員を配置した時期と一致している。これらの自治体ではそもそも移住者が増加している傾向が見られていたが、移住専門の職員を置くことで更に移住者が増えた印象を受ける。移住希望者にあれこれと世話を焼いて案内することに対して批判的な意見もあるが、見知らぬ土地にやってきて、公的な移住専門員がオーダーメイドで自身の気にかかる点について答えて

くれることは、何よりも安心材料ではないだろうか。町を案内し、生活環境、自然環境、家探しやお試し住宅見学、先輩移住者や地元住民との顔合わせ、保育園や小中学校の見学、仕事探しの企業訪問などを手伝ってくれることで、移住希望者が具体的にその地に移住をする決心を固めるのが容易になることは、想像に難くない。しかし一方で、同じように移住相談員を置いている吉賀町については移住者が増加していない。九つの自治体の概要をまとめたのが以下の第3-36表である。

第3-36表 9自治体の移住実績と移住支援施策（2017年度末時点）

	移住者数 (2016- 2017)	専門部 署開設	農業 支援	空き家 バンク	お試し住宅	移住支援組織	相談員等の人的支 援	特に定住 相談員	特徴
北杜市 (山梨県)	増加傾向	2015年	○	2015	1部屋	なし	2016から3名(北杜市移住定住相談員、定員は10名)	なし	別荘1万戸/3万戸。『田舎暮らしの本』2018年住みたい田舎第1位。社会増+100人/年
茅野市 (長野県)	増加傾向	2015年	○	2014	1戸	(官民)諏訪圏移住相談センター	2016から広域(諏訪圏移住相談センター)で1名(専門相談員)	なし	宅地建物取引業協会による移住者物件見学ツアー
大町市 (長野県)	横ばい又は減少	2012年	○	2013	2戸	なし	なし	2012から7名(定住促進アドバイザー)	新築定住促進住宅を移住後に定住した場合に払下
飯田市 (長野県)	減少	2006年	○	2016	なし(1年契約のクラインガルテンのみ)	(民)地区Cまちづくり委員会	なし	なし	子ども農業体験の大規模受入れ
白川町 (岐阜県)	増加傾向	2015年	○	2015	2戸	(官)白川町移住・交流サポートセンター、(民)NPO法人O、(民)MTマト部会	白川町移住交流サポートセンター(2015)で地域おこし協力隊1名	なし	有機農業の里として知られる
高梁市 (岡山県)	増加傾向	2007年	○	2007	5戸	(民)地区H定住推進協議会、(民)地区Uまちづくり推進委員会、(民)地区U移住支援グループ、(民)一般社団法人H	移住コンシェルジュ1名(2015年9月～)	なし	ピオーネ産地、吹屋の街並み
和気町 (岡山県)	増加傾向	2015年	○	2010	3戸	(民)シェアハウスY	移住推進員1名(2016.4～)	定住促進アドバイザー1名(2015.8～)	交通の便が良く、平成28年度は社会増達成
雲南市 (島根県)	増加傾向	2015年	○	2012	市有定住促進住宅等多数	(民)NPO法人OC、(民)地区K振興会	定住支援スタッフ5名、定住協力員30名(2011)	なし	市が社会起業塾「幸雲南塾」を毎年開講し人材育成
吉賀町 (島根県)	減少	企画課内	なし	2006	9部屋	なし	よしか暮らし相談員2名(2010～常勤)	よしか移集定住支援員1名(2016、非常勤)	有機農業の里として知られる

注。灰色のセルは市町窓口を通じて把握している移住者が増加していないことを示す

資料：筆者作成。

移住相談員に加えて、自治体の中には移住支援組織を持つ場合がある。各自治体の移住支援組織については、多くは民間での取組であり次章で説明するが、移住希望者に対して、地域に住む多くの住民が世話をする組織として、移住者数に影響を与えている可能性がある。中京より東側の 24 都道府県を調べた牧山ら（2014）の研究では、1,068 の市町村のうち、なんらかの移住支援組織を設けているのは 25 自治体に過ぎなかった。移住支援組織はまだ多くの自治体ではなじみの薄いものであるが、調査をした 9 自治体の半数以上では住民が運営する移住支援組織が存在しており、各自治体で移住者に移住を決めた理由を聞くと、移住支援組織の人たちとの出会いと支援の重要性を挙げる者もいた。

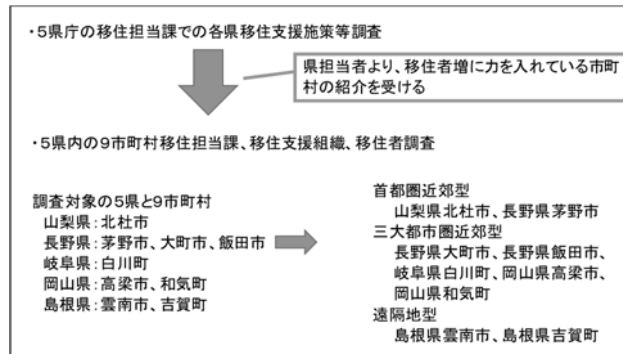
4. 農村移住支援における移住支援組織の役割

移住者を受け入れるに当たって、住居と仕事が重要であるという指摘は多く、空き家・町営住宅の整備や林業振興により I・U ターン者増加や転出抑制が果たされた例（垂水ら、2000）などが報告されている。しかし中島（2014）は、定住促進住宅を建設した自治体を事例に挙げ、産業振興や住宅建設のみで住民は定住を決断することはないと述べている。そして、雇用の確保は困難な課題であるが、それに加えて、定住者に対する住民の受入環境の整備の必要性を挙げている。定住者に対する住民の受入環境の整備は、行政の移住担当窓口が存在するだけでは整わない。調査を行った自治体では、移住希望者に向けて様々な移住支援施策を整えていたが、同時に、受入住民に対しても空き家バンクの整備費助成金等を備えており、加えて、受け入れる住民側が独自に、組織的に移住支援を行っている例が見られた。そこでこの章では、調査を行った市町に存在した移住支援組織を取り上げ、その活動内容から四つに分類し、移住支援組織が果たしてきた役割を明らかにする。

また調査した市町は都市部からのアクセス条件が異なるため、第 3-37 表のように電車・車での移動時間を元に 3 分類した上で、移住支援組織の役割を述べた。分類は、首都圏近郊、首都圏を除く三大都市圏近郊、それ以外の遠隔地で考え、首都圏であれば都庁又は東京駅から電車又は車で 3 時間程度の移動が可能であれば範囲内とした。同様に中京圏であれば愛知県庁又は名古屋駅、近畿圏であれば大阪府庁又は新大阪駅とした。具体的な計算は第 3-39 表のとおりである。3 時間とした理由は、移住者へのヒアリングでは三大都市圏に住む親や息子、親類や知人が日帰りで訪ねて来たり、自分から三大都市圏へ訪ねたりできるような距離に移住を希望する者が多く、では日帰りとは移動時間が何時間までという公的な定義はないが、移住者へのヒアリングから得た情報から整理したものである。

なお首都圏とは 1956 年（昭和 31 年）に制定された「首都圏整備法」において東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県と定められている。また中京圏とは愛知県、岐阜県、三重県の 3 県を指し（東海 3 県とも呼ばれる）、近畿圏とは大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県を指す。

第 3-37 表 自治体の 3 分類



資料：筆者作成。

第 3-38 表 3 分類のための計算

		(Ⅰ)首都圏近郊		(Ⅱ)三大都市圏近郊					(Ⅲ)遠隔地	
		山梨県	長野県	長野県	長野県	岐阜県	岡山県	岡山県	島根県	
		北杜市	茅野市	大町市	飯田市	白川町	和気町	高梁市	雲南市	吉賀町
東京からの距離	直線km	115	142	189	170	227	512	561	616	722
	車km	142	185	251	265	341	627	694	789	887
	車時間	1:45	2:19	3:18	3:13	4:18	7:20	8:10	9:18	10:09
	電車km	147	195	271	286	446	704	783	959	—
	電車時間	2:31	2:27	4:37	5:01	3:39	4:15	4:25	8:13	—
名古屋からの距離	直線km	153	145	170	91	51	254	303	364	463
	車km	236	198	244	119	63	302	370	464	563
	車時間	2:45	2:25	3:11	1:34	1:24	3:40	4:29	5:37	6:29
	電車km	250	202	223	202	83	338	417	593	—
	電車時間	3:08	2:34	3:15	3:32	1:14	2:42	2:29	6:29	—
大阪からの距離	直線km	290	280	292	229	181	125	174	248	330
	車km	401	363	409	284	238	154	221	315	414
	車時間	4:39	4:19	5:05	3:27	3:06	1:59	2:48	3:56	4:47
	電車km	437	388	410	388	270	152	230	406	—
	電車時間	4:35	3:41	4:19	5:59	2:27	1:42	1:37	5:32	—

資料：筆者作成。

注（１）直線距離は Google Map で計測，車は午前 9 時発で Navitime で計測，電車は同 9 時発で yahoo 路線検索で計測し，小数点以下を四捨五入。Navitime のオプションは，渋滞を考慮せず，有料道路，スマート IC 利用を可，車運転中の休憩時間は考慮しない設定とした。Yahoo 路線検索は新幹線利用を可とし，最も早い到着時間のものを選んだ。

（２）大町市については，東京からの距離も名古屋からの距離も 3 時間を僅かに超えるため，（Ⅱ）の三大都市圏近郊の他の市町とは若干位置付けが異なるが，（Ⅲ）の遠隔地の市町では三大都市圏からの距離が 4 ～ 10 時間とかなり距離があることから，（Ⅱ）に分類した。

（３）青セルは 3 時間程度以内で各市町からアクセス可能な最も近い三大都市圏との時間と距離を示している。

（１）首都圏近郊の移住支援組織

１）諏訪圏移住相談センター

茅野市への移住希望者が相談に訪れる諏訪圏移住相談センターは、諏訪圏への移住を考える移住希望者の様々な問い合わせや相談に対応するワンストップ相談窓口である。諏訪圏内 6 市町村において、移住希望者が関心のある仕事や住居、医療・教育・福祉などの暮らしに関する情報を紹介している。

諏訪圏とは長野県中部に広がる標高 750m～900m の諏訪盆地とその周辺一帯を指し、東部には八ヶ岳とそのなだらかな山麓が広がり、セイコーエプソンを中心とした精密機械工業、車山高原、白樺高原、蓼科高原、美ヶ原高原などのスキー場やリゾート、温泉施設が存在する。

移住希望者が移住先を探す際には、諏訪圏にある特定の市町村を目指して移住先を探すというよりも、諏訪圏の 6 市町村全体を一つの地域と考えながら自分の希望にそった場所を探す傾向があるため、6 市町村が協働で資金分担し、諏訪圏移住相談センターを維持している。移住相談センターの設置・運営には、長野県宅地建物取引業協会諏訪支部が中心的な役割を果たしており、諏訪支部の事務所の一角を無償で提供し、移住コーディネーターが常駐し、諏訪支部の持つ不動産物件を紹介することができる。不動産売買において不動産業者は、物件価格に対して売主、買主の双方から 3 % の計 6 % の仲介手数料が得られるが、物件価格が高い契約が一定の規模で存在しないと民間業者の関与するメリットは少ない。茅野市に限れば、年に 10 件ほどの不動産取得・建設に関わる移住助成制度の利用実績があり、一定程度の手数料収入はあると思われるが、一方で長野県宅地建物取引業協会諏訪支部では空き家見学ツアーの企画・開催などの役割も担っている。ヒアリング調査では、事業としてではなく地域貢献のためという言葉が聞かれた。

諏訪圏移住相談センターの移住支援の取組等は第 3－39 表のとおりである。

第 3－39 表 諏訪圏移住相談センターの活動等

名称	諏訪圏移住相談センター
設立年	2016 年（平成 28 年）6 月 1 日
活動範囲	諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）
拠点施設	諏訪不動産会館
構成集落・団体・会員数等	諏訪圏移住交流推進事業連絡会：諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）、長野県諏訪地方事務所、諏訪地域の商工会議所・商工会、（一社）長野県宅地建物取引業協会諏訪支部ほか
移住相談対応者	自身も I ターンを経験した移住コーディネーター 1 名
活動内容	仕事、住まい、生活情報などを移住コーディネーターや 6 市町村移住担当窓口、宅建業協会などのネットワークを駆使して提供
経済基盤	諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）が人口に

	応じて人件費を負担。事務所は（一社）長野県宅地建物取引業協会諏訪支部より無償で間借り
県・市町村との関係	諏訪盆地は6市町村に分かれているが、移住者は6市町村を一つの地域として移住先を探しており、諏訪地域6市町村が費用負担し、移住・定住相談窓口としてワンストップで、きめ細かく仕事や住まい等の相談に応じる
移住・定住効果	設立後間もないが、宅建協会の物件を活用し住居を紹介したり、現移住コーディネーターの前職（地域大手精密機器メーカー人事担当）の人脈を活用し就職の世話をしたりということで、3組ほど移住に結び付いた
調査日	2017年（平成29年）2月

資料：ヒアリング調査（2017年2月）より筆者作成。

（２）三大都市圏近郊の移住支援組織

１）白川町移住・交流サポートセンター

白川町移住・交流サポートセンターは、移住希望者に対して、空き家、仕事やお試し住宅の紹介などを行うために白川町役場内に設置された組織である。2019年4月には「一般社団法人 移住交流サポートセンター」として法人化し、移住相談セミナー、移住体験イベント、移住者交流会の開催などをフレキシブルに実施できる体制とした。

空き家探しに関しては、集落支援員として雇用している宅建取引資格を持つ役場職員 OB の者が対応し、移住希望者の疑問や悩みに答えたり、空き家の掘り起こしを行ったりしている。この集落支援員は、白川町移住・交流サポートセンターが設立される前年より空き家バンクの掘り起こしをはじめ、自身のこれまでの経験を活かし、白川町移住・交流サポートセンター及び空き家バンクが設立された 2015 年（平成 27 年）4 月時点で既に約 120 件という大量の空き家を把握しており、移住希望者へ積極的に紹介した結果、平成 27 年～平成 28 年にわたり 20 件を超す移住に繋げている。

白川町への移住者の特徴としては、後述する NPO 法人 O や、夏秋トマト部会の生産者による古くからの受入実績によるものがある。これらの民間の移住支援組織の活動の流れを後追いする形で、町役場内に移住・交流サポートセンターが設立された。白川町移住・交流サポートセンターの移住支援の取組等は第 3－40 表のとおりである。

第 3－40 表 白川町移住・交流サポートセンターの活動等

名称	白川町移住・交流サポートセンター
設立年	2015 年（平成 27 年）4 月 1 日
活動範囲	白川町内
拠点施設	白川町役場内の白川町移住・交流サポートセンターフロア
構成集落・団体・会員数等	町役場職員、集落支援員（町役場 OB）1 名、地域おこし協力隊 2 名

移住相談対応者	町職員 1 名，嘱託職員（集落支援員） 1 名，地域おこし協力隊 2 名
活動内容	移住支援（移住相談，空き家バンク掘り起こし，移住希望者への町内案内等），移住につながる交流活動実施（イベント企画，ツーリズム）
経済基盤	町予算
県・市町村との関係	町役場内の 1 組織
移住・定住効果	2015 年のセンター発足前から空き家バンクを掘り起こし，発足時に 120 物件を用意したところ，すぐに住める物件には移住者が入居。統計を取り始めた平成 27 年に 7 名，平成 28 年に 17 名，平成 29 年 12 月現在で 11 名の移住者を把握している。ただし，当センターだけでなく，NPO 法人 O や M トマト部会を頼って来た人が含まれている。
調査日	2017 年（平成 29 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

2) NPO 法人 O

NPO 法人 O は，1998 年（平成 10 年）に町内の 10 名で任意団体として発足した組織で，2011 年（平成 23 年）3 月に NPO 法人化を行い，2017 年（平成 29 年）現在約 40 名が会員として在籍している。代表者の S 氏は有機水田と慣行のトマト栽培を行っており，若い頃より白川町で農業に従事してきた。2004 年（平成 16 年）から NPO 法人民間稲作研究所のテキストを参考に有機農業を実践し始めたが，当初はなかなかうまくいかず，農林水産省の有機農業モデルタウン事業の補助金などを利用し，横山一康氏，中島紀一氏，宇根豊氏，橋本力男氏など，さまざまな有機農家を講師として招き教えを請い，有機農産物の生産安定に努めてきた。

2010 年（平成 22 年）からは，岐阜県の有機農業新規就農支援事業で研修生を受け入れ始め，そのころに名古屋市内で開催している有機農産物のファーマーズマーケットで，有機農産物の消費者団体と出会った。のちに同団体の代表者は白川町に移住し，共に活動を行っている。

NPO 法人 O は毎週土曜日に名古屋市内で開催されるファーマーズマーケットに出店しており，現在 12 名の生産者が参画している。このマーケットを通じて有機農業で就農を希望する移住者が白川町に移住することが多く，白川町で研修後に，同町内で就農し定住している。NPO 法人の 40 名のメンバーの半数以上が移住者で，法人化後だけでも 18 農家延べ 50 名が移住し，法人化以前を含む 10 年間でさかのぼると，25 農家 62 名が移住し，50 名ほどが現在も町内に定住している。

NPO 法人 O は，新規就農希望者の受入れに際して，研修終了後の農地，住居，農産物の販路の確保もセットで事業として行っているため，研修後の定着率が極めて高い。有機農家の経営には主に以下の 3 タイプがあり，（1）野菜セットを作りネット受注などをし宅配，

(2) 半農半Xで、野菜は近くの道の駅などで販売、(3) 複合経営を行い、農家レストラン、猟師、木こり、原木椎茸栽培、エゴマ栽培と搾油製品化、野菜苗・堆肥販売などの多角経営に分けられる。有機農業専業の(1)の場合、作ったものを市場に出荷するだけという人はおらず、各農園が消費者に近い販路を持っている。

NPO 法人 O の移住支援の取組等は第 3-41 表のとおりである。

第 3-41 表 NPO 法人 O の活動等

名称	NPO 法人 O
設立年	2011 年（平成 23 年）
活動範囲	白川町、東白川村、名古屋市等
拠点施設	代表者の自宅
構成集落・団体・会員数等	白川町内の有機農園、郷蔵米生産組合、ベーカリー、トラスト団体
移住相談対応者	理事 3 名、事務局、会員
活動内容	・生産技術面及び経営面での技術向上のための会員向け事業 ・体験交流施設を利用し、消費者と農業体験で交流 ・新規就農者の参入促進と町内定住を支援する事業（家や農地の情報を共有したり、県の「あすなろ農業塾」の受講生（新規就農者）を受け入れたりしている） ・有機農産物の販売促進事業（名古屋市内で毎週土曜日にファーマーズマーケットを開催）
経済基盤	体験交流施設の利用料収入。この施設は平成 21 年に農林水産省の有機農業モデルタウン事業に選ばれた際に建てたもので、NPO が所有する施設
県・市町村との関係	有機農業での就農を希望する移住希望者を、白川町に移住支援施策や白川町移住・交流サポートセンターができる以前から受け入れており、県の「あすなろ農業塾」制度ができてからは、研修受入農家として登録し、就農希望者を受け入れている
移住・定住効果	2011 年の NPO 法人化から 2017 年までの 7 年で 18 名（家族を入れると 50 名）の移住者を受け入れてきた。ほとんどが 30 代の世帯。8 名は国の準備型の青年就農交付金を、9 名は開始型の青年就農交付金を受給
調査日	2017 年（平成 29 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

3) M トマト部会

M トマト部会は、メンバー農家 32 戸のうち 14 戸が 40 代以下の新規就農者で占められている任意組織で、白川町と東白川村の農家で構成されている。地域の農家が減少し高齢化が進んでいく現状について町役場から説明があったことに危機感を持ったことをきっかけに、2000 年（平成 12 年）より新規就農希望者の研修を受け入れるようになった。

トマトはJAめぐみを通じて出荷しており、部会のメンバーは年に何度か会合で一堂に集まる機会がある。県のあすなろ農業塾の受入農家として8戸が登録しているが、農家の研修受入実績のほとんどはT氏によるものである。T氏は、受け入れた研修生を自身の家の離れに住ませ、共同生活をしながら1年間みっちり農業を教える。その間、食事の世話もしているため、独身男性の研修者に喜ばれている。T氏のトマトの栽培・出荷実績も申し分なく、研修を受け入れる前にT氏の年間のスケジュールと労働時間、手取りの収入などを研修希望者に開示しており、都会でサラリーマンであった移住希望者がサラリーマンの平均年収以上を稼ぎつつ、冬にはかなり自由な時間も作れるという目途がつく。T氏の下で研修を終えた研修農家は、研修を終えてもT氏を含む地域の部会メンバーに栽培、施設整備、経営等に関する様々な相談ができ、次第に家族で十分な生活ができる収入が得られるようになる。

特にMトマト部会として移住受入担当係などは作っていないが、就農希望者の研修を受け入れられる農家は、岐阜県あすなろ農業塾の研修受入農家として登録している。

Mトマト部会の移住支援の取組等は第3-42表のとおりである。

第3-42表 Mトマト部会の活動等

名称	JAめぐみのMトマト部会
設立年	1980年代後半（昭和60年代）
活動範囲	白川町及び東白川村
拠点施設	なし
構成集落・団体・会員数等	白川町と東白川村のトマト農家32戸。そのうち14戸は町外からの新規就農者
移住相談対応者	代表、会計等様々な役職があるが特に移住者担当はいない。
活動内容	新規就農希望者を研修生として積極的に受け入れ、研修終了後の農地や住居も探す。 県のあすなろ農業塾の研修受入農家として8名が登録し、特にT氏は研修者を家の離れに住ませ、共同生活をしながら1年間みっちり農業を教え、食事の面倒も見る。
経済基盤	なし
県・市町村との関係	移住して就農を希望する者を白川町に移住支援施策ができる以前からボランティアとして受け入れており、岐阜県や白川町へ就農を希望する移住希望者が来た場合に、行政担当者が研修先として紹介し、受け入れてきた。岐阜県のあすなろ農業塾制度ができてからは、研修受入農家として登録し謝金をもらうようになった。また、就農フェアにスピーカーとして呼ばれて白川町での新規就農について話することもある。 県のあすなろ農業塾の受入農家8名は、夏秋トマト5名、有機農業1名（野菜・水稻・エゴマ）、採卵鶏1名、水稻、露地野菜、大豆・小豆、原木椎茸1名。
移住・定住効果	2000年に受入れを始めてから受け入れた14名全員が地域で就農し、現在も営農している。トマトについては、30代夫妻で複数の子供がおり、妻は子育てで労働力として

	ほとんど計算できない場合のモデルでも、サラリーマンの平均年収以上の収入を確保できる指導をしている。
調査日	2017 年（平成 29 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 12 月）より筆者作成。

4）地区 H 定住推進協議会

地区 H 定住推進協議会は自治組織の一つとして高梁市備中地域まちづくり協議会から事業委託を受け、地域の振興に関わる移住者の受入れを主な取組として行っている。地区 H は市内でも標高の高い場所にあり、中心部で 480m ほどの標高がある。地域に保育園や小学校がないため、保育園は隣の市へ、小学校は山を下りた同町内の他地区へスクールバスで通っている。地区 H には、同定住推進協議会に加えコミュニティ協議会があり、この協議会では地域住民のための様々な活動を話し合い、実施することとしている。

地区 H は市内中心部から遠く、山間部であることから過疎化が問題となっているが、一方で標高が高く寒暖差が大きいことからトマトやピオーネの栽培条件が良く、農産物の評価が高い。地区 H 定住推進協議会では、農業・農村に興味を持っている都市住民等を対象に、地域の特産品であるトマト・ピオーネを栽培し地区 H に定住しようとする新規就農希望者に研修先、農地や住居等の紹介・あっせんなどを行うことで産地を維持し、定住を促し、地域活性化を図ることを目的としている。

新規就農者の移住相談は多いが、マンツーマンで 2 年間研修することから、受入態勢としては最大でも毎年トマトとぶどうで各 1 組が精一杯であり、近年は複数の希望者があるがその中から地区 H 定住推進協議会で受入れをする者を選んでいる。岡山県では新規就農者用にトマトとブドウの栽培マニュアルが整備され、このマニュアルの内容に従えば、ある程度の収量と収入が見込めるほど良く作りこまれているため、新規就農希望者は研修前から就農後の生活の見通しを立てることが可能となっている。

地区 H 定住推進協議会の移住支援の取組等は第 3－43 表のとおりである。

第 3－43 表 地区 H 定住推進協議会の活動等

名称	地区 H 定住推進協議会
設立年	2008 年（平成 20 年）4 月
活動範囲	高梁市地区 H
拠点施設	公民館
構成集落・団体・会員数等	トマト・ピオーネ生産組合役員、農業委員、コミュニティ会長、認定農業者、女性農業者、JA びほく、高梁農業普及指導センター、高梁市等。地区内では 25 名の会員がおり、移住者を含む 30 代が最も多い。会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、監事 2 名を置く。
移住相談対応者	特に担当は決まっていない。研修受入農家を決めて対応

活動内容	農業・農村に興味を持っている都市住民等を対象に、地域の特産品であるトマト又はピーナーを栽培し地区 H に定住しようとする新規就農希望者に研修先、農地や住居等の紹介・あっせんなどを行うことで産地を維持し、定住を促し、地域活性化を図る
経済基盤	高梁市備中地域まちづくり協議会からの活動費、地区内研修宿泊施設使用料の収入（年間を通じて、新規就農研修者及び農業体験事業の体験者より宿泊料を徴収） 支出は研修宿泊施設管理費、研修受入農家謝礼、会議雑費等
県・市町村との関係	高梁市備中地域まちづくり協議会を通じて市より補助金を受給
移住・定住効果	毎年1～2組をトマトとぶどうの研修で受け入れており、2年の研修後には7割が就農し定住している。これまで7組が定住し、3組が帰った。帰った理由としては、奥さんも農業をやるのが大変というものでこれが主な理由であった
調査日	2017年（平成29年）10月

資料：ヒアリング調査（2017年10月）より筆者作成。

5）地区Uまちづくり推進委員会

地区Uまちづくり推進委員会は高梁市にある地域自治組織の一つで、総務部、地域振興部、福祉部、文化部の4部があり、地域振興部では地域の交流会や移住支援を、福祉部では交通安全、生活改善などの活動や高齢者が集えるカフェの運営を、文化部では地区の運動会、講演会やふれあいのつどいなどを実施する。

各部の委員は30ある各地区から選ばれる。委員の選び方は各地区で様々で、持ち回りにしているところもあれば、立候補制の所もある。高齢者が多く30地区全てから委員を出してもらうことが難しいので、30地区から合計15人になるようにしており、既に移住者が委員となっている地区もある。四つの部で合わせて年間30回ほどの会合がある。

地区Uは市中心部から遠く、山間部であることから過疎化が問題となっているが、地区H同様、ぶどうの栽培条件が良くぶどう生産者が多い。2008年（平成20年）よりぶどうの新規就農者の受入れを地区で始めたが、途中、新規就農希望の移住者に紹介できる空き家がなく受入れを中断した期間が数年間あった。その後掘り起こしをして、すぐに入居できる空き家を確保してから再開したが、空き家の管理は大変なので、2軒程度の空き家の管理で精一杯である。移住希望者を誰でも受け入れるわけではなく、小学校が廃校されていることもあり、地域の将来も考え子供がいる人を受け入ることを優先している。

岡山県では新規就農者用にブドウの栽培マニュアルが整備され、このマニュアルの内容に従えば、ある程度の収量と収入が見込めるほど良く作りこまれているため、新規就農希望者は研修前から就農後の生活の見通しを立てることが可能となっている。地区Uまちづくり推進委員会の移住支援の取組等は第3-44表のとおりである。

第3-44表 地区Uまちづくり推進委員会の活動等

名称	地区Uまちづくり推進委員会
設立年	1992年（平成4年）
活動範囲	高梁市地区U
拠点施設	地域市民センター
構成集落・団体・会員数等	各地域の地域住民から選ばれた委員約30名、JA等各種団体代表者32名、郵便局、警察、学校等各種機関代表者4名など計71名
移住相談対応者	主に地域振興部のメンバー
活動内容	地域振興部では中学生の農業体験受入れ等都市農村交流や就農希望の移住者受入れを、福祉部では高齢者の集うカフェ等、文化部では地区の運動会やふれあいのつどいなどを実施。移住者を受け入れる際には簡単な面談を実施し、研修先の農家を決める。
経済基盤	高梁市より地区Uまちづくり推進委員会に対して補助金を受給 他に、地域内にある農村公園（農村体験学習施設）と宿泊施設（一泊二食で6500円～）の指定管理を受託している
県・市町村との関係	高梁市に移住を希望する就農希望者を市役所より紹介されることがあり、地区Uまちづくり推進委員会の委員長や地域振興部のメンバーで受入れの可否を判断する。 市より指定管理者として、地域内にある農村公園（農村体験学習施設）と宿泊施設を任されているが、人の手配のみで、会計事務は市役所が代行している。
移住・定住効果	2004年と2007年に最初の移住者がやってきて地域との良好な関係を築き、移住者に対する地域住民の受入態勢が醸成され、2008年からは、ぶどう農家を希望する新規就農者の受入れを始めた。途中、受け入れられる空き家がなくて受入れを中止した年もあったが、それ以外は毎年移住者を受け入れている。
調査日	2017年（平成29年）10月

資料：ヒアリング調査（2017年10月）より筆者作成。

6）地区U移住支援グループ

地区U移住支援グループは、地区Uに移住する者のための様々な生活支援を実施するために作られたボランティア組織である。地区Uには、移住者の受入支援を行っている地区Uまちづくり推進委員会の地域振興部が存在するが、同委員会の委員は、30地区の代表者で構成され、任期も存在する。地区によっては高齢者が多く委員のなり手を探すのも困難な状況で、忙しいがとりあえず委員に入ってもらっているような状況もある。そこで直接移住者の世話をすることができる人たちが、2012年に「地区U移住支援グループ」を作って、移住者の受入れに必要な様々な作業を行っている。

メンバーはさまざまな職業で構成され、左官業や土建業に関わる者も含まれる。メンバーの空いている時間を利用して、地域の空き家調査、移住希望者の案内、移住が決まれば移住

者の引っ越す空き家の清掃や、市道から空き家へ続く道路の舗装、空き家の外構修理など、必要に応じてあらゆる作業をボランティアで行い、実費を移住者からもらう形をとっている。材料費のみをもらい、人件費はもらわない。ただし、地域コミュニティでの活動予定がなく、別荘的に暮らそうとする移住者に対しては、支援活動は実施しない。

地区 U 移住支援グループができたきっかけは、東日本震災時に避難者と餅つき交流会をした際に地区 U に移住したいという者が 1 名おり、そこから移住支援グループが始まった。就農に条件を絞らずに受け入れてきたが、結果的にぶどうの新規就農者がほとんどとなっている。地域としてもぶどうの産地としてもっと生産を増やしたいという思いがあり、技術を持った生産者が新規就農者に指導しており、家族で生活できる収入を確保している状況もわかるため、次第に就農希望者が増えていった。

空き家情報バンクに登録しているオーナーの中には、移住希望者が直接空き家オーナーにコンタクトをとった場合でも、空き家を貸す条件として、地区 U 移住支援グループとの面談で地域に溶け込んでコミュニティを支えられる人物であるのか判断してもらうこととしている。

地区 U 移住支援グループの移住支援の取組等は第 3－45 表のとおりである。

第 3－45 表 地区 U 移住支援グループの活動等

名称	地区 U 移住支援グループ
設立年	2012 年（平成 24 年）
活動範囲	高梁市地区 U
拠点施設	なし
構成集落・団体・会員数等	約 20 名。市の職員、土木業関係者、自営業者、新規就農者、元教師などの地域住民。UI ターンメンバー 3 名を含む。
移住相談対応者	会長、副会長や手の空いているメンバー
活動内容	地域の空き家調査、移住希望者の案内、移住が決まれば移住者の引っ越す空き家の清掃や空き家へ続く道路整備など、あらゆる作業を行う。手弁当の活動で、費用は移住者から材料費のみをもらい、人件費はもらわない。 ただし、地域コミュニティでの活動予定がなく、別荘的に暮らそうとする者に対するお世話はせず、移住者としても見なしていない。
経済基盤	会費無し、助成金等ももらっていない。
県・市町村との関係	移住者を受け入れるためのボランティア組織で、行政の移住支援施策では賄えない部分のお世話をしている。
移住・定住効果	これまで 30～40 代の 10 人が就農し、他に 50 代が 1 名就農。30 代の 2 名は冬の農作業をしない期間に、東南アジアに出かけて将来の農産物輸出販路を開拓している。ほとんどの移住者はぶどうの就農だが、コーヒー焙煎業で 1 名。みな定住している。
調査日	2017 年（平成 29 年）10 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

7) 一般社団法人 H

一般社団法人 H は、移住希望者の移住相談、現地案内、移住支援イベントの開催などを高梁市から請け負う一般社団法人で、同市内での地域おこし協力隊の任期を終えた隊員が、任期終了後すぐに高梁市の移住コンシェルジュとして嘱託職員となった後に、移住コンシェルジュ業務を請け負う会社を起業し、業務を請け負っている。元隊員は、協力隊員を終えた後に地域の農産物で起業し順調に事業規模を伸ばしており、そちらの事業を展開しつつも移住支援業務も請け負っており、社団法人を設立する際には、大学生時代の後輩を勧誘し、メンバーとして迎え入れた。後輩も農業・農村地域での起業に関心があり、養蜂やハチの駆除などの事業を行う会社を起業しつつ、一般社団法人 H に所属し、たかはし移住コンシェルジュの業務も行っている。

一般社団法人 H の移住支援の取組等は第 3－46 表のとおりである。

第 3－46 表 一般社団法人 H の活動等

名称	一般社団法人 H
設立年	2016 年（平成 28 年）12 月
活動範囲	高梁市内
拠点施設	同市内の事務所
構成集落・団体・会員数等	2 名。代表は元地域おこし協力隊員で、任期終了後の平成 27(2015)年より始まった高梁市移住コンシェルジュとなる。一般社団法人 H を 2016 年に立ち上げ、市より移住支援事業の受託を開始。もう 1 名のメンバーもたかはし移住コンシェルジュ。二人とも別に起業をしている事業を持つ
移住相談対応者	代表とスタッフ 1 名の計 2 名。
活動内容	月に 1～5 件程度の移住希望者現地案内、空き家情報バンク物件情報収集・登録、移住希望者に各種移住支援制度や高梁市での暮らし情報の提供、地域関係者への移住希望者の紹介、各種移住イベントの開催
経済基盤	高梁市からの業務委託料
県・市町村との関係	高梁市より移住希望者支援事業を受託し、移住希望者の現地案内や首都圏等での移住支援イベントを開催
移住・定住効果	設立間もないため移住者獲得効果はまだ見られないが、代表者は地域おこし協力隊員として I ターンしており、協力隊任期終了後に食品加工業で起業・定住し、事業の合間に一般社団法人 H の業務を行っている。
調査日	2017 年（平成 29 年）10 月

資料：ヒアリング調査（2017 年 10 月）より筆者作成。

8) シェアハウス Y

シェアハウス Y は、岡山県和気町にあるシェアハウスで、2011 年当時の設立目的は、東

日本大震災による放射能汚染を恐れる母が子供を連れて避難できる場所として機能することであった。東日本大震災の被災者を県内に受け入れるボランティアグループ OI（2015 年（平成 27 年）に一般社団法人化）が震災を受けて立ち上がり、移住者受入先を探しているところに、シェアハウス Y を活用することができるのではないかと、ボランティアグループ OI にコンタクトをとった。シェアハウスはもともと、DV 被害等から避難し、自立を目指す女性を支援するための家であった。

シェアハウス内にはお風呂や台所、4 部屋の個室があり、避難してきた母子が一軒家で共同生活を送ることができる。当初、シェアハウスに宿泊する母の 1 人が、同様の悩みを持つ首都圏に住む母親グループと連携し、岡山県の農産物を箱詰めして首都圏に送るという行動を続け、そこからさらなるシェアハウス利用者が生まれた。また利用者の中から和気町への移住者が生まれると、移住することが選択肢として認識され、さらなる移住者が次々に現れた。これまでの利用者は 179 組で、ほとんどは関東地方からの母子が、主に子供の放射能デトックス（保養滞在）の目的で年に何度も訪れる。そのまま和気町に移住する人もいるが、なんらかの事情で移住できない場合には、年に何度もシェアハウスを利用する。2014 年には子供の放射線被害を警告し、首都圏から岡山県への移住を勧めてきた東京都の医師が岡山市へ移住し、同医師を頼って、和気町のシェアハウスに泊まり、医師の経営する病院で血液検査等をしてもらうという人が多くなった。

シェアハウス Y に住むメリットとして利用者が挙げるのは、自分だけではないということである。放射能が怖くて仕方がないのだが、自分が普段生活している環境でそういうことを話すとおかしい人と思われてしまうが、シェアハウス Y 内では同じ考えを共有して話せるということである。

頻繁に満室になり、空室であっても何らかの事情を持つ母子で突然空室が埋まることも多かったが、和気町が 2016 年にお試し住宅を設置したため、移住希望者はそちらを活用するようになり、シェアハウスの利用者は減少傾向にある。しかしチェルノブイリ原発事故の被災者は 30 年以上たった現在も放射能デトックス（保養滞在）を続けていることから、存在意義はあると考えている。

シェアハウス Y の移住支援の取組等は第 3-47 表のとおりである。

第 3-47 表 シェアハウス Y の活動等

名称	シェアハウス Y
設立年	2011 年（平成 23 年）7 月
活動範囲	和気町
拠点施設	和気町内のシェアハウス
構成集落・団体・会員数等	日本キリスト教団 Y 教会及び被災者受入支援ボランティアグループ OI（2015 年に一般社団法人化）
移住相談対応者	牧師。シェアハウスに管理人や常駐スタッフはおらず、キリスト教団 Y 教会が向かい

	にあり、教会長の牧師が対応
活動内容	東日本大震災により避難してきた母子を受け入れるために開設。震災による放射能が怖くても周囲に話せず、孤立している母たちが安心して同じ心配を共有できる場所として提供。キリスト教団のネットワークなどを通じて母子が避難し、震災後の混乱が落ち着いてきてからは、和気町の環境を聞きつけた母子移住希望者も多く滞在。シェアハウスを出て和気町内に移住する者が現れ、そのような移住者によりシェアハウスの利用者が更に移住するという流れができています。クリスチャンへの改宗や献金などは求めない。
経済基盤	シェアハウス利用者からの利用料（月 28,000 円～）と日本キリスト教団関係者等からの寄付。
県・市町村との関係	町にお試し住宅などの移住支援施策ができる以前から、県や市の窓口の紹介などを通じて移住希望者を受け入れており、仕事や住居の世話をしてきた。特に県や市との明文化された関係はない。
移住・定住効果	これまでリピーターも含め 179 組の利用者があった。リピーターは子供のデトックス（毒抜き）として学校の長期休みに来る母子など。避難目的で来た母子の中から移住者が始まる、そこから移住目的の避難者も増えてきた。2016 年に和気町にお試し住宅ができたので、今ではそちらを最初から利用する人が増えて、和気町への移住者増は、シェアハウス Y からと言っていい。和気町が移住者統計を取り始めたのは 2015 年からで、その年は 28 名（14 世帯）、2016 年は 80 人（41 世帯）、2017 年は 63 人（37 世帯）の移住者であった。
調査日	2018 年（平成 30 年）2 月

資料：ヒアリング調査（2018 年 2 月）より筆者作成。

（３）遠隔地の移住支援組織

１）NPO 法人 OC

NPO 法人 OC は、雲南市が 2011 年（平成 23 年）から開催する社会課題を解決する人材育成プログラム「幸雲南塾」の卒業生たちにより、2014 年（平成 26 年）に設立された。幸雲南塾ではこれまで 120 名以上の卒業生を輩出しており、卒業生には雲南市に実家があったり、幼少期に過ごしたりしたことがある者が多いが、移住者の受講生もいる。自身の「雲南市に〇〇があったらいいな・欲しいな」という思いや「〇〇をやってみたいな」という思いを、幸雲南塾の講師や同期生との議論や人脈を経て実現する背中を押してもらい、塾で得られた知識・人脈や市役所の制度などの様々なサポートも受けられ、幸雲南塾の受講をきっかけに市内にない業態の店舗をオープンしたり、新しいサービスを作ったりといった起業・雇用の創出・社会課題の解決をすることが目標となっている。幸雲南塾からは、地域の憩いの場となるカフェ開設、高齢者への宅配・健康管理サービスや訪問看護サービスの実現、コンフェクショナリーの開業、陶芸家などのアトリエ訪問ツアーの定期開催、シェアオフィス

の開設、移住希望者も泊まれる古民家農泊施設の開業など、様々な分野で多数の人材と事業を輩出してきた。

このような取組が見られる一方で、社会起業等をして第一歩を踏み出した後、継続して卒業生の取組をサポートするための組織の必要性が認識され、事業の継続サポートを目的に NPO 法人 OC が立ち上がった。卒業して起業した者は 20～30 代の若者が多く、経営者としての経験がほとんどないため、事業の継続のためのさまざまな課題を解決する必要がある。

活動内容としては 2 本柱を挙げており、一つは幸雲南塾の委託運営である。幸雲南塾は 2011 年から毎年開催されており、年度初めに塾生を募集し、一年をかけて学習の場が提供される。幸雲南塾の講師は、常に最新の情報を提供するために毎年さまざまな人物を全国から招いており、講座の内容を組む業務を担っている。またそこでできた人脈は、起業後に事業を継続するに当たっての起業者の悩みを解決するためにも役立っている。二つ目は市内にあるオフィスでの取組である。このオフィスの 1 F は時間制で仕事ができるコワーキングスペースや子供から大人まで交流できる場として活用され、2 F はシェアオフィスとなっている。2 F では月に一回の頻度で、講師を招いたり、NPO 法人 OC スタッフがプログラムを組んだりして勉強会を開催する。幸雲南塾の卒業生は、普段からオフィスに訪れることで仲間と情報を共有し、支援を受けることができる。NPO 法人 OC の移住支援の取組等は第 3－48 表のとおりである。

第 3－48 表 NPO 法人 OC の活動等

名称	NPO 法人 OC
設立年	2014 年（平成 26 年）3 月
活動範囲	島根県雲南市
拠点施設	島根県雲南市内の事務所
構成集落・団体・会員数等	雲南市職員、弁護士、看護師、研究者、元会社員等の移住者
移住相談対応者	移住相談は対応していない。雲南市で社会課題を学び社会起業などで解決したい者に対して、毎年開催する幸雲南塾での人材養成やオフィスの提供をしており、結果として移住する者がいる。
活動内容	雲南市をフィールドに社会課題を学び、社会起業などの実践を繰り返すことを通して、地域の未来を切り開いていく人材を育成。具体的には ・雲南市の社会起業家育成セミナー「幸雲南塾」の委託運営。 ・医療・福祉、キャリア教育、創業支援、都市農村交流、地域資源の商品開発・販売、訪問看護事業等、未来に必要な仕事と人の育成
経済基盤	雲南市より幸雲南塾の委託料、その他事業収入
県・市町村との関係	雲南市からの事業委託

移住・定住効果	幸雲南塾卒業生により、戸別訪問を行う訪問看護ステーション、カフェやシェアオフィス等を地域に作った。2018年度までに、市内外から延べ108名の卒業生を輩出し、卒業生による事業創出で51名の新規雇用と2.8億円以上の経済効果を創出した。
調査日	2016年（平成28年）12月

資料：ヒアリング調査（2016年12月）より筆者作成。

2）地区K振興会

地区K振興会は、雲南市内にある地域自治組織で、地区の交流センターを拠点とし、「総務部」「生涯学習部」「地域振興部」「福祉部」で構成される。総務部では地域の祭事を開催、生涯学習部では子供餅つき大会・キャンプ・水辺の楽校等の子供たち向けのイベントを開催、地域振興部は、NPO法人OCと協働で都市農村交流活動、キャンプ場及び食事処の運営、福祉部では、子育てサロンや手芸サロンなどを開催している。2014年には上記4部以外に、振興会内に地区K活性化専門委員会を立ち上げ、空き地・空き校舎の有効活用やUIターン促進の検討を行っている。

通常の振興会活動とは別に2014年に地区K活性化専門委員会を立ち上げ、廃校となった久野小学校や空き地の活用、UIターン人材募集事業などの検討を始めた。その中で、NPO法人OCの代表者より幸雲南塾の卒業生としてIターン者を紹介してもらい、「雲南市地域づくり応援隊」として雇用した。雲南市地域づくり応援隊は雲南市独自の制度で、地域自治組織のスタッフとして地域課題の解決に携わる外部人材を雲南市で3年間雇用する事業である。雲南市地域づくり応援隊となったA氏は、地区K振興会の様々な会合の議題作成などの運営コーディネーターや、かみくの桃源郷Webサイトリニューアル、イベントの告知、クラウドファンディングでのツリーハウス建設などを実現した。このような活動によりかみくの桃源郷の県外からの利用者が大幅に増加しているが、現在はマンパワー不足で受入人数を増やせないといった課題も抱えている。また、直近6年間では7組のIターン者を地区Kに迎えた。地区K振興会の移住支援の取組等は第3-49表のとおりである。

第3-49表 地区K振興会の活動等

名称	地区K振興会
設立年	2008年（平成20年）
活動範囲	雲南市地区K
拠点施設	島根県雲南市内の公民館
構成集落・団体・会員数等	地区内の190戸、約600人。 会長、事務局長、総務部、生涯学習部、地域振興部、福祉部の4部会と地区K活性化専門委員会（2014年～）
移住相談対応者	2014年より地区K活性化専門委員会を立ち上げ、委員が移住希望者に対応
活動内容	総務部：地域の祭りの開催

	生涯学習部：子供餅つき大会・キャンプ・水辺の楽校等の開催 地域振興部：NPO 法人 OC と協働で都市農村交流・キャンプ場・食事処（かみくの桃源郷）の運営 福祉部：子育てサロン・手芸サロン等の開催 地区 K 活性化専門委員会：空き地・空き校舎の有効活用・UI ターン促進等
経済基盤	雲南市より地域づくり活動等交付金及びアウトドア施設の運営委託事業費を受給
県・市町村との関係	雲南市より地域づくり活動等交付金を受給し、地域住民の健康、福祉、文化活動などを実施。市よりアウトドア施設の運営委託を受け、キャンプ場、コテージ、飲食施設などを運営。
移住・定住効果	6 年間で I ターン世帯 7 組が地区 K に移住した
調査日	2016 年（平成 28 年）12 月

資料：ヒアリング調査（2016 年 12 月）より筆者作成。

（４）移住支援組織の分類と特徴 数量化Ⅲ類による分析

調査を実施した移住支援組織では、総じて以下の２点の役割が見られた。

（a）移住者には見つけることのできない仕事や住居等が、移住支援組織を通じて見つかることがある。

空き家バンクに登録されていなかったり、不動産業者の賃貸情報に掲載されていなくても、移住希望者を紹介した支援組織の住民を通じ、貸すつもりのなかった家が大家から貸出されたり、募集していない職場に採用されたり、ないと思っていた農地が見つかったり、大変だと思っていた空き家の整理に目途がつくなどの事例が見られた。

（b）地域が受け入れる移住者を選別する役割を果たす。

行政窓口では移住希望者を選んで地域に紹介・移住してもらうことはできず、来訪者には一律で空き家情報、仕事情報、農家や地域のキーパーソンの紹介などをしなければならない。一方で移住支援組織では、移住先で地域住民と良好な関係を築くのが困難な者や、金銭的・社会的・精神的等、様々な問題を抱え、前住地を追い出されるような形で来た者等をフィルタリングする機能を有していた。

これらの事例がどのような移住支援組織によって可能なのか、調査により明らかとなった移住支援組織は組織の目的や活動内容が様々であり、それらを分類することで特徴を把握することを試みた。まず現地でのヒアリング調査を元に、各移住支援組織の相違点を第 3－50 表及び第 3－51 表のようにカテゴリデータで整理した。

第3-50表 移住支援組織カテゴリデータ1

	組織目的		行政との関わり			
	移住支援が主目的	移住支援は仕事	移住支援以外の営利活動・サービス提供が主目的	地域づくりメニューの一つとして移住支援を実施	行政資金を移住支援に活用	行政の移住支援施策にない移住支援メニューがある
(官民)諏訪圏移住相談センター	○	○	×	×	○	×
(官)白川町移住・交流サポートセンター	○	○	×	×	○	×
(民)NPO 法人 O	×	×	○	×	×	○
(民)Mトマト部会	×	×	○	×	×	○
(民)地区 H 定住推進協議会	×	×	×	○	○	×
(民)地区 U まちづくり推進委員会	×	×	×	○	○	×
(民)地区 U 移住支援グループ	○	×	×	×	×	○
(民)一般社団法人 H	○	○	×	×	○	×
(民)シェアハウス Y	×	×	○	×	×	○
(民)NPO 法人 OC	×	×	○	×	×	○
(民)地区 K 振興会	×	×	×	○	○	×

資料：筆者作成。

第3-51表 移住支援組織カテゴリデータ2

	行政との関わり		メンバーについて		
	行政の 移住支 援施策 の内容 が組織 にも(以 前から) ある	行政の 移住支 援施策 を利用し ている	メンバー は地域 の代表 者で構 成	メンバー は普段、 移住支 援以外 の仕事 をしてい る	メンバー は同じ目 的を持っ た有志
(官民)諏訪圏移住相談 センター	×	○	×	×	×
(官)白川町移住・交流サ ポートセンター	×	○	×	×	×
(民)NPO 法人 O	○	×	×	○	○
(民)Mトマト部会	○	×	×	○	○
(民)地区 H 定住推進協 議会	×	○	○	○	×
(民)地区 U まちづくり推 進委員会	×	○	○	○	×
(民)地区 U 移住支援グ ループ	×	×	×	○	○
(民)一般社団法人 H	×	○	×	×	×
(民)シェアハウス Y	○	×	×	○	○
(民)NPO 法人 OC	×	×	×	○	○
(民)地区 K 振興会	×	○	○	○	×

資料：筆者作成。

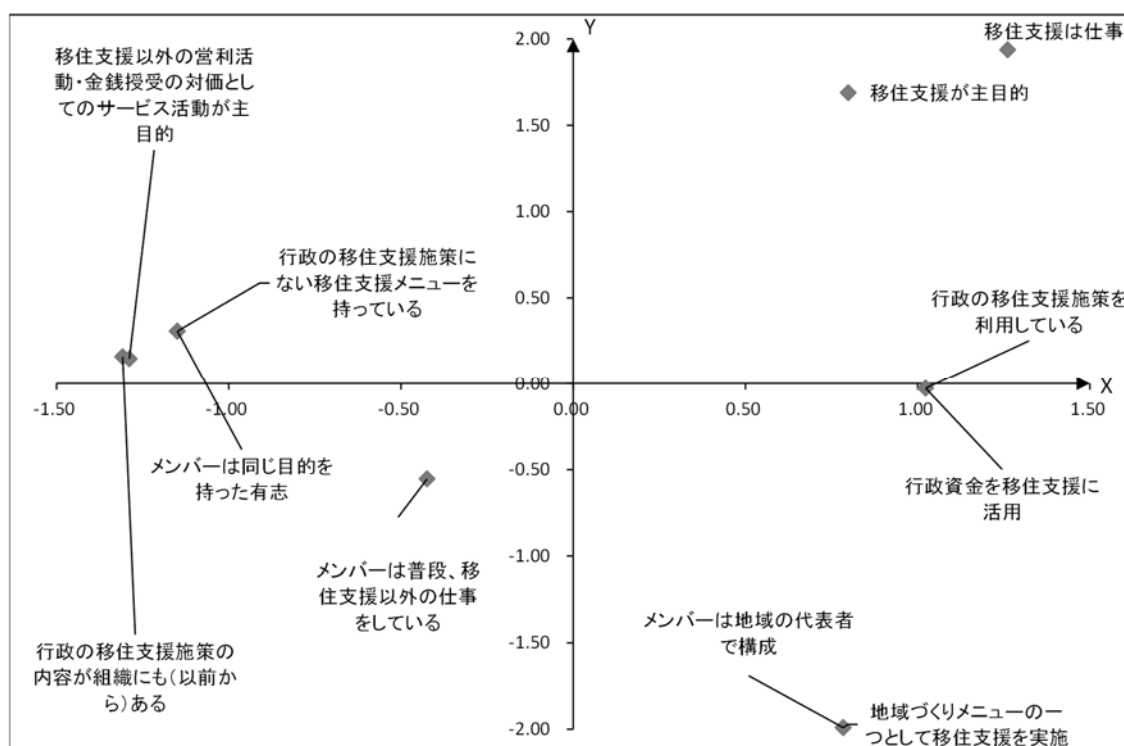
次にこれらのデータについて数量化 III 類を用いて分類し、各移住支援組織の持つ特徴を明らかにした。4 軸が得られ、そのうち最初の二つの軸で累積寄与率が 90%を超えており(第3-52表)、これらの二つの軸を用いてカテゴリースコア図を作成した(第3-46図)。図からは X 軸(1 軸)が行政の移住支援施策との関わりにおいて、右側にあると移住支援を業務として、若しくは業務委託として実施し、左端に移動するほど行政施策の補完的に移

住支援を実施する内容から、完全に行政の移住支援施策と独立して移住支援を行っていることを示していると解釈できる。縦軸の Y 軸（2 軸）は、上にあるほど組織として移住支援を行うことが主目的であり、そこから下に徐々に移動するに従って、移住支援は組織の他の目的を達成するために不可欠な一部、そして下端に行くほど、移住支援は組織の多数ある目的の一部分であると解釈できる。これらの軸は、X 軸を「行政施策との関係」、Y 軸を「組織の目的」と名付けることにする。

第 3-52 表 四つの軸の固有値，寄与率など

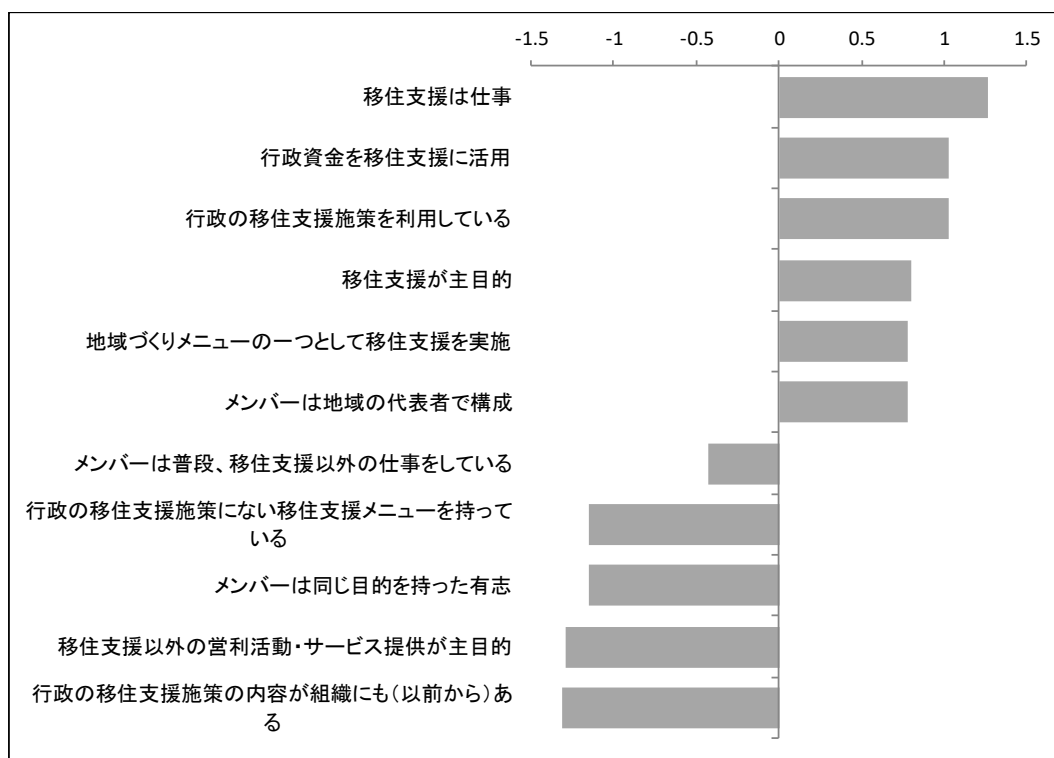
軸	固有値	寄与率	累積寄与率	相関係数
1	0.8136	57.50%	57.50%	0.9020
2	0.4611	32.59%	90.09%	0.6791
3	0.1057	7.47%	97.56%	0.3251
4	0.0345	2.44%	100.00%	0.1859

資料：筆者作成。



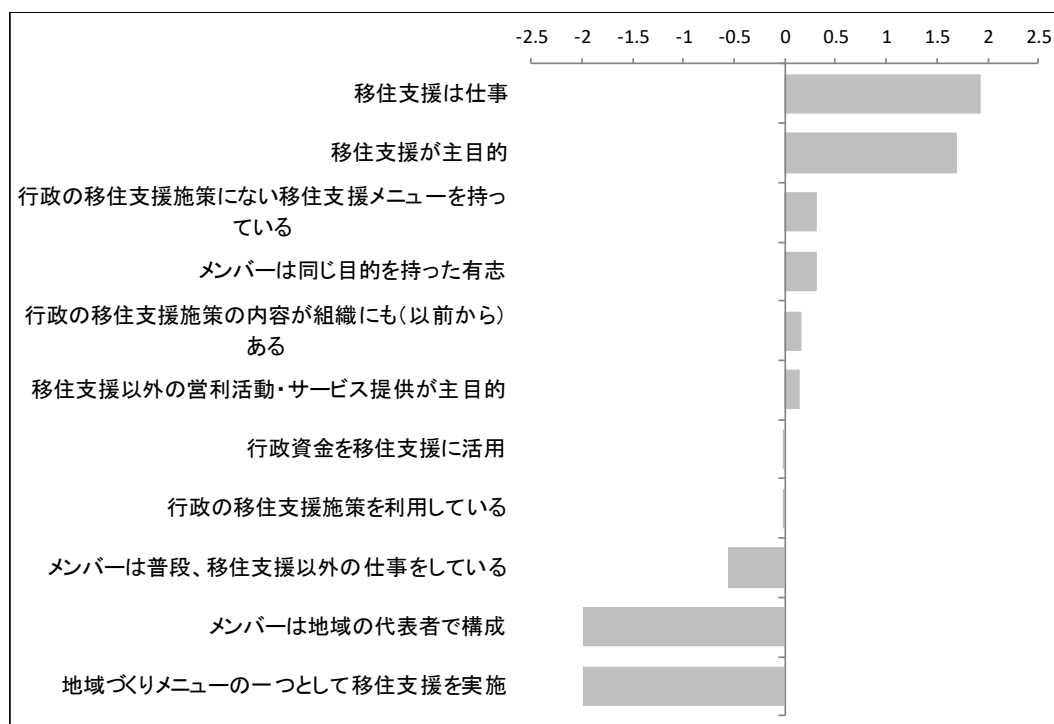
第 3-46 図 二つの軸のカテゴリースコア図

資料：筆者作成。



第 3 - 47 図 X 軸のカテゴリースコア

資料：筆者作成。



第 3 - 48 図 Y 軸のカテゴリースコア

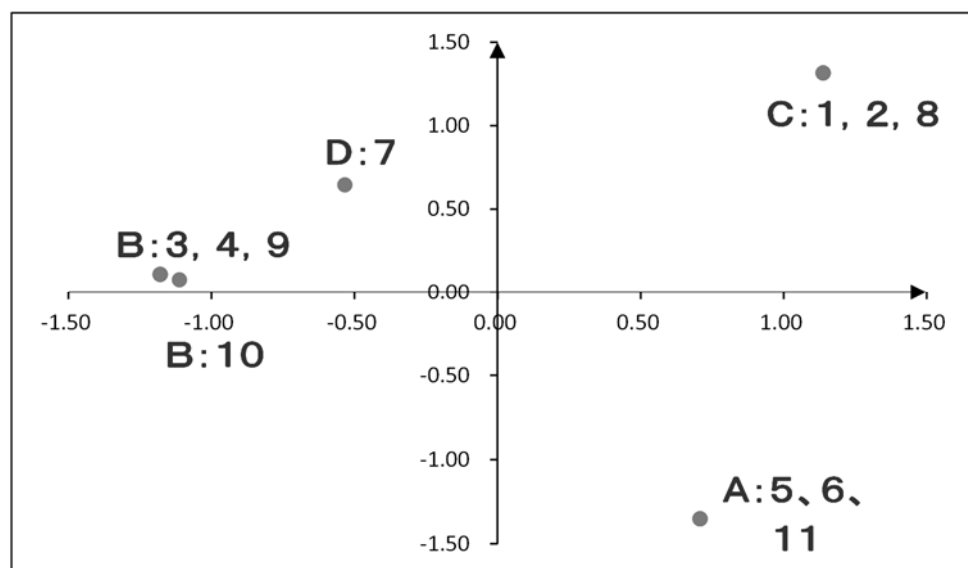
資料：筆者作成。

次に、11 存在した移住支援組織のサンプルスコア（第 3－53 表）からサンプルスコア図を作成し（第 3－49 図）、先ほど作成したカテゴリースコア図と比較した。

第 3－53 表 移住支援組織のサンプルスコア

	第1軸	第2軸
1. (官民)諏訪圏移住相談センター	1.1382	1.3148
2. (官)白川町移住・交流サポートセンター	1.1382	1.3148
3. (民)NPO法人O	-1.1794	0.1076
4. (民)MTマト部会	-1.1794	0.1076
5. (民)地区H定住推進協議会	0.7075	-1.3515
6. (民)地区Uまちづくり推進委員会	0.7075	-1.3515
7. (民)地区U移住支援グループ	-0.5333	0.6440
8. (民)一般社団法人H	1.1382	1.3148
9. (民)シェアハウスY	-1.1794	0.1076
10. (民)NPO法人OC	-1.1118	0.0762
11. (民)地区K振興会	0.7075	-1.3515

資料：筆者作成。



第 3－49 図 11 の移住支援組織のサンプルスコア図

注. X 軸を「行政施策との関係」、Y 軸を「組織の目的」。A～D の分類は後述。

資料：筆者作成。

これらの結果から、移住支援組織を第 3－50 図で 4 分類した。まず、組織の目的に着目すると、移住支援が主目的に位置付けられている組織と、組織の主目的は別にあるが、移住支援が活動の一部として位置付けられている組織に分けられる。移住支援が主目的であった組織は、四つで、白川町移住・交流サポートセンター、茅野市の諏訪圏移住相談センター、

高梁市の一般社団法人 H，同じく高梁市の地区 U 移住支援グループであった。これらの団体は移住支援による移住者増が活動の目的となっている。移住支援の活動を，活動の中の一つとして位置付けていた組織は八つであった。これらの組織は，地域づくりや地域の住民サービスの提供，有機農産物生産などの仲間作り，避難者や起業を行う者等，特定の対象者の支援を目的としており，その中で，移住者を受け入れる活動も行っていた。

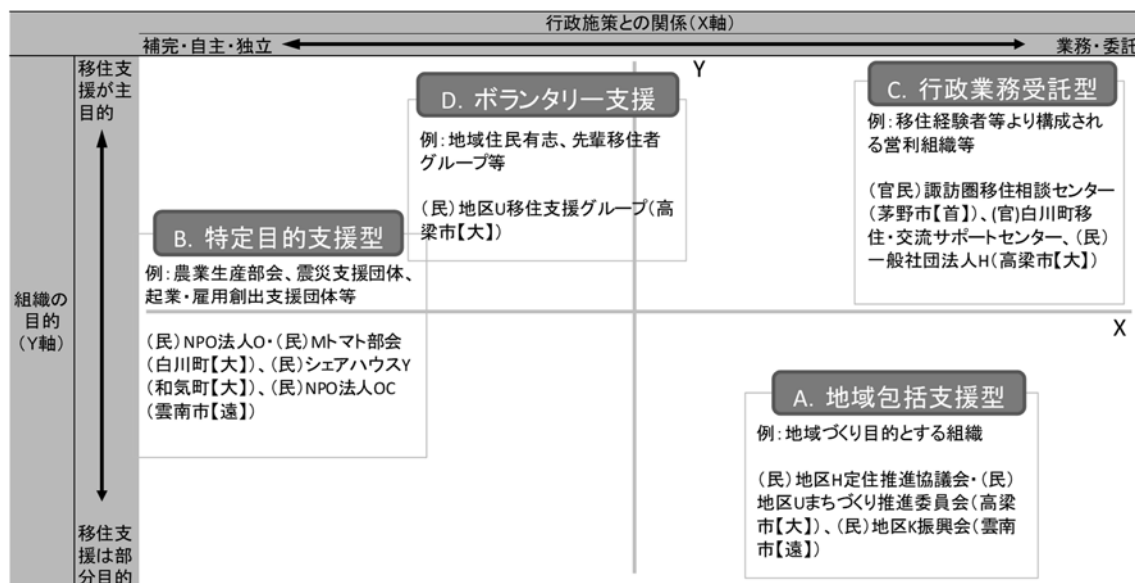
他方，行政施策との関係では，基本的に行政の方針にのっとり，行政からの財政支援により活動する組織と，ある程度裁量をもって，連携しつつも独自に活動する組織に分けられる。これらに基づき整理すると，第 3－50 図のとおり四つのタイプが存在した。

A の地域包括支援型は，行政からの資金受入や支援施策を活用して地域の関係者が一体となり移住者を受け入れる組織である。具体的には地域づくりを行う地域住民組織のような例が当てはまり，構成メンバーは各集落等から選挙や持ち回り等で選ばれ，役職が割り振られる。

B の特定目的支援型は，特定の目的を持った団体が，仲間形成等の目的で，地域への適応性等を判断しつつ，移住者の仕事や住居探しの世話をしつつ，移住者を受け入れる組織である。自治体の移住支援施策の有無にかかわらず活動し，必要であれば自分たちでお試し住宅や職業研修制度を持ち，移住希望者を受け入れているような事例を指す。農山村での起業やそれによる雇用創出に特化した組織等もある。そこでは，地域の課題を見つけ出し，新しい仕事や雇用を作り出す役割が期待されている。

C の行政業務受託型は，移住者受入れに関する業務を行政から受託し，自治体職員が業務外となる週末でも移住希望者を地域に案内し，住居や仕事の探索，空き家バンクの登録・整理，幼稚園や小学校の見学，就職先候補地訪問等を業務として実施する。また各種移住支援イベント開発・実施等を議会や市町村の承認を得ずに年度内でもスピード感を持って取り組む。広義にとらえれば，移住コーディネーター・移住相談員等の名称で，自治体から移住希望者・移住者の相談にのる仕事の委託をされる単独の者も含むことができる。

D のボランティア支援型は，自治体の行政施策では不足している部分についてサポートする取組を行っている組織である。具体的には自治体に移住コーディネーター等がない場合に，移住希望者の地域案内や不動産探し等を行ったり，建築関係の業者がボランティアで移住者を迎える空き家の修理をしたり，有志で室内清掃を手伝ったりする。先輩移住者が移住希望者の移住相談に乗り，地域の情報を提供する場合も含む。また，場合によっては，地域住民からの同調圧力からの緩衝材の役割を果たすこともある。



第3-50図 調査市町の移住支援組織の分類

資料：筆者作成。

次に、調査により明らかとなった移住支援組織を、首都圏近郊，三大都市圏近郊，遠隔地の順に第3-54表で一覧にした。

調査した5県はいずれも多数の移住者が来ているが、市町村単位では移住者の増減が異なり、また同じ市町村内でも市町役場の移住担当者へのヒアリングでは地区によって増減が異なることが見受けられた。表の中で移住者トレンドとは、市町村移住担当者による調査時点での直近数年の移住者の増減傾向をヒアリングして回答してもらったものである。全体として、移住支援組織のない市町村では、移住者数の増減のトレンドにおいて減少傾向となっている可能性が示唆されたが、移住支援組織の有無や類型には、次のような地域性がみられ、特に首都圏近郊では移住支援組織の移住者に与える影響は以下に述べるように小さいと考えられた。

首都圏近郊型の二つの自治体ではCの行政業務受託型の移住支援組織が一つしかなかった。これは、首都圏から近く、移住支援組織がなくともある程度の移住者がやってきていたこれまでの状況を表していると考えられた。「首都圏近郊」ということは、観光地が立地しやすく、製造業を誘致しやすいことを意味し、白樺湖等の観光地がありセイコーエプソン(株)の城下町である茅野市を含む諏訪圏や、新宿から特急2時間余りで住居の3分に1が主に首都圏在住者の別荘という北杜市では、移住するための不動産物件や仕事を自力で探す環境がある程度存在していた。そのことは、茅野市を含む諏訪圏6市町村の移住支援組織「諏訪圏移住相談センター」の事務所を宅地建物取引業協会が提供し、移住コーディネーターが仕事等の相談に乗り、協会で紹介できる不動産物件の紹介もしていることから伺えた。不動産売買では物件価格に対して売主、買主の双方から3%の計6%の仲介手数料が得られるが、物件価格が高い契約が一定の規模で存在しないと民間業者が関与するのは難しい。

これらの地域では事務所を提供してもそれほど負担にならないほど、紹介できる物件と移住者の数が多い可能性がある。

三大都市圏近郊型の五つ自治体には、A：地域包括支援型、B：特定目的支援型、C：行政業務受託型、D：ボランティア支援型の4タイプ計八つの組織と官による移住支援組織が見られた。B：特定目的支援型の組織があった2自治体（白川町、和気町）では、ある程度の数の移住者の定住が進み、地域の活動を担うことで、地域住民における移住者受入れの意識が醸成され、自治体が後追いで移住支援施策を充実させる流れにつながるという動きが見られた。一般的に、首都圏近郊型の市町村に比べて三大都市圏近郊型の自治体では、企業の本社や製造業の拠点が立地しづらく、給与水準の高い仕事や、希望の職種での仕事の確保が難しいことが考えられる。また賃貸や売買が可能であっても様々な理由で不動産市場に出てこない住宅も存在すると考えられる。見られた4タイプの移住支援組織では、移住者だけでは見つけることができない仕事や住居を探したり、交渉したりすることで移住支援を行っていた。ハローワークには募集が出ていなくても有機農業をやりたかったり、仕事を探したい、田舎暮らしがしたいといった相談者が来た際に、人となりを見て判断しながら、指導してくれる農家を探したり、就業候補先を見学しマッチングしたり、幼稚園や小学校を移住希望者と一緒に見学したり、片付いていない荷物を片付けてもらい住居を確保したりといったことを行っていた。

移住支援組織がありながら移住者数のトレンドに減少傾向が見られる飯田市は、人口約10万人の市内に地域自治組織が20あり、その中で地区Cが移住者を積極的に受け入れていた。地区Cの人口は約1,600人で市南部の山間にある小規模な地区である。市中心部とは状況が異なり人口減少が急激に進んでいるため、移住者の受入れが進んでいた。

遠隔地型の二つの自治体のうち雲南市には、A：地域包括支援型、B：特定目的支援型の二つの移住支援組織があった。このうち、B：特定目的支援型の組織は、社会課題を明確化し、起業・雇用を創出する目的を持っていた。首都圏近郊や三大都市圏近郊から遠い自治体で、求人数や給与水準等で劣るが、起業・雇用創出型の移住支援組織があることで人材が多く集まり、移住につながっている傾向が見られた。また、A：地域包括支援型の移住支援組織では、起業・雇用創造型の組織から供給される人材を受け入れ、活躍の場を提供していた。

遠隔地では、都市のような社会インフラ、雇用や収入を求めてやってくる移住希望者は多くない。移住希望者の多くは、地域の課題を解決する社会起業家、ライター等働く場所を選ばない個人事業主、農家民宿経営希望者、有機農業実践希望者、自伐林家希望者等、手に職を持っていたり、移住してから自分で仕事を作り出したりして田舎の生活を続けたい者等である。地域外から流入した移住者が、遠隔地型の農山村において起業を実現するためには、地域資源の利用や施設や顧客の確保といった点で、地域コミュニティの理解や協力が不可欠である。両タイプ（A・B）の移住支援組織は、このような面で移住希望者の移住を後押しするものと考えられる。なお、雲南市と吉賀町では、いずれも移住支援施策を担う部署に移住コーディネーターを配置し、移住希望者への相談対応や、関係者との仲介・調整業務を担っている。遠隔地では地域住民の高齢化や人口減少が進み、三大都市圏近郊と比べ生産年

齢の住民や移住者の割合が少ない中で、相対的に不足するマンパワーを補うために、自治体に移住コーディネーターの役割を直接担う必要がある現状を反映しているものと考えられる。

第3-54表 調査市町の移住支援組織一覧

	3タイプ 分類	人口 (2015)	移住数トレンド (2016-17)	移住支援 組織名	設立	組織形態	タイプ
北杜市	首都圏 近郊	45,111	増加傾向	-	-	-	-
茅野市		55,912	増加傾向	(官民)諏訪圏移住相談 センター	2016年	任意組織	行政業務受託型
大町市		28,041	横ばい・減少	-	-	-	-
飯田市		101,581	減少	(民)地区Cまちづくり 委員会※	2007年	地域自治組織	地域包括支援型
白川町		8,392	増加傾向	(官)白川町移住・交流 サポートセンター	2015年	町役場内組織	-
				(民)NPO法人O	2011年	NPO法人	特定目的支援型
				(民)Mトマト部会	1980年後半	任意組織	特定目的支援型
高梁市	三大都市 圏近郊	32,075	増加傾向	(民)地区H定住推進協 議会	2008年	地域自治組織	地域包括支援型
				(民)地区Uまちづくり 推進委員会	1992年	地域自治組織	地域包括支援型
				(民)地区U移住支援グ ループ	2012年	任意組織	ボランティア支援型
				(民)一般社団法人H	2016年	一般社団法人	行政業務受託型
和気町		14,412	増加傾向	(民)シェアハウスY	2011年	任意組織	特定目的支援型
雲南市		39,032	増加傾向	(民)NPO法人OC	2014年	NPO法人	特定目的支援型
	遠隔地			(民)地区K振興会	2008年	地域自治組織	地域包括支援型
吉賀町		6,374	減少	-	-	-	-

注. 飯田市の地区Cまちづくり委員会については、今回は調査できなかったが、移住支援の活動は行っており、表に含めた。

資料：筆者作成。

ここでは、市町村や更に小さな範囲（地区）で活動する組織を対象に類型化を試みたが、島根県のように県全体にまたがり活動する移住支援組織「ふるさと島根定住財団」を持つこともあり、また各県では県の中に官営の移住支援組織を持ち、大都市圏でセミナーを実施し、移住者を勧誘している場合もある（第3-55表）。このような県の移住支援組織は、移住希望者がいた場合に、各市町村役場の移住担当者に移住希望者をつないだり、さらにそこから市町村の移住支援員が対応したり、各市町村内の移住支援組織に役場の職員から相談が行われたりするという流れになっている。実際に、移住希望者が移住場所を決める際には、市町村や更に小さな範囲で活動する移住支援組織での対応が最終的な決め手になると思われる。

第 3-55 表 各県における移住支援（2016 年（平成 28 年）度末時点）

	山梨県	長野県	岐阜県	岡山県	島根県
移住者数トレンド	増加傾向	増加傾向	増加傾向	増加傾向	増加傾向
人口（2015）	834,930	2,094,452	2,032,533	1,921,525	691,931
専門部署開設	2014年	2016年	2009年	2016年	1992年
専門HP	甲斐適生活	楽園信州	ふふふぎふ	おかやま晴れの国ぐらし	くらしまねっと
移住支援組織	やまなし暮らし支援センター（ふるさと回帰センター内, 2013）	長野県移住・交流センター（2012）	清流の国ぎふ移住・交流センター（ふるさと回帰センター内2015, 名古屋2016）	ふるさと暮らし情報センター（ふるさと回帰センター内, とっとり・おかやま新橋館内（2014））	ふるさと島根定住財団（1992）
出先窓口	有楽町（2013）	有楽町（2012）, 銀座（2014）, 名古屋（2013）, 大阪（2013）	有楽町（2015）, 名古屋（2016）, 大阪（2016）	有楽町（2012）, 新橋（2014）, 大阪（2012）	にほんばし島根館（2003）, 島根県大阪事務所, 島根県広島事務所

注. 移住者数トレンドは、県の移住担当者にヒアリング調査をした際に最近数年間の移住者数の増減傾向を訪ねたもの
資料：筆者作成。

5. この章のまとめ

移住支援組織によって有機農業の I ターン新規就農者を継続的に受け入れている例では、兵庫県丹波市、島根県浜田市など（NPO 法人有機農業参入促進協議会，2018）が報告されている。また、広島県安芸太田町では、住民が移住支援を行う NPO 法人を設立し、土建業者、水道工事店、森林組合などの団体がメンバーとなり、それぞれの得意分野を活かしながら、空き家の調査・家主との交渉、建物改修などを行って、4 年間で 12 世帯 56 人が移住している例（NPO 法人上殿未来会議，2014）もある。徳島県における人口移動モデルから、地域に農業支援センターのような移住者受入組織があることで、UJI ターン増加に正の影響を及ぼしている例も報告され（阿部ら，2009），加えて人間関係や居住環境の魅力が移住の要因として挙げられている（阿部ら，2010）。

先に移住した者が、新しく移住しようとしている者に対する移住支援組織の一員となり、地域の農産物の 6 次産業化の推進に新旧の移住者が好影響を及ぼしている例や（衛藤，2017），外部から移住した人材が、その後に移住支援組織的な役割を担うことになった場合に、さらなる移住者を呼び込む効果や、新しく来た移住者と地域住民とを結びつける効果を果たしたり、それにより、地域住民が更なる移住者を受け入れる態勢を整えたりする方向に進むことを指摘している例もある（中尾・平野，2016）。

徳島県美波町の伊座利地区では、求める移住者増をはっきりと地域で共有し、移住希望者

の中から、集落のコミュニティを維持してくれそうな若者や家族連れの移住者を、地域の住民が選んでいる。このような、新規移住者を「選ぶ」システムは現時点までに大きな問題が起きていない（齋藤ら，2011）。自治体の窓口が移住希望者への移住相談を一手に引き受けた場合には、全ての移住希望者に等しく情報を提供し、空き家や仕事確保などに等しく機会を提供することが求められるが、一方でそうした場合には、不審者や前科者、家族や社会と縁を切り末期の病気を隠してくる者など、地域側には受入負担の大きい者を受け入れることもあり、実際に筆者の現地調査では、幾つもそのような事例を聞くことができた。総務省地域力創造グループ地域自立支援課（2013）でも同様に、自治体が移住窓口を担当していると、公平性を重視しながら、移住希望者の先着順や抽選などで空き家や仕事などを紹介せざるを得ないが、NPO 法人や地域組織が窓口になることで地域に必要な人材を確保することができると述べている。

以上のような点から移住支援組織の役割（メリット）として、筆者は以下の3点を挙げることができると考える。

（a）移住者には見つけることのできない仕事や住居等が、移住支援組織を通じて見つかることがある。

実際に現地で移住者にヒアリング調査をすると、貸すつもりのない家が貸出される、募集していない職場に採用される、ないと思っていた農地が見つかる、大変だと思っていた空き家内の改修や家財道具の整理に目途がつく等々、空き家バンクやハローワークには掲載されていないが、移住支援組織を通じて仕事や住居を獲得できたという話が大変多かった。

（b）地域が受け入れる移住者を選別する役割を果たす。

自治体の窓口では、地域の最も望ましい移住者を移住希望者の中から選んで地域に紹介・移住するということができない。移住先で地域の人と良好な関係を築ける性格を持っているかどうかといった点を移住支援組織の複数のメンバーで確認してから、移住支援を行うことができる。金銭的・社会的・精神的等の様々な問題を抱えて前住地を離れて来た者の中には、移住先で大きなトラブルを引き起こすこともあり、総務省これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会第1回（2016）の議事概要では委員から「移住者が入ってきて良かった面と悪い面を整理する必要があるのではないかな。全ての移住者が入ってくるのが良いことではなく、地域が必要とする人は入ってくるとしても、不要な場合は規制が必要ではないかな。それは国がやるのか、あるいはもしかすると、ふるさと住民票とか何かの関所的な制度によって、悪いものは未然に見えてくるとか、そういうものが必要ではないか」との発言もあった。つまり、移住者は基本的に歓迎されるのだが誰でもいいわけではなく、例えばコミュニティ活動の活発な地域や行政サービスの多くを住民で補っているような地区では望ましい移住者がおのずと明らかになる。

（c）フレキシブルに移住希望者を案内できる

移住希望者は仕事を持っているサラリーマンも多く、土・日や祝日を利用して移住候補地を訪れるが、土・日や祝日は、行政組織が閉まっており、自治体職員は地域の紹介や案内ができないことも多い。また、行政の担当課での対応では、職員の数年ごとの異動により、移

住を受け入れる各地区の住民と行政との関係が途切れ、必要なときに移住者に必要な情報、地域の役職者や世話好きな人との引き合わせなどができない場合がある。移住支援組織ではそのような制約がない。

地域に人口減少、少子高齢化、買物難民、鳥獣害などの何らかの課題があるときに、行政による地域住民への一方的なサービスの提供、例えば IT リテラシーがないにもかかわらず高齢者全員にタブレット PC を提供し高齢者見守り医療体制を整えるなどの一方的な対応では押し付けとなるだけで解決しないことも多く、行政と協働し、課題に関わる地域住民が関与する地域内組織を作ることは有効な手段になり得る。「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版及び 2016 改訂版）」では、平成 32 年までに地域運営組織を全国で 3,000 団体形成することとしており、2017 改訂版からは目標を 5,000 団体に上方修正した。そのために各府省庁による様々な財政措置が講じられている（地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議，2016）。ここで地域運営組織とは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」において、「持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織」と述べられている。まち・ひと・しごと創生本部（2016）では地域運営組織を「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」とかかかれている。地域運営組織は、行政による財政支援等の支援が得られ、本報告の例では、岡山県高梁市の 2 組織や長野県飯田市の組織に当たる。

実際には、特に本調査で遠隔地に分類されるような市町村では、組織を運営する人材が地域内に存在しなかったり、人材育成が必要であったりすることもあり、すぐに組織的な移住支援ができるわけではないが、ボランティア支援型（第 3－50 図）のような形で有志が始めることは可能である。また地方創生、地方活性化を目的に、地域おこし協力隊、集落支援員、地域おこし企業人、外部専門家などのさまざまな制度があり、地域にない人材や知見を獲得することができる状況にある。

注（1）岐阜県『『清流の国ぎふ』創生総合戦略』2015 年を参照。

（2）本節の記述内容は、岐阜県で現地調査を実施した平成 28 年度時点でのデータに基づく。

（3）現在は廃止。

（4）現在は廃止

（5）現在は廃止。令和 2 年から「ぎふ農業経営者育成発展支援事業」にて支援。

（6）「平成 28 年度第 1 回ぎふ創生県民会議 移住定住推進部会」（平成 28 年 8 月 26 日）資料を参照。

（7）本節の記述内容は、島根県で現地調査を実施した H28 年度時点のデータに基づく。

- (8) 2014 年度までの I ターンの定義は、「市町村等の支援を受けて、県外から島根県に転入し、かつ定住する意志のある者」であった（島根県地域振興部しまね暮らし推進課での聞き取り調査時（2016 年 11 月）の配布資料より）。2015 年度以降は、次のとおり変更された。「県外転入者のうち、「転入市町村に 5 年以上住む予定があり、島根県に居住経験がある」と回答した世帯は、転入世帯員全員を「U ターン」に、「転入市町村に 5 年以上住む予定があり、島根県に居住経験がない」と回答した世帯は、「I ターン」として集計」（オープンデータおろしまね【島根県】U I ターン者数の実績 <https://shimane.opendata.jp/db/dataset/080011>（最終閲覧日 2020/08/21 より））。
- (9) 本節の記述内容は、基本的には飯田市で現地調査を実施した 2016 年度時点でのデータに基づく。ただし、移住支援施策については、2017 年度末のデータに更新している。
- (10) 2019 年 3 月には 20 地区全てで独自の基本構想が策定された。
- (11) 「結いターン移住定住推進室」（2019 年 4 月、機構改革に伴い市民協働環境部内に設置）によると、近年、同室の窓口を介した移住件数が増加傾向にある。2019 年度の実績は、54 件 114 人（U ターン 23 件 44 人、I ターン 31 件 70 人）で、「結いターンキャリアデザイン室」からの実績を含め、過去最高となっている。こうした状況の変化やその背景については、今後さらなる調査分析が必要である。
- (12) 平成 28 年から地方創生課に名称変更。その後、平成 30 年にまち経営課へ再度の名称変更。
- (13) 和気町産業振興課での聞き取り調査（2018 年 2 月）より。
- (14) 2017 年 1～12 月の実績（和気町まち経営課提供資料より）。64 世帯の世帯主の年齢をみると、20 代が 12 世帯、30 代が 22 世帯、40 代が 11 世帯となっている。
- (15) 2017 年 1～12 月の実績（和気町まち経営課提供資料より）。64 世帯における都道府県別移住前の居住地をみると、関東地方が 24 世帯、関西地方が 21 世帯、中国地方が 7 世帯の順で多くなっている。
- (16) 本節の記述内容は、吉賀町で現地調査を実施した 2016 年度時点でのデータに基づく。ただし、移住支援施策については、2017 年度末のデータに更新している。
- (17) このうち 1 名は 2016 年 9 月に退職したため、聞き取り調査の時点では 1 名のみで活動。東京都出身の 30 代女性（3 章の世帯 NO.17）。

〔引用文献〕

- 阿部正太郎・近藤光男・近藤明子（2009）「転入受け入れ体制が UIJ ターン人口移動に及ぼす影響に関する研究」『第 40 回土木計画学研究発表会・講演集』。
- 阿部正太郎・近藤光男・近藤明子（2010）「地方圏への UJ I ターン人口移動の要因分析と促進施策に関する研究」『土木計画学研究論文集』27(2)：219-230。
- 衛藤彬史（2017）「移住・定住促進と 6 次産業化推進の相補関係―職と住の一体的な支援を担う地域活動団体を事例に一」『農村計画学会誌』36（論文特集号）：217-222。
- NPO 法人上殿未来会議（2014）「4 年で 12 世帯 56 人が移住 住民 NPO で空き家あっせん：広島県安芸太田町・NPO 法人上殿未来会議（もの申す『市町村消滅論』に異議あり）」『季刊地域』19：100-103。
- NPO 法人有機農業参入促進協議会（2018）『平成 29 年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業報告書』。

- 公益財団法人ふるさと島根定住財団（2012）「財団の20年」.
- 国土庁地方振興局（1998）『UJI ターンの円滑な推進のための基礎調査報告書』.
- 近藤光男・青山吉隆・高田礼栄（1995）「地方圏内における人口の社会移動分析」『土木計画学研究・論文集』12：171-178.
- 齋藤友里絵・真田純子・山中英生（2011）「過疎地域における集落の持続可能性に着目した新規移住者受け入れシステムに関する研究」『土木計画学研究・講演集』43：1-7.
- 佐藤真弓（2018）「農山村における新規居住者の地域人材としての『二面性』—長野県飯田市の地域住民組織を事例とした活用可能性—」『農林水産政策研究』28：1-24.
- 鈴木健史・森尾淳・内山久雄・寺部慎太郎（2011）「広島県における UJI ターンの要因に関する研究：地域の特徴、UJI ターンの支援施策からみた分析」『都市計画論文集』46(3)：325-330.
- 住田和則・渡邊貴介・羽生冬佳（2001）「地方自治体における UI ターン施策に関する研究」『都市計画論文集』36：355-360.
- 総務省（2017）『地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員・外部専門家・地域おこし企業人』，
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000073.html（2019年4月1日参照）.
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課（2013）『多自然町村の持続可能モデルに関する調査研究報告書』.
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課（2016）『これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会（第1回）議事概要』.
- 垂水亜紀・藤原三夫・泉英二（2000）「徳島県海士町における定住促進政策の展開と成果」『林業経済研究』46(1)：57-62.
- 地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議（2016）『地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告』.
- 中島正博（2014）「島根県海士町の取組みから見た定住政策の課題」『経済理論』376：83-101.
- 中尾裕幸・平野正樹（2016）「地域サポート人材の定着とその支援のあり方について：地域おこし協力隊制度と地域社会のサステナビリティ」『岡山大学経済学会雑誌』47(3)：391-417.
- 藤代正樹（2016）「移住・定住の取組事例紹介（その1 岡山県）」『和歌山社会経済研究所報』82：31-36.
- 牧山正男・平林藍・細谷典史（2014）「東日本における市町村主体の移住促進を目指した取組」『農村計画学会誌』33（論文特集号）：227-232.
- まち・ひと・しごと創生本部（2016）『地域運営組織を巡る状況』.
- まち・ひと・しごと創生本部事務局（2017）『移住・定住施策の好事例集（第1弾）』.